機械設備積算基準

(対 比 表)

平成24年度版

国土交通省 総合政策局 公共事業企画調整課

機械設備積算基準

※ 以下の工種について、改訂が有るものについて、対比表を添付する。

	工 種 名	改訂の有無	
第1編 榜	後城設備工事積算基準	有り	無し
第1章	一般共通	0	
第2章	水門設備	0	
第1	河川用水門設備	0	
第2	ダム用水門設備		0
第3章	ゴム引布製起伏堰ゲート設備		0
第4章	揚排水ポンプ設備		0
第1	揚排水ポンプ設備		0
第2	コラム形水中ポンプ設備		0
第3	除塵設備		0
第5章	ダム施工機械設備		0
第6章	トンネル換気設備	0	
第1	ジェットファン設備	0	
第2	送風機設備	0	
第7章	トンネル非常用施設		0
第8章	消融雪設備		0
第9章	道路排水設備	0	
第10章	共同溝付帯設備	0	
第11章	駐車場設備		0
第1	自走式駐車場設備		0
第2	機械式駐車場設備		0
第12章	車両重量計設備	0	
第13章	車両計測設備		0
第14章	道路用昇降設備		0
第 15 章	ダム管理設備		0

工 猛 夕	改訂の	改訂の有無	
工 種 名	有り	無し	
第16章 遠方監視操作制御設備		0	
第17章 河川浄化設備		0	
第 18 章 鋼製付属設備		0	
第19章 塗 装		0	
工 種 名	改訂(の有無	
第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準	有り	無し	
第1章 一般共通	0		
第2章 水門設備		0	
第3章 揚排水ポンプ設備	0		
第1 揚排水ポンプ設備	0		
第2 コラム形水中ポンプ設備	0		
第4章 トンネル換気設備・非常用施設		0	
第5章 道路排水設備	0		
工 種 名	改訂(の有無	
第Ⅲ編 機械設備設計業務委託積算基準	有り	無し	
第1章 一般共通		0	
第2章 水門設備		0	
第3章 揚排水ポンプ設備		0	
第4章 ダム施工機械設備		0	
第5章 トンネル換気設備・非常用施設		0	
第6章 消融雪設備		0	
第7章 道路排水設備		0	

~	改訂の	の有無
工 種 名	有り	無し
第8章 共同溝付帯設備		0
第9章 遠方監視操作制御設備		0



第1章 一般共通

現 行 改正 備考 第1章 一般共通 第1 目的 現行のとおり この積算基準は、公共工事に係る土木機械設備の製作据付工事の工事費の算定について必要な事項を定めることに より、請負工事の予定価格の算定を適正にすることを目的とする。 第2 適用の範囲 この積算基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における水門設備、ゴム 引布製起伏堰ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪 設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設 備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備、鋼製付属設備の製作据付工事に適用する。 第3 請負工事費の構成 請負工事費の構成は、次のとおりとする。 工 事 価 格——工 事 原 価——据付工事原価 請負工事費— 一一般管理費等 一消費税等相当額 1 製作原価 製作原価— 2 据付工事原価 -直接工事費——労務費 据付工事原価一

平成24年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表 現 行 改 正 備考 第4 請負工事費の費目 工事費の費目 1 製作原価 現行のとおり 製作原価の費目は、次のとおりとする。 1-1 直接製作費 (1) 材料費 製作に当たって、直接及び補助的に使用される材料の費用である。 (イ) 直接材料費 設備の構成要素である製品の製作に関して直接消費され原則としてその製品の基本的実体となっ て再現する材料及び部品の費用 (口) 補助材料費 設備の構成要素である製品の製作に関して、補助的に消費され、製作過程において多くは消滅し、 原則として製品の基本的実体となって再現されない材料の費用 (2) 機器単体費 設備の構成要素である製品の製作に当たって、そのまま組込むことが出来る機器、又は単体の製品で設 備の構成要素となるものの費用である。 (3) 労務費 設備の構成要素である製品の製作に直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、 通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額からなる。 なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる製品の仮組立・調整・解体に直接従事する作 業員に対して支払われる賃金は、労務費に含まれる。 (4) 塗装費 工場において行う製品の塗装に要する費用である。 (5) 直接経費 設備の構成要素である製品の製作に必要な木型費、試運転費、特別経費に要する費用である。 (イ) 木型費 木型費が鋳放し単価に含まれていない場合の木型に要する費用。 (口) 試運転費 特に必要と認められる試運転に要する費用。 (ハ) 特別経費 特に必要があると認められる模型実験費、特許使用料等に要する費用。 1-2 間接製作費 工場(据付工事部門等を除く)の管理運営のために要する費用及び製作品の製造設計に係る費用(シス テム設計費用を除く)である。 なお、工場社内試験及び工場立会確認のために必要となる費用のうち、試験装置・計器等の費用は工場 管理費に含まれ、試験・運転費用は間接労務費、工場管理費に含まれる。 (1) 間接労務費 (イ) 間接工・工場管理業務者の給与手当等 工場における間接工・工場管理業務に従事した従業員に支払われる、基準内給与、通勤手当、諸手 当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額等 (ロ) 製造設計に係る従業員並びに間接工の給与手当等 製作品の製造設計に直接従事した従業員並びに間接工の基準内給与、通勤手当、諸手当、賞与、退 職金及び退職給与引当金繰入額等 (2) 工場管理費 (イ) 消耗工具備品費 消耗工具、備品等の費用 (口) 工場消耗品費 消耗品等の費用

平成24年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表				
	現行。			
(ハ)	事務用品費			
	事務用消耗品,新聞,参考図書等の購入費			
(=)	修繕維持費 現行のとおり			
	建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等			
(ホ)	通信交通費			
	通信費、交通費及び旅費			
(~)	会議費			
	会議に要する費用			
(交際費			
,	来客等の応対に要する費用			
(チ)	法定福利費			
())	従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額等			
	に要する費用			
	福利厚生費			
(9)	工場の従業員に係わる慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生、文化活動等に要する費			
	工場の促来員に体わる恋女娯米、貞子攸瓜、医療、慶中兄舜い寺福利序生、文化伯助寺に安りる貞 用			
(X)	動力用水光熱費			
(,)	工場における電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用			
(<i>)</i> V)	印刷製本費			
()	工場における資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用			
(ヲ)	試験試作費			
	製品、材料、機械等の検査料及び製品開発、研究、設計、試作等に要する費用			
(ワ)	教育訓練費			
	工場における技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用			
(カ)	地代家賃			
	工場の土地、建物等の借地借家料に要する費用			
(ヨ)	保険料			
	工場の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用			
(タ)	租税公課			
	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし機械経費の機械器具等損料に計上された			
į,	租税公課は除く。			
(レ)	減価償却費			
	工場の有形固定資産、無形固定資産、繰延資産等の償却費に要する費用			
(ソ)	製作外注経費			
	製品の加工・塗装等を専門業者等に外注する場合に必要となる費用			
(ツ)	工場內運搬費			
	製品の工場内運搬等に要する費用、製品の輸送に伴う荷造り費			
(ネ)	維費			
	(イ) から(ツ)までに属さない諸費用			

平成24年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表			
現行	改 正	備考	
2 据付工事原価			
据付工事原価の費目は次のとおりとする。			
2-1 直接工事費	現行のとおり		
(1) 輸送費			
製作工場の所在地から据付現場までの製品の輸送に要する費用である。			
(2) 材料費			
工事を施工するに当り、直接及び補助的に使用される材料の費用である。			
(イ) 直接材料費			
直接に消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部品の費用			
(口) 補助材料費			
補助的に消費され据付過程において多くは消滅し、原則として設備の基本的実体となって再現され			
ない材料の費用			
(3) 労務費			
工事を施工するに当り直接従事する作業者に対して支払われる賃金であり、基準内給与、通勤手当、諸			
手当、賞与からなる。			
ナヨ、貝チがりなる。 (4)			
据付時に行う設備の塗装に要する費用である。			
(5) 直接経費			
工事を施工するに当り、直接必要な特許使用料、水道光熱電力料、機械経費、試運転経費及び特別経費			
等に要する費用である。			
(イ) 特許使用料			
契約に基づき使用する特許の使用料			
(口) 水道光熱電力料			
工事を施工するために必要とする電力、電灯使用料及び用水使用料			
(ハ) 機械経費			
工事を施工するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費等の合計額			
(二) 試運転経費等			
特に必要と認められる総合試運転等に要する費用			
(ホ) 特別経費			
特に必要があると認められる費用			
(6) 仮設費			
工事を施工するために必要とする仮設物の設置・解体、電力等の供給設備、仮道、仮橋、現場補修等に			
要する費用			
2-2 間接工事費			
(1) 共通仮設費			
共通仮設費の項目及び内容は、次のとおりとする。			
(イ) 運搬費			
a 機械器具の運搬に要する費用			
b 現場内における機材の運搬に要する費用			
(ロ) 準備費			
a 工事着手時の準備及び完成時の後片付けに要する費用			
b 調査、測量、丁張等に要する費用			
c 伐開、整地及び除草に要する費用			
(ハ) 事業損失防止施設費			
工事施工に伴って発生する騒音、地盤沈下・地下水の断絶等の事業損失を未然に防止するための仮			
施設の設置費・撤去費及び当該施設の維持管理等に要する費用			
(二) 安全費			
a 交通管理に要する費用			
b 安全施設等に要する費用			

	現 行	改 正	横っ
-	安全管理等に要する費用	фх ш	
	l aからcに掲げるもののほか工事施工上必要な安全対策等に要する費用	7747 p. 1. 1. 10	
	役務費	現行のとおり	
	土地の借上げに要する費用		
	電力、用水等の基本料		
	技術管理費		
a	品質管理のための試験等に要する費用		
b	出来形管理のための測量等に要する費用		
С	工程管理のための資料の作成に要する費用		
d	1 完成図書、設備管理台帳等の作成及び電子納品等に要する費用		
е	a から d にまで掲げるもののほか、技術管理上必要な資料の作成に要する費用		
()	営繕費		
a	現場事務所,倉庫及び材料保管場の営繕に要する費用		
b	労働者宿舎の営繕に要する費用又は労働者の宿泊に要する費用		
	労働者の輸送に要する費用		
	1 営繕費に係る敷地の借上げ費用		
	思場管理費		
	工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。		
	労務管理費		
(1)			
	現地採用の労働者及び事務員にかかる次の費用		
	募集及び解散に要する費用(赴任旅費及び解散手当を含む。)		
	対象を表示である。 対象を表示している。 を、 も、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は		
	直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用		
	1 賃金以外の食事,通勤等に要する費用		
	労災保険法等による給付以外に災害時に事業主が負担する費用		
(口)	事務員給料手当等		
	現地採用の事務員の給料、諸手当(危険手当,通勤手当等)及び賞与		
(ハ)	退職金		
	現地採用の事務員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額		
(=)	事務用品費		
	現地における事務用消耗品,新聞,参考図書等の購入費		
(ホ)	通信交通費		
	現地における通信費、交通費及び旅費		
(~)	交際費		
,	現場への来客等の応対に要する費用		
(b)	法定福利費		
(1)	現地採用の労働者及び事務員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の		
	法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額		
	福利厚生費		
(7)			
	現地採用の事務員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費		
	中人制体的2.7平上2.20		
(リ)	安全訓練等に要する費用		
	現地における安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用		
(ヌ)	保険料		
	自動車保険(機械器具等損料に計上された保険料は除く。)、工事保険、組立保険、法定外の労災保		
	険、火災保険、その他の損害保険の保険料		
(ル)	租税公課		
	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上され		
	た租税公課は除く。		
(ヲ)	補償費		

		俳
	工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通等による事業損	, u
	失に係る補修費但し、臨時にして巨額なものは除く。	
(9)	据付外注経費 現行のとおり	
	据付工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費	
(カ)	工事登録費	
	工事実績の登録等に要する費用	
(日)	雑費	
	(イ) から (カ) までに属さない諸費用	
3) 据	· 付間接費	
据	付工事部門等を管理運営するために要する費用である。	
(イ)	間接工・管理業務者の給料手当及び機械設備据付工の退職金等	
	据付工事部門等の間接工・管理業務に従事した従業員(現場代理人を含む)に支払われる基準内給	
	与、通勤手当、諸手当、賞与、退職金及び退職給与引当金繰入額並びに据付工に支払われる退職金及	
	び退職給与引当金繰入額	
	事務用品費	
, ,	据付工事部門等の事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費	
(25)	交通通信費	
()	据付工事部門等の従業員の通信費、交通費及び旅費	
(-)	出り工事的自分が促来員が通信員、又通真及び所員 会議費	
(—)	云磯貝 据付工事部門等の会議に要する費用	
(+)		
(3/)	交際費	
	据付工事部門等の来客等の応対に要する費用	
(~)	法定福利費	
	据付工事部門等の従業員に関する労災保険料,雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定	
	の事業主負担額	
(福利厚生費	
	据付工事部門等の従業員に係わる慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞い等福利厚生文化活動等に	
	要する費用	
(チ)	動力用水光熱費	
	据付工事部門等の電気料、水道料、ガス料、重油等燃料費等に要する費用	
(リ)	印刷製本費	
	据付工事部門等の資料のコピー、写真、印刷製本等に要する費用	
(ヌ)	教育訓練費	
	据付工事部門等の技能養成、啓発、資格取得、安全訓練等に要する費用	
(ル)	地代家賃	
· /	据付工事部門等の土地、建物等の借地借家料に要する費用	
(ヲ)	保険料	
(//	据付工事部門等の建物、機械、自動車等の損害保険料、火災保険に要する費用	
(ワ)	租税公課	
(/)	固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし機械経費の機械器具等損料に計上された	
	租税公課は除く。	
(2)	雑費 (インファンス (日) オマは日 たかい 書書 日	
	(イ) から(ワ)までに属さない諸費用	
		1

2		
(イ) システムお計工係名を終責が以外のシステム設計等に匹按従事した従業員並びに関接工の基準内給与、現時の製造設計以外のシステム設計等に匹按従事した従業員並びに関接を基準をシステム設計学に関係と推測を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	改 正	備
(ハ) 設計技術費 (システム設計にかかる費用)と、製作原価における間接労務費及び工場管理費で計上		
- 発注設計図書の確認 - 最適設計、細部計画等の立案 - 設計計算書の作成 (開閉荷重等) - 表面信証を 全体取扱額用の作成 - 設計計算書の作成 (開閉荷重等) - 表面信証を 全体取扱額用の作成 - 設計に関する打合せ資料の作成 - 設計に関する打合せ資料の作成 - 機器単体品の注文仕様書の作成 - 他工事 (土木・建築等)との取合確認等の 資料作成 - 工事令体及び構成機器の完成状態を示す図 - 面の作成 (全体図、租立図等) - フローシート - システスシンーケンス図の作成 - 機器単体品の注文図面の作成 - 機器単体品の注文図面の作成 - 機器単体品の注文図面の作成 - 設計技術費で計上 - 機管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。 (1) 一般管理費 - 施工にあたる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 (イ) 役員報酬 - 取締役及び監査役に対する報酬 (ロ) 従業員給料手当等 - 本店及び支店の対象とならない役員及び従業員に対する過感金 - 過職企 - 過職金		
- 最適設計、網部計画等の立案 - 設計計算書の作成(関閉荷重等) - 実施仕蒙書。全体取扱設別書の作成 - 設計に関する打合せ資料の作成 - 機器単体品の注文仕録書の作成 - 他工事(十本・建築等)との取合確認等の 資料作成 - 工事全体及び構成機器の完成状態を示す図 - 面の作成(全体図、組立図等) - フローシート - システムシーケンス図の作成 - 提付工事(回面(基礎図、配管配線図等) - プローシート - システムシーケンス図の作成 - 提付工事(回面(基礎図、配管配線図等) - 他工事(土木・建築等)との取合確認等に - 必要な図面の作成 - 提付工事(回面(基礎図、配管配線図等) - 他工事(土木・建築等)との取合確認等に - 必要な図面の作成 - 提付工事(日本・建築等)との取合確認等に - 必要な図面の作成 - 設計技術費で計上 - 一般管理費等 - 施工を含め、変な経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 (1) 一般管理費 - 施工にあたる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 (4) 役員報酬 - 取締役及び監査役に対する報酬 (日) 従業員給料手当等 - 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与 - 退職金 - 退職金 - 退職金 - 退職金 - 規修記録 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
一の作成(全体図、組立図等) ・フローシート ・システムシーケンス図の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・機器単体品の注文図面の作成 ・ 機器単体品の注文図面の作成 ・ 機器単体品の注文図面の作成 ・ 機器単体品の注文図面の作成 ・ 機器単体のの主文を関係できた ・ 他工事(土木・建築等)との取合確認等に ・ 必要な図面の作成 一般管理費等 一般管理費等 一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。 (1) 一般管理費 施工にあたる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 (イ) 役員棚酬 取締役及び監査役に対する報酬 (ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料,諸手当及び賞与 (ハ) 退職金 退職給与引当金線入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金		
- 般管理費等 - 般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。 (1) 一般管理費 施工にあたる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 (イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬 (ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料,諸手当及び賞与 (ハ) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金		
 一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。 (1) 一般管理費 施工にあたる企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 (イ) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬 (ロ) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料,諸手当及び賞与 (ハ) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金 		
事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費 (ホ) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等 (へ) 通信交通費 通信、交通費及び旅費		

	平成24年度 機械設備積算基準【一般共通】対	比表	
	現 行	改正	備考
()	交際費		
	本店及び支店などへの来客等の応対に要する費用		
(チ)	法定福利費 現行のとおり		
	本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の		
	事業主負担額		
	福利厚生費		
	本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に		
	要する費用		
	動力・用水光熱費		
(21)	電力、水道、ガス、薪炭等の費用		
(1L)	調査研究費		
(///	技術研究、開発等の費用		
(7)	広告宣伝費		
())	広告、公告、宣伝に要する費用		
(17)	ぶ口、 近心に安り の負用 寄付金		
	試験研究費償却		
	新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額		
(-1)	新製品又は新技術の研究のため特別に文田した貨用の負却領 開発費償却		
(3)			
(新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額		
(4)	地代家賃		
(-)	事務所、寮・社宅等の借地借家料		
(V)	保険料		
()	火災保険及びその他の損害保険料		
(9)	租税公課		
	不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課		
(ツ)	減価償却費		
	建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額		
(ネ)	契約保証費		
	契約の保証に必要な費用		
(ナ)	維工費		
	電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用		
(2) 作			
抗	布工にあたる企業が継続して経営するために必要な費用である。		
(イ)	法人税、都道府県民税、市町村民税等		
(口)	株主配当金		
(ハ)	役員賞与金		
(=)	内部留保金		
(ホ)	支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用		
5 消費税等	等相当額		
消費税等	等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。		
第5 請負工事	事費の積算		
1 製作原品			
工場製作	作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。		
1-1 直	直接製作費		
(1) 柞	才料費		
1)	直接材料費		
(イ)	直接材料費の積算は(所要量)×(単価)とする。		

19	平成24年度 機械設備積算基準【一般共通】対比表			
現 行	改正	備考		
(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、鋼材、ボルト、ナット、リベット等で実績等に				
より標準数量の明らかなものはそれによるものとする。				
なお、積上げによる鋼材等の所要量は、製品質量とし原則としてネット質量の積上げとするがボル	現行のとおり			
ト穴、リベット穴、スカラップ、ウインチドラムのロープ溝、ネジ溝等は、グロス質量の積上げとす				
3.				
(ハ) 単価は次のとおりとする。				
a 鋼材の単価は「(ベース価格+エキストラ料) × (1+材料割増率) - (スクラップ単価×材料割				
増率×0.7) により算定するものとする。				
b エキストラ料は、規格エキストラ、寸法エキストラを必要に応じ加算するものとする。				
c 材料割増率は、表-1・1によるものとする。				
d スクラップ単価は原則として表-1・2「スクラップの該当品目」の区分による単価を適用する。				
e 鋳造品のベース価格は、鋳放し単価を採用するものとする。なお、木型費は汎用なものについては				
鋳放し単価に含めるが、特殊なものについては「直接経費」として別途計上するものとする。				
f 鍛鋼品は、打放し(鋳造後)の単価を採用するものとする。				
2) 補助材料費				
(イ) 補助材料費の積算は(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。				
(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。				
(補助材料の内訳)				
接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、油脂類(潤滑油、作動油を除く)、補修材、く				
ぎ等である。				
ただし、鋳造に必要なコークス、石灰石、重油等は含まない。				
(2) 機器単体費				
1) 機器単体費の積算は(所要量)×(単価)とする。				
2) 所要量の算定は積上げによるものとする。				
(3) 労務費				
1) 労務費の積算は(工数)×(賃金)とする。				
2) 工数は各章で定めた値によるものとする。				
3) 機械設備製作工の1日あたりの標準賃金は、建設施工企画課長が別に定めるものとする。	3) 機械設備製作工の1日あたりの標準賃金は、公共事業企画課長が別に定めるものとする。			
(4) 塗装費				
1) 塗装費の積算は(塗装面積)×(1 m²当りの単価)とする。	現行のとおり			
ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。	2011 ∧2 C 40 A			
2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。				
ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはこれによってもよいものとする。				
3) 溶融亜鉛メッキ・ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。				
(5) 直接経費				
1) 個々の費目別に見積書、実績価格等の資料により決定するものとする。				
1 0 阳校制//c弗				
1-2 間接製作費				
(1) 間接労務費				
1) 間接労務費の積算は(間接労務費対象額)×(間接労務費率)とする。				
2) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。				
3) 間接労務費率は、表-1・3によるものとする。				
4) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。				
(2) 工場管理費				
1) 工場管理費の積算は(工場管理費対象額)×(工場管理費率)とする。				
2) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。				
3) 純製作費は、「直接製作費」「間接労務費」の合計額である。				

平成24年度 機械設備積算基準		
現 行	改正	備考
4) 工場管理費率は表-1・4によるものとする。		
5) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として各工種区分毎の率を適用するものとする。		
	現行のとおり	
据付工事原価		
据付にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。		
2-1 直接工事費		
(1) 輸送費		
1) 輸送費の積算は、表-1・5による。		
なお、これによりがたい場合は別途積み上げる。		
2) 輸送費算定時の出発地は、当該工事における入札参加業者等のうち、輸送距離が最も近い製作所在地		
とする。		
3) 継続的工事における随意契約又は変更契約等の場合の輸送起点は、前回契約又は元契約と同一とする。		
(2) 材料費		
1) 直接材料費		
(イ) 直接材料費の積算は(所要量)×(単価)とする。		
(ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。ただし、ボルト、ナット、リベット等で実績等により標		
準数量の明らかなものはそれによるものとする。		
(直接材料の例)		
据付用鋼材、電線、電線管、鋼管、鋼管等		
2) 補助材料費		
(イ) 補助材料費の積算は(補助材料費対象額)×(補助材料費率)とする。		
(ロ) 補助材料費率は、各章で定めた率による。		
(補助材料の内訳)		
接着材料、溶接材、ハンダ、酸素、アセチレンガス、くぎ等		
(3) 労務費		
1) 労務費の積算は(工数)×(賃金)とする。		
2) 工数は各章で定めた値によるものとする。		
3) 機械設備据付工の1日あたりの標準賃金は建設施工企画課長が別に定めるものとする。	3) 機械設備据付工の1日あたりの標準賃金は公共事業企画調整課長が別に定めるものとする。	
4) 機械設備据付工以外の労務費は、「公共工事設計労務単価」による。	現行のとおり	
5) 各賃金は次の各項の補正を行うものとする。	9E11 02 C 40 3	
(イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1)に定められた地域)		
における冬期屋外施工については、据付歩掛等の補正として、労務単価を補正する。		
(4) 塗装費	(4)	
1)	1) 塗装費の積算は(塗装面積)× (1 m²当りの単価)とする。	
ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。	ただし、実績等により塗装費の明らかなものはこれによってもよいものとする。	
2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。	2) 塗装面積の算定は、積上げによるものとする。	
ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはその値でも良い。	ただし、実績等により塗装面積が明らかなものはこれによってもよいものとする。	
3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。	3) ステンレス鋼酸洗費等防食に伴う費用は、塗装費として計上する。	
(5) 直接経費	現行のとおり	
1) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金などの資料により決定するものとする。	2011 ov ⊆ 40 d	
なお、機械経費は「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものとす		
5.		
2) 機械経費として計上するトラッククレーン、空気圧縮機、発動発電機の経費は、「建設機械等賃料積		
算基準」によることを標準とする。		
(6) 仮設費		
現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。		
なお、別途工事と並行作業となるような場合は、必要に応じてその区分を特記仕様書に明		
****、が必工すこ正日F末になるよりは勿口は、必女に心しくての位力を何止は冰首に切		
		Ī

現行			改正	備
示し重複計上のないようにするものとする。				
-2 間接工事費		現行のとおり		
1) 共通仮設費				
(イ) 共通仮設費の積算は(共通仮設費対象額)×(共	は通仮設費率)+ (積上げによる費用) とする。			
(ロ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防	止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」			
の合計額とする。				
(ハ) 直接工事費とは、据付工事原価中の「輸送費」「柞	材料費」「労務費」「塗装費」「直接経費」「仮設費」			
の合計額とする。				
(ニ) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工業	事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対			
象とする。				
(ホ) 共通仮設費率は、表 $-1\cdot6$ によるものとする。				
(へ) 複数工種を一括発注する場合の共通仮設費率は、	原則として主たる工種区分の率を適用するものと			
する。				
なお、主たる工種区分とは、共通仮設費対象額が				
(ト) 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の補				
a 施工地域、工事場所を考慮した共通仮設費率の	対補正は、表-1・6の共通仮設費率に下表の補正			
値を加算するものとする。				
施工地域・工事箇所区分	補正値(%)			
古 街 地	2 0			

施工地域・工事箇所区分 補正値 (%)
 市 街 地 2.0
 山間僻地及び離島 1.0
 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合 1.5
 施工場所が一般交通等の影響を受ける場合 0.0

注1) 施工地域の区分は以下のとおりとする。

市街地:施工地域が人口集中地区 (DID 地区) 及びこれに準ずる地区をいう。 DID 地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が 4,000

人/km2以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

山間僻地及び離島:施工地域が人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した 地区、及びこれに準ずる地区をいう。

地方部:施工地区が上記以外の地区をいう。

注2) 施工場所の区分は以下のとおりとする。

一般交通等の影響を受ける場合:①施工場所において、一般交通の影響を受ける場合

②施工場所において、地下埋設物件の影響を受ける場合

③施工場所において、50m以内に人家等が連なってい

る場合

b 施工地域区分が2つ以上となる場合の取扱い

工事場所において地域区分が2つ以上となる場合には、補正値の大きい方を適用 する。

- 1) 運搬費
- (イ) 共通仮設費率に含まれる運搬費は、次のとおりとする。
 - a 建設機械の自走による運搬

	現 行		改正	1
b	質量20t未満の建設機械の搬入、搬出			
	質量20 t 未満の機材等(足場材等)の搬入、搬出			
	トラッククレーン油圧式60 t以下の分解・組立及び輸送に要する費用	現行のとおり		
	建設機械等の日々回送に要する費用	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
	建設機械、機材等(足場材等)の現場内小運搬			
	積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。			
	質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬(トラッククレーン油圧式60t以下を除			
	<)			
	仮設材等(覆工板等)の運搬			
	その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用			
2) 1				
	工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用			
	完成時の跡片づけ費用			
	据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。			
(-)	施工期間中における準備、跡片づけ費用			
(25)	積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。			
(°)	(成果) (は、)			
£	積算するものとする。			
	事業損失防止施設費			
	現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。			
	工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防			
	止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用			
	事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用			
4) 7				
	ダ 王貝			
	工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用			
	不稼働日の保安要員等の費用			
	・ 安全用品等の費用			
	安全委員会等に要する費用			
	安王安貝云寺に安りる賃用 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費			
	用及び使用期間中の損料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正			
(に積上げるものとする。			
	なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。			
	交通誘導員及び機械の誘導員等の交通管理に要する費用			
	鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用			
	夜間作業を行う場合における照明に要する費用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
	酸素欠乏症の予防に要する費用			
	河川、海岸工事等における救命艇に要する費用			
	粉じん作業の予防に要する費用			
_	高圧作業の予防に要する費用			
	長大トンネル等における防火安全対策に要する費用			
	バリケード、転落防止柵、照明、工事標識等の美装化に要する費用			
	その他、現場条件等により積上げを要する費用			
5) 1				
	現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。			
a	土地の借上げ等に要する費用			
				1

平成24年度 機械設備積算基準		
現 行	改正	備 考
b 電力、用水等の基本料		
6) 技術管理費		
(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。	現行のとおり	
a 据付において施工管理に必要な試験に要する費用		
b 据付における出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用		
c 据付における品質管理のための資料の作成に要する費用		
d 据付における工程、出来形、品質管理の確認等に必要な写真管理に要する費用		
e 据付における工程管理のための資料の作成等に要する費用		
f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用		
g 据付における完成図書等の作成に要する費用		
h 据付における途装膜厚施工管理に要する費用		
i 据付における室表族学施工旨程に安する資用 i 据付における施工管理で使用するOA機器の費用		
i 据刊における旭工官理で使用するOA機器の賃用 i 品質証明に係る費用(品質証明費)		
(ロ) 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。		
なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。		
a マイクロフイルムの作成に要する費用		
b コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用		
c 施工管理項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用		
d その他、現場条件等により積上げを要する費用		
e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用		
7) 営繕費		
(イ) 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。		
a 現場事務所等の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用		
b 労働者宿舎の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊した場合		
の宿泊に要する費用		
c 倉庫及び材料保管場の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用		
d 営繕費に係る土地・建物の借上げに要する費用		
e 労働者の輸送に要する費用		
(ロ) 積上げ積算による営繕費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。		
なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。		
a 監督員詰所の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用		
b 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕(設置、撤去、維持・補修)に要する費用		
c 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用		
d 工事施工上、特別に必要な営繕等に要する費用		
(2) 現場管理費		
1) 現場管理費の積算は(現場管理費対象額)×(現場管理費率)とする。		
2) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。		
3) 純工事費とは、「直接工事費」「共通仮設費」である。		
4) 無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」に含まれるものを対象		
とする。		
5) 現場管理費率は表一1・7によるものとする。		
6) 複数工種を一括発注する場合の現場管理費は、原則として主たる工種区分の率を適用するものとする。		
なお、主たる工種区分とは、現場管理費対象額が大なる工種区分をいう。		
7) 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正及び計算		
a 施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正は、表-1・7の現場管理費率に下表の補正値		
を加算するものとする。		

	現行	成24年度 機械			改正	備考
ガ	西工地域・工事箇所区分	補正値(%)		現行のとおり		
	市 街 地	1. 5		المالية عن المالية الم		
	山間僻地及び離島	0. 5				
16 +- 40	施工場所が一般交通等の影響 を受ける場合	1. 0				
地方部	施工場所が一般交通等の影響 を受けない場合	0. 0				
上 上						
	・施工地域が人口集中地区(DID 地区)) 及びこれに進ずる地区な	・レハウ			
14 121 20	DID 地区とは、総務省統計局国勢調査					
	人/km2以上でその全体が 5,000 人	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<i>'</i>			
山間僻	地及び離島:施工地域が人事院規則にお ・	よける特地勤務手当を支給 [・]	けるために指定した			
	地区、及びこれに準ずる地	也区をいう。				
地方部	: 施工地区が上記以外の地区をいう。					
	の区分は以下のとおりとする。					
一般交	通等の影響を受ける場合:①施工場所に					
		において、地下埋設物件の				
		において、50m以内に	(家等が連なってい			
	る場合					
b - 梅丁地械区	分が2つ以上となる場合の取扱い					
	おいて地域区分が2つ以上となる場合に	てけ 補正値の大きい方を	商用する			
(3) 据付間接費			<u> </u>			
	算は(据付間接費対象額)×(据付間接	受費率)とする。				
	額とは、直接工事費中の労務費のうち		のみを対象とする。			
なお、機械設備	据付工労務費は積雪寒冷地補正、夜間害	9増等を含んだ価格とする	,			
3) 据付間接費率は	表-1・8によるものとする。					
4) 複数工種を一括	発注する場合の据付間接費は、原則として	て主たる工種区分の率を適	用するものとする。			
	種区分とは、据付間接費対象額が大なる					
また、鋼製付属	設備の率は鋼製付属設備単独工事の場合	合に適用する。				
3 設計技術費	は(設計技術費対象額)×(設計技術費	馬索)し せる				
	は (設計技術質対象領) ^ (設計技術質 は、「製作原価」「据付工事原価」の合言					
	$-1 \cdot 9$ によるものとする。	T 14.C リ る。				
	発注方式の場合も、表-1・9の設計技	技術費率によるものとする				
	注する場合の設計技術費は、原則として					
なお、主たる工種	区分とは、設計技術費対象額が大なるコ	二種区分をいう。				
また、鋼製付属設	備の率は鋼製付属設備単独工事の場合に	に 適用する。				
						J

		平成24年度 機械設備積算基準	悍【一般 共通】对比表		
	現行			改正	備考
一般管理費等					
(1) 一般管理費等	の積算は(工事原価)×(一般管理費	等率)とする。			
(2) 一般管理費等	率は次式により算定した値とする。		現行のとおり		
一般管理費等	率= (標準一般管理費等率) × (前払	金支出割合補正係数)	3217 1 2 11 3		
7.7.L =2, ,		× (機器単体費補正係数)			
1) 煙淮一般	管理費等率は表-1・10によるもの				
	出割合補正係数は表-1・11による				
	西副古儒正宗数は表 1・11による。 費補正係数は表 1・12による。	0			
4) 契約保証	にかかる費用は、別途積算する。				
5 消費税等相当額		N+1-7 10 -/P1 +r1 1 -			
消費祝等相当額は	、工事価格に消費税及び地方消費税の	祝率を乗じて得た額とする。			
a highly the artificial to the	The large of				
6 材料等の価格等の		hite and the state of the leader of the state of the stat			
上事価格にかかる	各費目の槓算に使用する材料等の価格	等は、消費税等相当分を含まないものとする。			
7 支給品の取扱い	and the state of t				
		より取得した材料、電力、機器単体品、製作品等を	清		
負者に支給す	るものをいう。				
(2) 支給品の現	場管理費に対する取扱いは次のとおり	とする。			
1) 直接材料	、電力(ダム関係を除く)は全額を現	場管理費算定の対象とする。			
2) 機器単体	品費及び製作品等は現場管理費算定の	対象としない。			
(3) 支給品は一	般管理費等の算定の対象としない。				
8 「処分費等」の取	扱い				
「処分費等」とは	、下記のものとし、「処分費等」を含む	『工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し			
間接工事費等の積算	は表のとおりとする。				
1) 処分費	(再資源化施設の受入費を含む)				
2) 上下水					
3) 有料道					
1,11,2		26/6 10 A # 66 20 E 11 27 10 21 # 11 6 #7 2 26/6			
		準備 処分費等が「共通仮設費対象額+準備			
区分		が3 費に含まれる処分費」に占める割合が3			
	%以下でかつ処分費等が3千万円	以下 %を超える場合又は処分費等が3千万			
	の場合	円を超える場合			
共通仮設費		処分費等が「共通仮設費対象額+準備			
現場管理費	全額を率計算の対象とする。	費」に占める割合の3%を超える金額は			
		、率計算の対象としない。ただし、対象			
一般管理費等		となる金額は3千万円を上限とする。			
(注) 1. 上表の	処分費等は、準備費に含まれる処分費	を含むものとする。			
なお、	準備費に含まれる処分費は伐開、除根	等に伴うものである。			
2. 設計技	術費については、処分費等を率計算の	対象としない。			
3. これに	より難い場合は別途考慮するものとす	る。			
			1		

接した書の		現行		機械設備積算基準【一				改正		
1000011000)項目別対象表	-20 1						→ ±		
項	目	間接労務費	工場管理費		TRAT on 1 to 20					
材	料費	×	×]	現行のとおり					
	器 単 体 費	×	×							
労	務費	0	0							
塗	装費	×	0							
直	接経費	×	0							
間接	間接労務費	_	0							
製作費	工場管理費	×	_							
	直接材料費	×	×							
支 給	電力	×	×							
品費	機器単体品	×	×							
	製 作 品	×	×							
):対象とす	↑る ×:対象としない		•	-						
]接工事費 <i>σ</i>	の項目別対象表									
項	目	共通仮設費	現場管理費		10 間接工事費の項	百日 即 対 象 素				
輸	送費	0	0] .	項	《日////////////////////////////////////	目	共通仮設費	現場管理費	

材	料費	0			輸	送	費	0	0	
	料 費 務 費	0	0	_	輸材	送 料	費費	0	0	
材	務費		0	-						
材	務 費 装 費	0		-	材	料	費	0	0	
材 労 塗	務 費 装 費 接 経 費	0	0	-	材	料 務	費	0	0	
材 第 途 直	務 費 装 費 接 経	0 0	0		材 労 塗	料 務 装	費費	0 0	0 0	
材 第 途 直	務 費 装 費 接 経 設 費	0 0 0	0 0		材 労 塗	料 務 装 接 経	費費費費	0 0	0 0	
対 労 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	務 費 装 費 接 経 費 設 費 共通仮設費	0 0 0	0 0 0		材 労 塗	料 務 装 接 経	費費費費	0 0	0 0	
材 労 塗 直 仮 接	務 費 装 費 接 経 費 設 費 共 通 股 (事業損失防止施設費)	0 0 0 0 -	O O O (O)		材 労 塗	料 務 装 接 経	費費費費	0 0	0 0	
材 労 塗 直 仮 接	務 費 装 費 接 経 費 設 費 共 通 股 (事業損失防止施設費) 据 付 間 接	0 0 0 0 -	O O O O O X		材 労 塗	料 務 装 接 経	費費費費	0 0	0 0	
材 労 塗 直 仮 損工 支	務 費 装 費 接 経 費 設 費 共 通 仮 設 費 (事業損失防止施設費) 据 付 間 接 費 現 場 管 理 費	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	O O O (O) X		材 労 塗	料 務 装 接 経	費費費費	0 0	0 0	
材 労 塗 直 仮 接費 ——————————————————————————————————	務 費 装 費 接 軽 費 設 費 共 通 仮 設 費 (事業損失防止施設費) 据 付 間 接 費 現 場 管 理 費 直 接 材 料	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O	O O O O O O O O O O O O O O O O O O O		材 労 塗	料 務 装 接 経	費費費費	0 0	0 0	
材 労 塗 直 仮 損工 支	務 費 接 費 接 軽 費 設 費 共 通 仮 設 費 (事業損失防止施設費) 据 付 間 接 費 現 場 管 理 費 直 接 材 料 電 力	O O O O O O O O O O O O	O O O O O O X - O O*1		材 労 塗	料 務 装 接 経	費費費費	0 0	0 0	

	項 項	費等の項目別対象: 目	設計技術費	一般管理費等		
	I	 料 費		一版官理貨等	現行のとおり	
-		科 質 単 体 費	0	O* 2		
製		平 (P) (ğ) 務 費	0	0 * 2		
作		数 ————————————————————————————————————	0	0		
作原価	直接	—————————————————————————————————————	0	0		
limi		間接労務費	0	0		
	161 15 ## // ##	工場管理費	0	0		
	l l		0	0		
		 料 費	0	0		
	労	務 費	0	0		
据	塗	装 費	0	0		
付 工	直接	経費	0	0		
事	仮	設 費	0	0		
原価		共通仮設費	0	0		
	間 接 工事費	据付間接費	0	0		
		現場管理費	0	0		
	無償貸付格	幾械等評価額	×	×		
	設計 技	術費	_	0		
支	直 接	材料	0	×		
給	電	カ	×	×		
品費	機器	単 体 品	×	×		
		作品	×	×		
: 対象	象とする ×:	対象としない	*2:補正あり			

表-1・1	現 行 材 料 割	増 率
材 料 名	割増率(%)	備考
坂・ステンレスクラッド鋼板	1 2	
ステンレス鋼板	1 2	
銅板	2 5	
形鋼・平鋼 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	1 0	
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	2 0	鉄筋・PC鋼線は含まない
鋼管、銅管などの管材	1 0	
炭素鋼	1 5	ポンプ主軸に適用
鋳鉄	2 0	
n	1 0	ポンプケーシング吸吐出管に適用
鋳鋼	3 0	
Л	2 0	ポンプ羽根車に適用
	2 0	ポンプ羽根車に適用
銅合金鋳物	4 0	
II	2 0	ポンプ羽根車に適用
	3 0	
アルミニウム合金鋳物	2 0	換気設備のファンロータに適用
アルミニウム合金 板材	1 2	
アルミニウム合金 形材・管材	1 0	
(注) ステンレス鋼板で中形及び大形水門・堰、材料割増率は、25%とする。	、ダム用水門設値	扁等の戸当り金物のように機械加工を伴 りむ

	現 行
表-1・2 ス ク	ラップの該当品目
材 料 名	スクラップの該当品目
鋼板・ステンレスクラッド鋼板	ヘビーH 1
ステンレス鋼板・銅板 ステンレス平鋼、ステンレス形鋼	ステンレス鋼板: ステンレス新断 銅 板: 銅くず(並)
形鋼・平鋼	ヘビーH 1
棒鋼、ステンレス棒鋼などの棒材・丸鋼	普 通 棒 鋼 ・ 丸 鋼:鋼ダライ粉A ステンレス鋼棒・丸鋼:ステンレス新断
鋼管、銅管などの管材	鋼管: ヘビーH 1銅管: 銅くず(並)
鋳鉄	鉄ダライ粉A
鋳鋼	鋼ダライ粉A
銅合金鋳物	黄、青銅くず 鋳物 (並)
鍛鋼	鋼ダライ粉A
アルミニウム合金鋳物	アルミくず 機械鋳物

(注) 表以外の材料は、別途当該材質の品目を適用する。

表-1・3 間 接 労 務 費 率

工 種 区 分	間接労務費率(%)	備考
水門設備、除塵設備 ダム施工機械設備	7 5	水門設備のうち河川用小形水門は 除く
河川用小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	6 0	
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	9 0	

表-1・4 工 場 管 理 費 率

工 種 区 分	工場管理費率(%)	備考
水門設備、除塵設備 ダム施工機械設備	3 0	水門設備のうち河川用小形水門は 除く
河川用小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	2 5	
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	3 5	

現行のとおり

表-1・4 工 場 管 理 費 率

改 正

備考

工 種 区 分	工場管理費率(%)	備考
水門設備、除塵設備 ダム施工機械設備	2 0	水門設備のうち河川用小形水門は 除く
河川用小形水門設備、消融雪設備 鋼製付属設備	2 5	
揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備	3 5	

	表-1・5	現 行 新設工事輸送費(沖縄・離島を除く)			改正	
	区分	輸送費[円]	「x」の定義			
河川用 水門設備	形 <u>ーラーゲート</u> 水 プレートガーダ構造 門 ライドゲート	y=(20.2x+152)×D+116,000 (x×D<1,500の場合) y=(135x-1,594)×D+51,000 (x×D≥1,500の場合) y=(60.9x-717)×D+116,000 「小形水門10(㎡門)未満」及び「中・大形水門、	扉体面積[㎡/門] - ×門数	現行のとおり		
	堰 放 三方水密ラジアル 流 ゲート 設 四方水密ラジアル 備 ゲート	堰10(㎡門以上」に準ずる。 y=(30.7x-242)×D+1,226,000 y=(252x-643)×D+1,226,000	扉体面積[㎡/門]			
	制四方水密ローラ水ゲート設四方水密スライド備ゲート	$y=(105x+694)\times D+1,226,000$ $y=(55.8x+797)\times D+1,226,000$	× 門数 _			
ダム用	大容量放流管	$y=(12.4x-811)\times D+1,226,000$	放流管体積[m³] ×条数			
水門設備	大容量放流管 (整流板のみ)	$y=(6.17x-170)\times D+1,226,000$	面積[㎡]×面数			
	小容量放流管	$y=(7.42x+28)\times D+1,226,000$	放流管体積[m³] ×条数			
	取水直線多段ゲート	$y=(55.5x+922)\times D+1,226,000$	扉体面積[㎡/門] ×門数			
	設 備 円形多段ゲート	$y=(112x-132)\times D+1,226,000$	体積[m³]×門数			
	小容量放流設備ゲート ・バルブ	$y=(1.54x-980)\times D+63,000$	口径[mm]×門数 (適用範囲: x≥700)			
ゴム引布製起	起状堰ゲート設備	$(x \times D < 1,500 \circ 場合)$ $y = (17.4x + 12) \times D + 51,000$ $(x \times D \ge 1,500 \circ 場合)$ $y = (7.80x + 5) \times D + 116,000$	扉体面積[㎡/門] ×門数			
	固定機場	$y = (7.70x + 805) \times D + 104,000$	ポンプ吐出量			
揚排水ポンプ	水中ポンプ (φ 400以上)	$y=(11.0x+264)\times D+104,000$	[m ³ /min]×台数			
設備	水中ポンプ (φ 400未満)	「道路排水設備」に準ずる。				
	除塵設備	$y=52.0x\times D+145,000$	対象設備質量[t]			

		平成24年度	人機械設備槓算
		現行	
区分		輸 送 費 [円]	「x」の定義
ダム施工機械設化	備	$y=26.6x\times D+1,226,000$	対象設備質量[t]
トンネル換気 設備	ジェットファン・ブースタファン	$y=(0.16x-132)\times D+124,000$	ファンロ径[mm] ×台数 (適用範囲: x≥1000)
トンネル非常用 施設	消火設備	$y = 73.9x \times D + 170,000$	対象設備質量[t]
	消雪設備 (散・送水管)	y=71.5x+25,000	散・送水管の延長 [m]
消融雪設備	消雪設備 (ケーシング管・ストレーナ・揚水管)	y = 348x + 73,000	ケーシング 管 + ストレーナ + 水管の延長[m]
	融雪設備	y=337x+24,000	融雪面積[m²]
道路排水設備 (φ400未満の揚排水ポンプ含)		$y=(0.85x+44)\times D+103,000$	ポンプロ径 [mm]×台数
共同溝付帯設備		$y=215x\times D+69,000$	対象設備質量[t]
駐車場設備		$y=30.6x\times D+180,000$	対象設備質量[t]
車両重量計 重量計 設備		(x×D<1,500の場合) y=83.9x×D+51,000 (x×D≥1,500の場合) y=37.8x×D+116,000	対象設備質量[t]
	軸重計	$y = 75.1x \times D + 140,000$	対象設備質量[t]
道路用昇降設備		$y=88.2x\times D+130,000$	対象設備質量[t]
	昇降設備 (エレベータ)	「道路用昇降設備」に準ずる。	
ダム管理設備	流木止設備		11 A -0 /4 SS D []
	係船設備	$y=52.9x\times D+199,000$	対象設備質量[t]
遠方監視操作制行	卸設備	$y = 89.9x \times D + 98,000$	対象設備質量[t]
鋼製付属設備		$y = 33.6x \times D + 46,000$	対象設備質量[t]

象設備質量」は輸送品の質量とする。なお、輸送費[円]は1,000円未満を切り捨てるものとする。

- 2. 各算定式は、各章で定める構成機器全ての輸送費である。
- 3. 揚排水ポンプ設備には救急排水ポンプ設備は含まれないことから、別途積上げによる。
- 4. 消融雪設備には、プレキャスト製品の輸送には適用しないものとし、別途積上げによる。
- 5.「鋼製付属設備」の算定式は、鋼製付属設備単独の工事及び水門等に付随する管理橋に適用するものと し、他の設備の算定式には付随する鋼製付属設備(手摺、防護柵、タラップ及び埋設する据付架台等)を 含んでいる。

現行のとおり

改正

備考

	現	1丁		
·	表-1・6 共	通 仮 設 費	率	
対象額	300万円以下	300万円を越	え5億円以下	5 億円を越えるも の
適用区分工種区分	下記の率とする。	(1)の算定式より 率とする。ただし 下記による。		下記の率と する。
	7 0	A	b	7 .00
水門設備、ゴム引布製起伏堰 ゲート設備、ダム施工機械設備、 ダム管理設備	19.81	240.90	-0.1675	8.41
揚排水ポンプ設備、除塵設備	17.80	212.61	-0.1663	7.60

対象額	300万円以下	300万円を越	え2億円以下	2億円を越え るもの
適用区分工種区分	下記の率と する。	(1)の算定式より算率とする。ただし 下記による。		下記の率と する。
		A	b	
道路付帯設備(トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備・道路排水設備・共同溝付帯設備・ 車両重量計設備)	24.01	762.79	-0.2319	9.07

(1) 算定式

 $K r = A \cdot P^b$

ただし Kr : 共通仮設費率(%)

A・b:変数値

P : 対象額(円)

(注) Krの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

改 正 備考 現行のとおり

表-1・7 現 場 管 理 費	率			
対象額	300万円以下	300万円を越え5億円以下		5億円を越え るもの
適用区分工種区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率とする。
上俚区儿		A	b	
水門設備、ゴム引布製起伏堰 ゲート設備、ダム施工機械設備、 ダム管理設備	20.62	41.99	-0.0477	16.15
揚排水ポンプ設備、除塵設備	22.64	87.29	-0.0905	14.25

現 行

対象額	300万円以下	300万円を越え2億円以下		2億円を越え るもの
適用区分工種区分	下記の率とする。	(1)の算定式より 率とする。ただし 下記による。		下記の率とする。
		A	b	
道路付帯設備 (トンネル換気設備・トンネル非常用施設・消融雪設備・道路排水設備・共同溝付帯設備・車両重量計設備)	20.56	49.41	-0.0588	16.06

(1) 算定式

 $J \circ = A \cdot P^b$

ただし Jo :現場管理費率(%)

P : 対象額(円)

A・b:変数値

(注) Joの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

表-1・8 据 付 間 接 費 率

工 種 区 分			据付間接費率(%)	備考
	-k H1 /22	新設	1 3 0	
→ 田弐八井	水門等	維持修繕	1 4 0	
水門設備	河川用小形	新設	8 0	
	水門設備	維持修繕	9 0	
ゴム引布製起	2伏堰ゲート設備		9 0	
揚排水ポンプ	プ設備		1 4 0	
除塵設備			1 1 0	
ダム施工機械	成設備		1 1 0	
トンネル換気 車両重量計、	気設備、トンネル 消融雪設備	非常用施設、	1 1 0	
道路排水設備	端・共同溝付帯設 ^を	備	9 0	
ダム管理設備(流木止設備以外)			1 3 0	
流木止設備			8 0	
鋼製付属設備	Ħ		6 5	単独工事に適用

現行のとおり

改 正

備考

- 5% 1]						
	表-1	• 9 標 準 設	計 技術費	· 率		
	対象額	1000万円以下	1000万円を越え1	10億円を越え るもの		
適用区分工種区分		下記の率とする。	(1)の算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率と	
		, 20	A	b	7 20	
水 門 設 備	河川用水門、ダム用水門、放流 管、取水設備、小容量、放流設 備用ゲート・バルブ	3.32	23.589	-0.1217	1.89	
ゴム引	布製起伏堰	4.22	743.22	-0.3209	0.96	
揚排水ポンプ設備		4.47	65.910	-0.1669	2.07	
ダム施	工機械設備	4.28	13.580	-0.0717	3.07	
トンネル	ル換気設備	2.77	47.925	-0.1769	1.23	

対象額	500万円以下	500万円を越え2億円以下		2 億円を越え るもの
適用区分工種区分	下記の率とする。	(1)の算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率とする。
		A	b	7 20
河川用小形水門設備	3.68	350.05	-0.2953	1.24
除塵設備	3.77	170.04	-0.2469	1.52
ダム管理設備	3.62	70.164	-0.1922	1.78
トンネル非常用施設	3.21	43.530	-0.1690	1.72
車両重量計	3.55	25.921	-0.1289	2.21
消融雪設備	2.80	351.05	-0.3131	0.88
道路排水設備・共同溝付帯設備	4.34	40.425	-0.1447	2.54
鋼製付属設備 (単独工事に適用)	3.68	350.05	-0.2953	1.24

(1) 算定式

S $e = A \cdot P^b$

ただし Se : 設計技術費率 (%) P : 対象額 (円)

A・b:変数値

(注) Seの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

	, -	24. 1 12	- 111 424 111 2	•	
	対象額	1000万円以下	1000万円を <mark>超え</mark> 10億円以下		10億円を <mark>超え</mark> るもの
	適用区分工種区分	下記の率と する。	(1)の算定式より算出された 率とする。ただし、変数値は 下記による。		下記の率と
		7.00	A	b) 0
水門設備	河川用水門、ダム用水門、放流管、取水設備、小容量放流設備 用ゲート・バルブ	3.32	23.589	-0.1217	1.89
ゴム引布製起伏堰		4.22	743.22	-0.3209	0.96
揚排水本	ポンプ設備	4.47	65.910	-0.1669	2.07

13.580

47.925

-0.0717

-0.1769

3.07

1.23

4.28

2.77

 改
 正

 表-1・9
 標準設計技術費率

備考

現行のとおり

ダム施工機械設備

トンネル換気設備

			十十岁 阪阪	议	【一般共通】対比表	改 正	備考
	表-1・10 標 準		事 率				
対 象 名	質	標準一般管理	費等率		現行のとおり		
500万円以下		16.03	%				
500万円を超え 30億円以下	ただし、G	: 3 4 L o g (C ₁) : 標準一般管理: : 対象額 (単位	費等率(%)				
30億円を超えるもの		11.74					
	 点以下第3位を四捨五入し						
表— 1	1・11 前 払 金 支	出 割 合 補	正 係 数				
前払金支出割合 0 % % 5 % 以 5 % 以	から 5%を超え	15%を超え 25%以下	25%を超え 35%以下	35%を超え40%以下			
補正係数 1	. 0 5 1. 0 4	1. 03	1. 0 1	1. 00			
(注) なお、各機関で別途定と		 定めによる。					
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	長-1・12 機 器 単	体 費 補 正	係数				
ただし、	R=1 - 1. 25 R:機器単体費補正係数 K:工事原価に占める機器	(小数)	数)				
(注) R及びKは小数点	点以下第3位を四捨五入し	て2位止めとする。					

第 2 章 水門設備 第 1 河川用水門設備

		平成24年度 機械設備積算基準 現 行	■■MINITION III III III III III III III III III		
		第2章 水門設備	ψ. ш.	備考	
1-1 区分	色 囲 は、河川用水門設備の製作 }及び構成	表一2・1のとおりとする。	現行のとおり		
		表-2・1 区分及び構成			
	区 分	構成			
	小形水門	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等			
河川用 水門設備	中・大形水門、堰	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等			
77 TISTUID	起伏堰	扉体、戸当り、開閉装置、操作制御設備等			
付属設備		操作橋、管理橋、階段、手摺等			
2. 中使を5. た起4. FRP5. る. 用6. 用(2)	大形水門とは、樋門・樋 されるシェル構造ローラク う。 ごし、津波対策を目的とし 大堰とは、堰等に使用され 用水門は、構造用炭素鋼 製の設備には適用できない 記備に付随する管理橋、 ひとする。 シートガーダ構造ヒンジ式 さないので、別途積上げる ことがはる区分に記 大川	*** ** ** ** ** ** ** *			

現行のとおり

2 直接製作費

2-1 材料費 (1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 主要部材費 + 副部材費 + 部品費 + 補助材料費

- (2) 主要部材費
- 1) 主要部材費の積算は、次式による。なお、各区分毎の主要部材の範囲は、表-2・4のとおりとする。 主要部材費(円/式) = 主要部材所要量(kg/式) × 主要部材単価(円/kg)
- 2) 主要部材所要量の算定及び主要部材単価は、「第1章一般共通第5 1-1(1)1)」直接材料費に準じる。

なお、主要部材所要量の算定式は、表-2・2による。

3) 寸法エキストラは、厚みエキストラ、幅エキストラとし、幅エキストラは、必要に応じて計上するものとする。

表-2・2 主要部材所要量算定式

	区 分		主要部材所要量算定式	部材単価	摘 要
小 形 水 門	プ [°] レートカ [*] ータ [*] 構造ローラ ケ [*] ート	扉 体 戸当り	三方水密 ラック式 X=5 ㎡~10 ㎡未満 y=279×X-634 スキンプレート y×35% 桁等 y×50% 主ローラ y×10% 主ローラ軸 y×5% 四方水密 ラック式 X=10 ㎡未満 y=267×X+276 スキンプレート y×30% 桁等 y×45% 主ローラ y×15% 主ローラ軸 y×10% 三方水密 L=25m未満 y=94×L-327 底部敷金物、ローラレール y×25% 水密板、ローラ踏板、ガイドプレート y× 75% 四方水密 L=25m未満 y=147×L-655 底部敷金物、ローラレール y×35% 水密板、ローラ踏板、ガイドプレート y× 65%	スキンプ°レート =鋼板単価 桁等 = 勝鋼 主 ローラ = 鋳鋼 価 ローラ軸 車価 = SUS 基価 単価 底部敷金物、ローラレール = 形鋼 三形鋼 大の 一手 といった 一手 会別 一手 会別 <t< th=""><th>X: 扉体面積(㎡) (純径間×有効高) y:主要部材質量(kg) L:戸当り総延長(m) y:主要部材質量(kg)</th></t<>	X: 扉体面積(㎡) (純径間×有効高) y:主要部材質量(kg) L:戸当り総延長(m) y:主要部材質量(kg)
	プ゚レートガーダ 構造スライド ゲート	扉体	フック式 X=0.8 ㎡~10 ㎡未満 Y=224×X-94 スキンプ・レート y×45% 桁等 y×50% 支圧板コ゛ム押え板等 y× 5%	スキンプ・レート=鋼板単価 桁等 =形鋼単価 支圧板コ゛ム押え板等 =SUS 鋼板単価	X: 扉体面積(㎡) (純径間×有効高) y:主要部材質量(kg)

				den LLIVI for	
<u>X</u>			主要部材所要量算定式	部材単価	摘要
	区 プレートカ・ータ・ 構造ローラ ケ・ート (三方水密)	扉体	フック式 SS400・SM400 製 X=5 ㎡~10 ㎡未満 y=279×X-634 スキンプ・レート	スキンプ レート = 鋼板単価 桁等 = 形鋼又は鋼板 単価 主ローラ = 鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単 価 主ローラ軸 = SUS 棒鋼単価 スキンプ レート = SUS 鋼板単価 桁等 = SUS 形鋼又は SUS 鋼板単価 主ローラ = 鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単	摘 要 X: 扉体面積(㎡) (純径間×有効高) y: 主要部材質量 (kg)
小形水門		戸当り	主ローラ y×10% 主ローラ軸 y×5% L=25m未満 y=94×L-327 底部戸当り桁、ローラレール y×25% 底部水密板、水密板、側部 当り、ローラ踏面板、膜板 y×75%	SUS 形鋼単価	L:戸当り総延長 (m) y:主要部材質量 (kg)
	プレートガーダ 構造ローラ ゲート (四方水密)	扉体	フック式 SS400・SM400 製 X=10 ㎡未満 y=267×X+276 スキンプ・レート	スキンプ・レート = 鋼板単価 桁等 = 形鋼又は鋼板 単価 主ローラ = 鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単 価 主ローラ軸 = SUS 棒鋼単価 スキンプ・レート = SUS 鋼板単価 桁等 = SUS 形鋼又は SUS 鋼板単価 主ローラ = 鋳鋼品又は SUS 鋳鋼品単	X: 扉体面積(㎡) (純径間×有効高) y: 主要部材質量 (kg)

主ローラ

主ローラ軸

y×15%

y×10%

主ローラ軸 =SUS 棒鋼単価

		平成24年度 機 行		<u> </u>	VIII 4 ^		Œ	
区 分	主要部材所要量算定式	部材単価	摘要	区分		主要部材所要量算定式	部材単価	摘要
小 アプレートカデータデ 戸 構造スライトデ 当 か ケデート り 門	1	底部敷金物 = 形鋼又 は鋼板単価 水密板、レールフレーム、 ガイドプレート=SUS 鋼板 又は SUS 形鋼単価	L:戸当り総延長(m) y:主要部材質量(kg)	プレートカ [*] ータ [*] 構造ローラ ケ [*] ート (四方水密)	戸当り	L=25m未満 y=147×L-655 底部戸当り桁、ローラレール y×35% 底部水密板、水密面板、側部 戸当り、上部戸当り、ローラ踏 板、膜板 y× 65%	底部戸当り桁、ローラレール =形鋼又は鋼板単価 底部水密板、水密板、側部 戸当り、上部戸当り、 ローラ踏面板、膜板 =SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L:戸当り総延長 (m) y:主要部材質量 (kg)
				プレートカークで 構造スライトで ケート (三方水密)	扉体	ラック式 SS400・SM400 製 X=0.8 ㎡~10 ㎡未満 y=134×X-24 スキンプ・レート	スキンプ レート=鋼板単価 桁等 =形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物 等 =SUS 鋼板単価 スキンプ レート=鋼板単価 桁等 =形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物 等 =SUS 鋼板単価	X: 扉体面積(㎡) (純径間×有効高) y: 主要部材質量 (kg)
				水門	戸当り	支圧板・水密ゴム押え金物等y×5%L=25m未満 y=47×L-58 底部戸当り桁 底部水密板、水密板、側部戸 当りy×10%	底部戸当り桁 =形鋼又は鋼板単価 底部水密板、水密板、側部 戸当り =SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L:戸当り総延長 (m) y:主要部材質量 (kg)
					扉	ラック式 SS400·SM400 製	スキンプ レート = 鋼板単価 桁等 = 形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物 等 = SUS 鋼板単価	X: 扉体面積(㎡) (純径間×有効高) y: 主要部材質量 (kg)
				プレートガーダ 構造スライド ゲート (四方水密)	体	ラック式 SUS 製 X=0.8 ㎡~10 ㎡未満 y=216×X-13 スキンプ・レート y×35% 桁等 y×55% 支圧板・水密ゴム押え金物 等 y×10%	スキンプ [°] レート=鋼板単価 桁等 =形鋼単価 支圧板・水密ゴム押え金物 等 =SUS 鋼板単価	
					戸当り	戸当り L=25m 未満 y=47×L-58 底部戸当り桁 y×10% 底部水密板、水密板、側部戸 当り、上部戸当り y×90%	底部戸当り桁 =形鋼又は鋼板単価 底部水密板、水密板、側部 戸当り、上部戸当り =SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L:戸当り総延長 (m) y:主要部材質量 (kg)

現	行	WID IR STEET EVILLINIAN JUX	改正	備考
区 分 主要部材所要量算定式	部材単価	簡 要 区 分	分 主要部材所要量算定式 部材単価 摘 要	
 三方水密 ラック式 X=10~35 ㎡ y=295×X-794 スキンプ・レート		体面積(㎡) 間×有効高) 更部材質量(kg)	$ \begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	
東		形 水 門 、 堰 プ レートカ・ータ・ 構造ローラケート (四方水密)	フック式 SS400・SM400 製 X=10~40 m² y=528×X-2,408	

区 分 主要部材所要量算定式 三方水密 L=15~70m y=474×L-6,081 底部敷金物、ローラレール y×6 水密板、ローラ踏板、カ*イト*プ*レート y×38	底部敷金物、ローラレール =形鋼又は鋼板単価 水密板、ローラ踏板、 ガイドプレート=SUS 鋼板	摘 要 L:戸当り総延長(m) y:主要部材質量(kg)	マッレートカデータデ	主要部材所要量算定式 L=15~70m y=212×L-1,671	部材単価 底部戸当り桁、ローラレール	摘 要	1
y=474×L-6,081 底部敷金物、ローラレール y×6 水密板、ローラ踏板、カ*イト*プ*レート y×38	=形鋼又は鋼板単価 水密板、ローラ踏板、 ガイドプレート=SUS 鋼板						
	% 又はSUS 形鋼単価		構造ローラ 学 アート (四方水密)	底部戸当り桁、ローラレール	=形鋼又は鋼板単価 水密板、ローラ踏面板、 <mark>膜板</mark> 、 か、イト、プ・レート = SUS 鋼板又は SUS 形鋼単価	L:戸当り総延長 (m) y:主要部材質量 (kg)	
四方水密 L=15~70m y=212×L-1,671 底部敷金物、n-ラレール y×5 水密板、n-ラ階板、 がイトプレート y×50 1M1D(オープンギャ式) 開閉荷重 W=250~ 2,600kN y=9.83×W+2,563 トブム y×35% ギャ、ピニオン y×20% シーブ y×5% 軸類 y×5% フレーム y×35% 1M2D(オープンギャ式) 開閉荷重 W=75~ 3,500kN y=18.8×W-864 トブラム y×36 ギャ、ピニオン y×20 シーブ y×36 キャ、ピニオン y×35% 2M2D(オープンギャ式) 開閉荷重 W=75~ 3,500kN y=18.8×W-864 トブラム y×36 ギャ、ピニオン y×36 キャ、ピニオン y×36 2M2D(オープンギャ式) 開閉荷重 W=150~ 5,500kN y=13.7×W+1,985 トブラム y×36 キャ、ピニオン y×36 2M2D(オープンギャズ) 開閉荷重 W=150~ 5,500kN y=13.7×W+1,985 トブラム y×36 キャ、ピニオン y×36 キャ、ピニオン y×36 キャ、ピニオン y×36 キャ、ピニオン y×36 キャ、ピニオン y×36 キャ、ピニオン y×36 キャ、ピーニオン y×36 キャ・カーニオン y×36 キャ・カーニオート	% ト [*] ラム = 鋳鋼品単 年 年 * ヤ、ヒ°ニオン = 鋳鋼品単	y:主要部材質量(kg)	中 ・ 大 形 水 門 、 堰 閉 装置	水密板、ローフ路面板、膜板、カ*イト*ブ・レート		W:開閉荷重(kN) y:主要部材質量 (kg)	

現行のとおり

	区 分 主要部材所要量算			定式		部材単価	摘	要
中			1M1D(ドラム直結式) 開閉荷重 W=350~		゛ラム Ff	=鋳鋼品単	W:開閉荷 y:主要部材	
			650 kN y=6.51×W+4,154		"ヤ、ヒ°	ニオン=鋳鋼品単	J. 12 X HV P.	· 英里(mg/
大			ト゛ラム y>	×40% >	ーブ゛	=鋳鋼品単		
形	フ゜レートカ <i>゛ー</i> タ゛	開		× 5% 任 ×15% 朝	曲類	=鋳鋼品単		
	構造ローラ	閉装	フレーム y>	×40% 信	-	=形鋼又は鋼板		
水	ケ゛ート	置	1M2D(ドラム直結式)	単	 鱼価			
門			開閉荷重 $W=75\sim6$ $y=19.4\times W-517$	55UKN				
,			=	× 40% × 5%				
堰			軸類 y>	×15% ×40%				

現 行

(注) 1. 小形水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は、設計水深 $3 \sim 1$ 2 mを標準とする。 3 m未満の場合は、表 $-2 \cdot 3$ により補正するものとする。

設計水深による補正後の主要部材質量 = y×補正係数

- 2. 扉体については、主要部材(主ローラ、ローラ軸は除く)に SS400 又は SM400 を使用する場合のみ適 用可とし、SM490 等の機械的性質の異なるものやステンレス鋼材を使用する場合は、別途積上げるもの とする。
- 3. ワイヤーロープウィンチ式開閉装置は、オープンギヤ式又はドラム直結式の場合に適用する。 その他の形式は、別途積上げるものとする。
- 4. シェル構造ローラゲート、プレートガーダ構造角落しゲート及び起伏ゲートについては、別途積上げるものとする。
- 5. 部材単価は、各構成要素で使用質量比率が最も大きい部材の単価を適用する。

表-2・3 設計水深による補正係数

区 分	設計水深3m未満
小形水門	0.95

(3) 副部材費

副部材費の積算は、次式による。

副部材費(円/式) = 主要部材費(円/式)×副部材費率(%)

なお、各区分毎の副部材の範囲は、表 $-2 \cdot 4$ のとおりし、副部材費率は、表 $-2 \cdot 5$ によるものとする。

(注) 1. 小形水門の算定式で算出される扉体及び戸当りの所要量は、設計水深3~12mを標準とする。3m未

改 正

備考

設計水深による補正後の主要部材質量 = y×補正係数

満の場合は、表 $-2 \cdot 3$ により補正するものとする。

- 2. 扉体については、主要部材(主ローラ、ローラ軸は除く)に SS400 又は SM400 を使用する場合のみ適用可とし、SM490 等の機械的性質の異なるものやステンレス鋼材を使用する場合は、別途積上げるものとする。ただし、水密形式が四方水密でラック式 (SUS製) については、主要部材にステンレス鋼を使用する場合のみ適用可とする。
- 3. ワイヤーロープウィンチ式開閉装置は、オープンギヤ式又はドラム直結式の場合に適用する。 その他の形式は、別途積上げるものとする。
- 4. シェル構造ローラゲート、プレートガーダ構造角落しゲート及び起伏ゲートについては、別途積上げるものとする。
- 5. 部材単価は、各構成要素で使用質量比率が最も大きい部材の単価を適用する

現行のとおり

			現 行 表-2・4 主要部材・副部材の範囲					改 正 表-2・4 主要部材・副部材の範囲		備考				
			主要・副音	『材の範囲					ポ 材 の 範 囲					
	X	分	主要部材	副 部 材 (副部材費率に含まれる部材)		X	分	主要部材	副 部 材 (副部材費率に含まれる部材)					
		扉体	スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、端縦桁(F,W)、主ローラ部(主ローラ,主ローラ軸)	扉体を構成する主要部材以外の 部材			扉体	スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、端縦桁(F,W)、主ローラ部(主ローラ,主ローラ軸)	扉体を構成する主要部材以外の 部材					
小形	プ レートカ゛ータ゛ 構造ローラ ケ゛ート	戸当り	底部戸当り金物(桁,水密板)、側部戸当り金物(主ローラレール(F,W),ガイドプレート,膜板,主ローラ踏面,側部水密板)、上部戸当り金物(水密板,ガイドプレート)	戸当りを構成する主要部材以外 の部材	小形	プ レートカ゛ータ゛ 構造ローラ ケ゛ート	戸当り	底部戸当り金物(桁,水密板)、側部戸当り金物(主ローラレール(F,W),ガーイト・プレート,膜板,主ローラ踏面板,側部水密板)、上部戸当り金物(水密板,ガー・インプレート)	戸当りを構成する主要部材以外 の部材					
水門	プ゜レートカ゛ータ゛	扉体	スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁 (F,W)、端縦桁(F,W)、クサビ、支圧 板、水密ゴム押え金物	扉体を構成する主要部材以外の 部材	水門	プ° レートカ゛ータ゛	扉体	スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、端縦桁(F,W)、クサビ、支圧板、水密ゴム押え金物	扉体を構成する主要部材以外の 部材					
	構造スライド ゲート	戸当り	底部戸当り金物(桁(F,W),水密板)、側部戸当り金物(レールフレーム (F,W),側部水密板,裏桁)、上部戸 当り金物(水密板,ガイドプレート)	戸当りを構成する主要部材以外 の部材		構造スライド が一ト	戸当り	底部戸当り金物(桁(F,W),水密板)、側部戸当り金物(スライドレール (F,W),膜板,側部水密板,裏桁)、上部戸当り金物(水密板,ガイドプレート)	戸当りを構成する主要部材以外 の 材					
		扉体	スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、タ イヤフラム(F,W)、端縦桁(F,W)、ロッカーヒ ーム部(軸,本体,ローラ,ローラ軸)、主ローラ部(主ローラ,軸)、シーフ 部(シーブ)	扉体を構成する主要部材以外の 部材(扉体付点検用梯子、手摺等 を含む。)			扉 体	スキンプ [°] レート、主桁(F,W)、補助桁 (F,W)、ダイヤフラム(F,W)、端縦桁 (F,W)、ロッカービーム部(軸,本体,ローラ,ロ -ラ軸)、主ローラ部(主ローラ,軸)、シーブ 部(シーブ)	扉体を構成する主要部材以外の 部材(扉体付点検用梯子、手摺等 を含む。)					
中 •	プ レートカ゛ータ゛ 構造ローラ ケ゛ート	戸当り	敷金物(桁,水密板)、側部戸当り金物(主ローラレール(F,W),膜板,取外し戸当り支持金物,主ローラ踏面,水密板)、上部戸当り金物(水密板,ガイドプレート)	戸当りを構成する主要部材以外 の部材	中	中	中	中	中村	プ゚レートガーダ 構造ローラ ゲート	戸当り	底部戸当り金物(桁,水密板)、側部戸当り金物(主ローラレール(F,W),膜板,取外し戸当り支持金物,主ローラ踏面板,水密板)、上部戸当り金物(水密板,がイト・プ・レート)	戸当りを構成する主要部材以外 の部材	
大 形 七		開閉装置	ト゛ラム(シェル,フランジ,ボス)、各ギヤ、ピニ オン、シーブ部(シーブ,ブラケット,軸)、軸 類(ドラム軸,ギヤ軸,ピニオン軸,トルク軸)、 開閉装置フレーム(主桁 F,W)	開閉装置を構成する主要部材以 外の部材(オイル受け、ギヤ等のカバー、 大形開閉装置等に設ける開閉装 置付の点検用梯子を含む。)	大形		開閉装置	ト うム(シェル,フランシ 、,	開閉装置を構成する主要部材以 外の部材(オイル受け、ギヤ等のカバー、 大形開閉装置等に設ける開閉装 置付の点検用梯子を含む。)					
水門、		扉体	スキンプ レート、上面板、背面板、底面板、補助桁(F,W)、ダイヤフラム (F,W)、端縦桁(F,W)、シーブ 部(シーブ)、主ローラ部(主ローラ,軸)	部材(扉体付点検用梯子、手摺等を含む。)	水門		扉体	スキンプ レート、上面板、背面板、底面板、補助桁(F,W)、ダイヤフラム(F,W)、端縦桁(F,W)、シーブ部(シーブ)、主ローラ部(主ローラ,軸)						
堰	シェル構造 ローラケ゛ート	戸当り	敷金物(桁,水密板)、側部戸当り金物(主ローラレール(F,W),主ローラ踏面,取外し戸当り支持金物,膜板)、上部戸当り金物(水密板, ガイドプレート)	の部材		を シェル構造 ローラケ゛ート	戸当り	底部戸当り金物(桁,水密板)、側部 戸当り金物(主ローラレール(F,W),主ロラ路板,取外し戸当り支持金物,膜板)、上部戸当り金物(水密板,か	戸当りを構成する主要部材以外 の部材					
		開閉装置 ドラム(シェル,フランジ,ボス)、各ギヤ、ピニ 開閉装置を構成する主要部材以 オン、シーブ部(シーブ,ブラケット,軸)、軸			開閉装置	イト・ブ・レート) ト・ラム(シェル,フランシ・,ホ・ス)、各キ・ヤ、ヒ。ニ オン、シーフ・部(シーブ・,フ・ラケット,軸)、軸 類(ト・ラム軸,キ・ヤ軸,ヒ。ニオン軸,トルク軸)、 開閉装置フレーム(主桁 F,W)	開閉装置を構成する主要部材以 外の部材(オイル受け、ギヤ等のカバー、 大形開閉装置等に設ける開閉装 置付の点検用梯子を含む。)							

			現行	
			主要・副音	邓 材 の 範 囲
	X	分	主要部材	副 部 材 (副部材費率に含まれる部材)
中		扉体	スキンプレート、主桁(F,W)、補助桁	扉体を構成する主要部材以外の
•			(F,W)、端縦桁(F,W)	部材
大形水	プレートガーダ 構造角落し			
門	ケ゛ート	戸当り	敷金物(桁(F,W),水密板)、側部戸	戸当りを構成する主要部材以外
, ,			当り金物(側部水密板)	の部材
· 堰				
		扉体	トルク軸、スキンプレート、背面板(魚腹形の場合)、主桁(F,W)、補助桁	扉体を構成する主要部材以外の 部材
			(F,W)、ダイヤフラム(F,W)、端縦桁	FIFT 3
起			(F,W) 、 トルクチューブ、 ヒンジ部(軸)、	
			中間軸受(軸受,基礎金物)	
伏	起伏ゲート	戸当り	加如豆生り 今脚(まは、プルー 軸至	三半 N な様はする 主亜郊村 N M
		アヨッ	側部戸当り金物(サイドプレート,軸受 部)、下部戸当り金物(下部戸当り	戸当りを構成する主要部材以外 の部材
堰			桁)	
		開閉装置	軸受架台、トルクアーム、テール金物、テー	開閉装置を構成する主要部材以
			ル金物架台、ピン	外の部材

- (注) 1. 表中「F」はフランジ、「W」はウェブを示す。
 - 2. 主要部材のうち、ゲートが三方水密構造の場合戸当りの上部戸当り金物は該当しない。
 - 3. 起伏ゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、中・大形水門、堰の開閉装置は、ワイヤーロープウィンチ式である。
 - 4. 小形水門の開閉装置は、ラック式又はスピンドル式開閉装置の使用を標準とする。
 - 5. 油圧シリンダ式開閉装置の副部材費率には、油圧配管等は含まれないため、所要量を別途積上げるものとする。

なお、油圧配管は、直接製作費での計上を原則とする。

- 6. 主要部材には、水密ゴム押え金物、クサビは含まれない(副部材費に含まれる)。 ただし、小形水門のスライドゲートについては除くものとする。
- 7. プレートガーダ構造ゲートのカバープレートは、副部材費に含まれないため、所要量を別途積上げるものとする。

(4) 部品費

部品費の積算は、次式による。

部品費(円/式) = 主要部材費(円/式)×部品費率(%)

なお、部品費率は、表-2・5によるものとし、部品費率に含まれる部品の品目は、次のとおりとする。 各種軸受(オイルレスベアリング、ピローユニット)、水密ゴム、オイルシール、各種スイッチ、各種 リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト、ナット等。

			QX LE	
			主 要 ・ 副 部	邪 材 の 範 囲
	区	分	主要部材	副 部 材 (副部材費率に含まれる部材)
中・大形・	プ [゚] レートガーダ 構造角落し	扉体	スキンプ レート、主桁(F,W)、補助桁 (F,W)、端縦桁(F,W)	扉体を構成する主要部材以外の 部材
水門、堰	ケ゛ート	戸当り	底部戸当り金物(桁(F,W),水密板)、側部戸当り金物(側部水密板)	戸当りを構成する主要部材以外 の部材
起伏	起伏ゲート	扉体	トルク軸、スキンプ・レート、背面板(魚腹形の場合)、主桁(F,W)、補助桁(F,W)、外がイナフラム(F,W)、端縦桁(F,W)、トルクチューブ、、ヒンジ、部(軸)、中間軸受(軸受,基礎金物)	扉体を構成する主要部材以外の 部材
堰	KE I/\/	戸当り	側部戸当り金物(サイドプレート,軸受部)、下部戸当り金物(下部戸当り 桁)	戸当りを構成する主要部材以外 の部材
		開閉装置	軸受架台、トルクアーム、テール金物、テー ル金物架台、ピン	開閉装置を構成する主要部材以 外の部材

備考

	表-2・5 扉体・	戸当り・開閉装	置副部材費率及	び部品費率 (%)	
	区 分		副部材費率	部品費率	補助材料費率
	プ゚レートガーダ構造ローラゲート	扉体	14.5	9. 0	
小形	/ V=FM = // (特.ロロ= // = F	戸当り	4. 5	0. 5	13.0
水門	プ゚レートガーダ構造スライドゲート	扉体	9. 5	17.0	13.0
1 1	フレドル ク 1 円 垣 ^/1 ド ク	戸当り	2. 5	0.5	
		扉体	15.5	22.0	
中	プレートカーター構造ローラケート (四方水密・三方水密)	戸当り	29.0	2. 5	6. 5
大	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	開閉装置	26.0	38.0	
形	シェル構造ローラゲート	扉体	20.0	38.0	
水門		戸当り	20.0	1. 5	10.0
,		開閉装置	26.0	38.0	
堰	プレートカ゛ータ゛構造角落しケ゛ート	扉体	7. 5	30.0	10.0
	/ レートル ーク 博坦用格しク ート	戸当り	0. 5	0.5	10.0
起		扉体	6. 0	3. 0	
伏	起伏ゲート	戸当り	13.5	31.0	10.0
堰		開閉装置	3. 0	3. 5	

現 行

- (注) 1. 小形水門の開閉装置は、ラック式又はスピンドル式、中・大形水門、堰の開閉装置は、ワイヤーロープウィンチ式、起伏ゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式の率である。
 - 2. 小形水門のうちプレートガーダ構造ローラゲートの主ローラ軸及び水密ゴム、プレートガーダ構造スライドゲートの水密ゴムについては、部品費率に含まれないので、別途積上げるものとする。
 - 3. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受(ころがり軸受、すべり軸受)については、部品費に含まれないため、別途積上げるものとする。

また、副部材費率、部品費率には、油圧配管の材料費は含まれていないため、別途積上げるものとする。

- 4. ラック式又はスピンドル式開閉装置を使用する場合は、機器単体品として計上する。
- 5. ワイヤーロープウィンチ式開閉装置は、次式により開閉装置の副部材費率、部品費率の補正を行うものとし、補正係数は、表 $-2 \cdot 6$ によるものとする。

副部材費率 = 副部材費率 \times F1 \times F2

部品費率 = 部品費率 \times $F1 \times F2$

F1: 休止装置の有無による補正係数

F2: ドラム直結式 (オープンギヤ無し) 補正係数

6. 扉体は、主要部材(主ローラ、ローラ軸は除く)に SS400 又は SM400 を使用する場合のみ適用可とし、 SM490 等の機械的性質の異なるものやステンレス鋼材を使用する場合は、扉体の副部材及び部品は、別 途積上げるものとする。

ただし、起伏ゲートは除く。

		改 ī	E	
表-2・5	扉体・戸当り・	開閉装置	副部材費率及び部品費率	(%)

備考

	区分		副部材費率	部品費率	補助材料費率
	プレートガーダ構造ローラゲート	扉体	7. 5	2. 5	
小形	(SS400·SM400·SUS 製)	戸当り	3. 5	0. 5	10.0
水門	プレートガーダ構造スライドゲート	扉体	8. 5	7. 0	13.0
L.1	(SS400·SM400·SUS 製)	戸当り	4. 5	1. 0	
		扉体	15.5	22.0	
中	プレートガーダ構造ローラゲート (四方水密・三方水密)	戸当り	29.0	2. 5	6. 5
大		開閉装置	26.0	38.0	
形	シェル構造ローラゲート	扉体	20.0	38.0	
水門		戸当り	20.0	1. 5	10.0
,		開閉装置	26.0	38.0	
堰	プレートガーダ構造角落しゲート	扉体	7. 5	30.0	10.0
	アレドル ケ 悔垣用裕しケード	戸当り	0. 5	0. 5	10.0
起		扉体	6. 0	3. 0	
伏	起伏ゲート	戸当り	13.5	31.0	10.0
堰		開閉装置	3. 0	3. 5	

- (注) 1. 小形水門の開閉装置は、ラック式又はスピンドル式、中・大形水門、堰の開閉装置は、ワイヤーロープウィンチ式、起伏ゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式の率である。
 - 2. 小形水門のうちプレートガーダ構造ローラゲートの主ローラ軸及び水密ゴム、プレートガーダ構造スライドゲートの水密ゴムについては、部品費率に含まれないので、別途積上げるものとする。
 - 3. 油圧シリンダ式開閉装置において、シリンダ軸受(ころがり軸受、すべり軸受)については、部品費に含まれないため、別途積上げるものとする。

また、副部材費率、部品費率には、油圧配管の材料費は含まれていないため、別途積上げるものとする。

- 4. ラック式又はスピンドル式開閉装置を使用する場合は、機器単体品として計上する。
- 5. ワイヤーロープウィンチ式開閉装置は、次式により開閉装置の副部材費率、部品費率の補正を行うものとし、補正係数は、表 $-2 \cdot 6$ によるものとする。

副部材費率 = 副部材費率 \times $F1 \times F2$

部品費率 = 部品費率 \times F1 \times F2

F1:休止装置の有無による補正係数

F2: ドラム直結式 (オープンギヤ無し) 補正係数

6. 扉体は、主要部材(主ローラ、ローラ軸は除く)に SS400 又は SM400 を使用する場合のみ適用可とし、 SM490 等の機械的性質の異なるものやステンレス鋼材を使用する場合は、扉体の副部材及び部品は、別途 積上げるものとする。小形水門の扉体については、主要部材(主ローラ、ローラ軸は除く)に SS400 又は SM400 又はステンレス鋼材を使用する場合のみ適用可とする。

ただし、起伏ゲートは除く。

	現行	→ F W.		改 正	備考
	ープウィンチ式開閉装置補				
補 正 の 種 別 休止装置の有無による補正係数	補 正 休止装置有り	休 数 休止装置無し	現行のとおり		
下工表直の有無による袖上所数 F1	1.00	0.75			
ドラム直結式 (オープンギヤ無し) の補	ドラム直結式	その他			
系数	1.25	1.00			
主)「ドラム直結式」とは、オープンギャャフト等を介し、ドラムを直接駆動する補助材料費 補助材料費の積算は、次式による。 補助材料費(円/式) = (主要部材費のおお、補助材料費率は、表-2・5によるのがおいる。 をおいる。 をおいるでは、表-2・5によるのでは、本のでは、一般では、大のでは、一般では、大のでは、大きないのでは、ままないでは、大きないのでは、大きないのでは、大きないのでは、まないのでは、大きないのでは、まないのでは、は、まないのではないのでは、まないのでは、まないのでは、まないのではないのでは、まないのではないではないではないではないではないではないではないでは、まないではないではないではないではないではない	3構造とする。 (円/式)+副部材費(円/式))× はるものとする。 のとおりとする。 制動機、油圧シリンダ、海 ラック式開閉装置、スピン アー弛み過負荷検出装置、厚 に器、自動制御機器、監視操 量、天井走行クレーン、ホイ 使用する場合の機器単体品の	補助材料費率(%) 由圧ユニット、油圧ポンプ、 ンドル式開閉装置、バルブ駅 関度計、電気防食用流電陽極 作盤類、接続端子盤、凍結腎 、スト、チェーンブロック、 の範囲は、開閉装置本体、ラ	油圧モー 動装置、 、自動発 5止装置、 弁及び管 ック棒、		
体の副部材費率に含まれるものとする。 3 製 作 工 数 製作工数 製作工数					
Y = y×Km×Ks×Kn Y:製作区分毎1門当りの製作工業 y:製作区分毎1門当りの標準製作 Km:使用材料による補正係数 Ks:構造による補正係数 Kn:製作数による補正係数					
標準製作工数 製作工数は、表-2・7によるものとす	ける。				

構 成	一一一	₩ ₩ ₩	日日 日日 小十- 四二					
分	扉 体	戸当り	開閉装置	現行のとおり				
プレートガーダ構造ローラゲート	$y=5.28X_1+0.35$	$y=1.53X_2+3.67$						
(三方水密)	X ₁ :10 ㎡未満	X ₂ :25m未満	_					
プレートガーダ構造ローラゲート (四方水密)	y=5.23X ₁ +4.94 X ₁ :10 ㎡未満	y=1.71X ₂ +0.38 X ₂ :25m未満						
プ レートガーダ構造スライドゲー ト (三方水密)	y=3.87X ₁ +2.19 X ₁ :10 ㎡未満	y=0.59X ₂ +2.67 X ₂ :25m未満	_					
プ レートガーダ構造スライドゲー ト (四方水密)	y=3.87X ₁ +2.19 X ₁ :10 ㎡未満	y=0.59X ₂ +2.67 X ₂ :25m未満						
プレートカーター構造ローラケート (三方水密)	$y=6.88X_1-15$ $X_1: 10\sim 300 \text{ m}^2$	$y=6.58X_2-75$ $X_2:15\sim85$ m	$\begin{array}{c} 1\text{M1D} \\ \text{y=}6.64\text{X}_{3}^{0.6388} \\ \text{X}_{3}:100 \sim \end{array}$					
プレートカ゛ータ゛構造ローラケ゛ート (四方水密)	$y=7.4X_1-15$ $X_1: 10\sim 80 \text{ m}^2$	$y=5.42X_2-66$ $X_2: 15\sim65m$	2,500kN 1M2D y=2.74X ₃ 0.8016					
シェル構造ローラケ゛ート	$y=11.47X_1-23.6$ $X_1:20\sim300 \text{ m}^2$	$y=10.49X_2-206$ $X_2:30\sim90$ m	$X_3: 100\sim$ $1,200 \mathrm{kN}$ $2M2D$ $y=34.8 X_3^{0.4368}$ $X_3: 200\sim$ $5,500 \mathrm{kN}$					
プレートカーター構造角落しケート	$y=2.8X_1+10$ $X_1:10\sim60 \text{ m}^2$	$y=0.8X_2+1.5$ $X_2:10\sim30$ m	_					
起伏ゲート	$y=7.94X_1-1$ $X_1: 5\sim 60 \text{ m}^2$	$y=4.57X_2-10$ $X_2:7\sim35m$	$y=0.05X_3+11.97$ $X_3:100\sim600kN$	起 伏 起伏ゲート 堰		$y=7.94X_1-1$ $X_1:5\sim 60 \text{ m}^2$	$y=4.57X_2-10$ $X_2:7\sim35m$	$y=0.05X_3+11.97$ $X_3:100\sim600$ kNm
摘要	X1: 扉体面積(㎡) 四方水密の場合 純径間(樋管内空幅)(m)×有効高(樋管内空高)(m) 三方水密の場合 純径間(堰(門)柱面間距離)(m)×有効高(扉	X ₂ : 戸当り延長(m) 四方水密の場合 片側側部戸当り高さ (m)×2+純径間(m) ×2 三方水密の場合 片側側部戸当り高さ	X ₃ : 開閉荷重(kN) なお、起伏ゲート の X ₃ は、開閉トル ク(kNm)とする	摘	要	X1: 扉体面積(㎡) 四方水密の場合 純径間(樋管内空 幅)(m)×有効高(樋管 内空高)(m) 三方水密の場合 純径間(堰(門)柱面間 距離)(m)×有効高(扉	X ₂ : 戸当り延長(m) 四方水密の場合 片側側部戸当り高さ (m)×2+純径間(m) ×2 三方水密の場合 片側側部戸当り高さ	X ₃ : 開閉荷重(kNm) なお、起伏ゲートの X ₃ は、開閉トルク (kNm)とする
	高)(m)	(m)×2+純径間(m)				高)(m)	(m)×2+純径間(m)	
 yは標準製作工数(人//2) 扉体の標準製作工数は、わらず適用できる。 戸当りの標準製作工数(1) 小形水門 中・大形水門、堰 	一般構造用圧延鋼材及び は、次に示す条件では使用 片側側音	溶接構造用圧延鋼材につい	いて、その機械的性質にから るものとする。 3.0	現行のとおり				
プレートガーダ構								
シェル構造ローラ 4. 標準製作工数に含む内容	ゲート 片側側部	部戸当り高 > 有効高 ×	5. 0					

現 行	改正	備:
(2) 戸当り 戸当り及び戸当りに設置される空気箱等。		
(3) 開閉装置 (注) 7. 項による。		
5. 2段式シェル構造ゲートとする場合は次による。	現行のとおり	
(1) 扉体の製作工数は、上段扉、下段扉毎に工数を算定し合算するものとする。		
(2) 戸当りの製作工数は、上段扉用と下段扉用の戸当り延長を合算したものをxとして標準製作工	数式に	
代入し工数を算定するものとする。		
6.「シェル構造ローラゲート」+「フラップゲート」の製作工数は、上段扉(フラップゲート)を起	起伏ゲ	
ート工数算定式により算出し、下段扉(シェル構造ローラゲート)をシェル構造ゲート工数算定式に	により	
算出し、各々を合算するものとする。		
7. 開閉装置の標準製作工数		
(1) ラック式又はスピンドル式開閉装置は、機器単体費で計上するものとし、製作工数は、計上し	ないも	
のとする。		
(2) 1 M 1 D、1 M 2 D、2 M 2 D 開閉装置は、ドラムをオープンギヤで減速駆動する方式で、休	止装置	
が設けられるものを標準とする工数であり、標準以外のものは、表-2・9により補正するもの	のとす	

- る。
- (3) 起伏ゲートの開閉装置は、油圧シリンダ式であり、中・大形水門、堰の開閉装置は、ワイヤーロープ ウィンチ式である。

なお、開閉装置本体が機器単体品の場合は、「2-2 機器単体費」による。

(4) 標準製作工数に含む内容は、次のとおりである。

開閉装置毎の製作工数

- ① ワイヤーロープウィンチ式 ……開閉装置全体、大形開閉装置付の点検梯子等
- ② 油圧シリンダ式(起伏ゲート) ……トルクアーム等
- 8. 下記については、標準工数に含まれないため別途積上げるものとする。
- (1) 開閉装置の点検設備 (オーバーブリッジ形の通路、転向シーブ架台)、ロープダクト、油圧開閉装置 の油圧配管等。
- (2) ガントリクレーン形式の開閉装置。
- (3) 据付架台(設備の現地組立等に際して使用する架台のうち工場製作され埋設されるもの)
- (4) 河川用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備。 なお、付属設備の製作工数は、2-3(4)による。

(3) 工数補正

1) 使用材料による補正

主要部材にステンレス鋼、ステンレスクラッド鋼を使用した場合の補正係数(Km)は次による。

 $Km = (Km^{100}-Km^0)W_1/W_2+Km^0$

Km =使用材料による補正係数

 $Km^{100} \cdot Km^0 =$ ステンレス鋼及びステンレスクラット、鋼の補正係数(表 $-2 \cdot 8$)

 W_1 =主要部材中のステンレス鋼及びスレンテスクラッド鋼の質量(kg)

=主要部材の質量(kg)

Kmは、小数点第3位を四捨五入し、2位止めとする。

表-2・8 ステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の補正係数(Km)

			1	
設	備 区 分	区分	係数 Km ⁰	係数 Km ¹⁰⁰
小形水門	プ゜レートカ゛ータ゛ローラ・スライト゛ケ゛ート	扉体	1. 0	1. 3
	プレートガーダ構造ローラゲート	扉体	1. 0	1. 3
中・大形水門、堰	シェル構造ローラケ゛ート	扉体	0.91	1. 12
起伏堰	起伏ゲート	扉体	0.77	1. 0

(注) 1. 各設備の「扉体」のみ補正を行うものとし、「戸当り」「開閉装置」「基礎材」については、材質による補正を行わない。

現 行

- 2. 普通ローラゲート、シェルローラゲート、小形水門のローラ・シーブ軸、水密ゴム押え板など標準的にステンレス鋼が使用されるものについては、補正の対象としないものとする。また、主要部材中のステンレス鋼及びステンレスクラッド鋼の質量 (W_1) には、含めないものとするが主要部材の質量 (W_2) には、含めて算出するものとする。
- 2) 構造による補正

ワイヤーロープ式開閉装置は、構造による補正を行うものとし、補正係数(Ks)は、次式による。

 $Ks = F1 \times F2$

なお、F1、F2 は、表 $-2 \cdot 9$ による。

表-2・9 開閉装置形式による補正係数 (F1,F2)

F1 休止装置の有無に	こよる補正	F2 ドラム駆動方式による補正					
休止装置有り	休止装置有り 1.0		1. 0				
休止装置なし	休止装置なし 0.9		0. 9				

3) 製作数による補正

同形状規格のものを複数(門)同時発注する場合の補正係数(Kn)は、表-2・10による。

表-2・10 製作数による補正係数 (Kn)

製作数(門)	2	3	4	5以上
補正率(1門当り)	0.95	0.93	0.92	0.91

(4) 付属設備製作工数

河川用水門に付帯する付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとするが、各付属設備の適用区分は、表 $-2 \cdot 11$ を標準とする。

表-2・11 鋼製付属設備の適用区分

· ·		
製 作 区 分	適用区分	摘要
転向シーブ点検架台	区分 A	
ロープダクト	区分 D	
据付架台	区分 D	
油圧配管	区分 D	既製管による

- (注) 1. 間接労務費率、工場管理費率、補助材料費率は、鋼製付属設備の率とする。
 - 2. 上記区分において、主体となる設備と一体で主設備の機能の一部となる場合は、間接製作費は主設備本体の率とする。
 - 3. ステンレス及びステンレスクラッド鋼を使用した場合は、「第18章 鋼製付属設備」 に準じて補正を行うものとする。

現行のとおり

改正

備考

平成24年度 機械設備積算基準【河川用水門設備】対比表 現 行 改 正 備考 2-4 工場塗装費 (1) 標準的な構造の水門設備の工場塗装費については、次式による。 なお、塗装費率は、表-2・12による。 現行のとおり 工場塗装費(円/式) = 製作直接労務費(円/式) × 塗装費率(%) 表-2・12 塗装費率 構成 扉体塗装費率 戸当り塗装費率 開閉装置塗装費率 区 分 プレートガーダ構造 小形水門 20%8%ローラ・スライト゛ケ゛ート プレートガーダ構造 中・大形水門、堰 21%11% 7%ローラケ゛ート (注) 1. 塗装費率には、塗装費及びステンレス表面処理費を含む。 2. 扉体については、主要部材(スキンプレート、桁等)にステンレス鋼を使用している場合は、小形水門、 中・大形水門、堰ともに9%とする。 3. 開閉装置の塗装費率は、1M1D、1M2D、2M2Dの場合に適用するものとする。(ラック式、ス ピンドル式等の機器単体品の場合は、適用しない。) 4. 塗装仕様は、エポキシ樹脂系、ふっ素樹脂系、ポリウレタン樹脂系で下塗りにミストコートを塗布する 場合に適用し、下塗りにミストコートを施さない場合は、別途考慮するものとする。その他の仕様につい ては、別途積上げるものとする。 5. 塗装は、上塗りまで工場塗装を標準とする。 6. シェル構造ローラゲート、プレートガーダ構造角落しゲート及び起伏ゲートについては、別途積上げる ものとする。 2-5 直接経費 (1) 木形費は、鋳放し単価に含めるものとし、積算の対象としない。 (2) 特許又は特殊技術にかかわる製作で、専門業者により行われるものは、直接経費の項で計上するものと する。

3 直接工事費

3-1 材 料 費

(1) 材料費の構成

材料費の構成は、次のとおりとする。

材料費 = 据付材料費 + 据付補助材料費

(2) 据付材料費

据付材料費の積算は、次式による。

据付材料費(円/式)= 据付労務費(円/式)× 据付材料費率(%)

据付労務費(円/式)= 職種別据付工数(人/式)×職種別賃金(円/人)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上 される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、据付材料費率は、表-2・13による。

	表-2・13 据付材料費率及	び据付補助材料費率		
	区 分	据付材料費率	据付補助材料費率	
小形水門	プレートガーダ、構造ローラ・スライト、ケート (三方・四方水密)		1. 5%	
中・大形水門、堰	プレートガータ、構造ローラケート (三方・四方水密)	1 4 %		
	シェル構造ローラケ゛ート	1 1 / 0	4.0%	
	プレートガーダ構造角落しゲート			
起伏堰	起伏が一ト			

現 行

- (注) 1. 小形水門で二次側電気配線配管の施工が必要ない場合は、据付材料費率を3%とする。
 - 2. 据付材料費率に含まれる材料は、次のとおりとする。

据付に必要な現場で加工するアンカー材・ステー材、電動式開閉装置の場合の機側操作盤以降(機械操作盤から開閉装置まで)の電線・電線管、油脂類等(据付のための作業油・潤滑油を含む)

3. 動力、照明等のための電源引き込み(引込柱から機側操作盤まで)に必要な材料費の所要量は、別途積上げるものとする。

(3) 補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費(円/式) = 据付労務費(円/式)×据付補助材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上 される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-2・13による。

3-2 据付工数

(1) 据付工数は、次式による。

 $Y = y \times Kn$

Y:設備1門当りの据付工数(人)

y:設備1門当りの標準据付工数(人)

Kn: 据付数による補正係数

(2) 標準据付工数

据付工数は、表-2・14によるものとする。

改 正 表-2・13 据付材料費率及び据付補助材料費率

備考

₽	公 分	据付材料費率	据付補助材料費率			
小形水門	プ レートカ゛ーケ゛構造ローラ・スライト゛ケ゛ート (三方・四方水密)	10.5%	1. 5%			
中・大形水門、堰	プレートカ゛ーケ゛構造ローラケ゛ート (三方・四方水密)					
	シェル構造ローラケ゛ート	14.0%	4.0%			
	プレートガーダ構造角落しゲート					
起伏堰	起伏が一ト					

- (注) 1. 小形水門で二次側電気配線配管の施工が必要ない場合は、据付材料費率を3%とする。
 - 2. 据付材料費率に含まれる材料は、次のとおりとする。 据付に必要な現場で加工するアンカー材・ステー材、電動式開閉装置の場合の機側操作盤以 降(機側操作盤から開閉装置まで)の電線・電線管、油脂類等(据付のための作業油・潤滑油 を含まり)
 - 3. 動力、照明等のための電源引き込み(引込柱から機側操作盤まで)に必要な材料費の所要量は、別途積上げるものとする。

(3) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費(円/式) = 据付労務費(円/式)×据付補助材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付に従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、

別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は、対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-2・13による。

現 行 表-2・14 標準据付工数							
				職種別棒			
X	分 分	標準工数 y:据付工数(人)	摘要	機械設備据付工	普通 作業員		
	プレートガーダ構造 ローラゲート(三方水密)	y = 3.3x + 19.93					
小形水胆	プレートガーダ構造 ローラゲート(四方水密)	y=3.37x+21.01			20%		
小形水門	プレートガータ゛構造スライド がート(三方水密)	y=3.49x+8.5		80%			
	プレートガーダ構造スライド ゲート(四方水密)	y = 3.49x + 8.5	x: 扉体面積(㎡) (純径間(m) ×有効高(m))				
	プレートガーダ構造 ローラゲート(三方水密)	y=4.1x+11.93	なお、xの定義及 び範囲は、表-2・ 7標準製作工数と 同じである。				
中・大形	プレートカ゛ータ゛構造 ローラケ゛ート(四方水密)	y=6.8x-13.29					
水門、堰	シェル構造ローラケ゛ート (単葉・2段)	y=6.9x+124.9	117 200				
	プレートカ゛ータ゛構造 角落しケ゛ート	y=1.6x+7.52					
起伏堰	起伏ゲート	y=18.8x ^{0.7}					

- (注) 1. 各設備の標準工数の範囲は、扉体、戸当り、開閉装置、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降(機 側操作盤から開閉装置まで)の電気配線及び配管、据付架台の据付、組立架台の設置及び撤去等、準備、 試運転調整、清掃及び後片付けまでとする。
 - 2. 手動式、エンジン式開閉装置等のように、機側操作盤、各種配電盤、機側操作盤以降の電気配線及び配管の施工の必要のない場合は、据付工数を10%低減するものとする。
 - 3. 標準据付工数の範囲には、2次コンクリート打設、コンクリートはつり等の関連土木工事は、含まれていないため、別途積上げるものとする。
 - 4. 中・大形水門、堰、起伏堰における油圧式開閉装置用の油圧配管の据付工数は、標準据付工数の範囲に含まれる。
 - 5. 標準据付工数の範囲には、動力、照明等のための電源引き込み(引込柱等から機側操作盤まで)は、含まないので別途積上げるものとする。
 - 6. 河川用水門設備に付帯する管理橋、階段、防護柵等の付属設備の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとし、各付属設備の適用区分は、表-2・11に準じること。
 - 7. 標準据付工数は、規格ゲート等の既製品水門扉の据付には適用出来ない。
 - 8. 自家発電設備の据付工数は、別途積上げるものとする。
 - 9. 中・大形水門のプレートガーダ構造ローラゲート(三方水密・四方水密)の据付工数は、扉体を現場に分割搬入し、現場接合するものが対象である。

扉体の現場接合を行わないものは、小形水門の据付工数を適用する。

- 10. 角落しゲートの据付工数は、戸当りのみである。扉体等の据付工数は、別途積上げるものとする。
- 11. 各設備の標準据付工数は、据付現場が仮締切内等のドライな環境で、トラッククレーン等により据付可能な場合のものである。

改正 備考 現行のとおり

12. 分割発注の場合の区分別工数は、次式による。

区分別工数(人/門) = 全体工数(人/門)×区分別工数比率なお、区分別工数比率は、表 $-2 \cdot 15$ による。

表-2・15 区分別工数比率

現 行

	—————————————————————————————————————	<u> </u>	工数比率 (%)	
種 別		扉 体	戸当り	開閉装置
小形水門	プレートガータ゛構造ローラ・スライト゛ケ゛ート (三方水密)	3 0	4 5	2 5
71/16/X(1°)	プレートガータ゛構造ローラ・スライト゛ケ゛ート (四方水密)	3 0	4 5	2 5
	プレートガータ゛構造ローラケ゛ート(三方水密)	3 5	4 0	2 5
中・大形水門、堰	プレートガータ、構造ローラケート (四方水密)	3 5	4 0	2 5
	シェル構造ローラゲート	4 5	2 0	3 5
起伏堰	起伏ゲート	2 5	5 0	2 5

(3) 工数補正

1) 据付数による補正

同時期・現場、同等規模・形式の水門設備を複数(門)据付ける場合の補正係数は、次式による。 据付工数(人/式) = 標準据付工数(人/式)×据付数による補正係数 なお、据付数による補正係数は、表-2・16のとおりとする。

表-2・16 据付数による補正係数 (Kn)

据付数(門)	2	3	4	5以上
補正率(1門当り)	0.95	0. 92	0.90	0.88

3-3 機械経費

(1) 標準機械器具

据付にかかる機械経費は、表-2・17を標準として計上するものとする。

なお、機種選定、所要数量、運転時間(日数)等については、据付条件並びに関連工事などを勘案のうえ決定するものとする。

ただし、河川用水門設備のクレーン標準運転日数等は、表-2・18による。

また、河川用水門設備の電気溶接機運転日数は、表-2・19による。

現行のとおり

改 正

備考

表-2・17 標準機械器具 機械器具名 標準規格 摘要 クレーン 表-2・18 による 電気溶接機 表-2・19 による 直流 500A ガウジング用 空気圧縮機 排出ガス対策型 ガウジング その他 排出ガス対策型 商用電源がない場合 発動発電機 組立架台 3-4 による その他必要なもの 現場条件により計上する

現 行

(注) 「雑器具損料」とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

機械器具費×2%

(2) クレーン

雑器具損料

クレーンの運転日数等は、表-2・18を標準とする。

表-2・18 クレーン標準運転日数等

	象 設 備	機種	規格	標準運転日数	区分別構成比(%)		
対					扉体	戸当り	開閉 装置
小 形 水 門	プレートガーダ構造ローラ・ス ライドゲート(三方・四方)	トラック	16 t	D=3	1日	1 日	1 日
中・大形	プレートガーダ構造 ローラゲート(三方・四方)	各種	(注)5 による	D=0.22x+0.33	3 5	4 5	2 0
水門、堰	シェル構造 ローラゲート	各種	(注)5 による	D = 0.22x + 7.1	4 5	3 0	2 5
起伏堰	起伏ゲート	各種	(注)5 による	D=0.39x+1.6	3 0	5 0	2 0

- (注) 1. Dは、設備1門当りの運転日数である。
 - 2. xは、1門当りの扉体面積(純径間m×有効高m)である。
 - 3. 本表は、据付現場が仮締切内等で、ドライ施工が可能な場合の標準的なクレーンの規格と運転日数である。施工条件が異なる場合は、本表によらず別途積上げるものとする。
 - 4. 小形水門のトラッククレーン規格は、作業半径が16m以下の場合に適用する。
 - 5. 中・大形水門、堰及び起伏堰のクレーン規格については、施工条件、方法等を勘案の上決定するものと する。

現行のとおり

(2) クレーン

クレーンの運転日数等は、表-2・18を標準とする。

表-2・18 クレーン標準運転日数等

改正

備考

	象 設 備	機種	規格	標準運転日数	区分別構成比(%)		
対					扉体	戸当り	開閉 装置
小 形 水 門	プレートガーダ構造ローラ・ス ライドゲート(三方・四方)	トラック	(注)4 による	D=3	1日	1 日	1 日
中・大形	プレートガーダ 構造 ローラケート(三方・四方)	各種	(注)5 による	D=0.22x+0.33	3 5	4 5	2 0
水門、堰	シェル構造 ローラゲート	各種	(注)5 による	D = 0.22x + 7.1	4 5	3 0	2 5
起伏堰	起伏ゲート	各種	(注)5 による	D = 0.39x + 1.6	3 0	5 0	2 0

- (注) 1. Dは、設備1門当りの運転日数である。
 - 2. xは、1門当りの扉体面積(純径間m×有効高m)である。
 - 3. 本表は、据付現場が仮締切内等で、ドライ施工が可能な場合の標準的なクレーンの規格と運転日数である。施工条件が異なる場合は、本表によらず別途積上げるものとする。
 - 4. 小形水門のトラッククレーン能力は、最大部材質量、作業半径等を考慮して決定する。
 - 5. 中・大形水門、堰及び起伏堰のクレーン規格については、施工条件、方法等を勘案の上決定するものと する。

(3) 溶接機

溶接機の規格及び運転日数は、表-2・19を標準とする。

表-2・19 溶接機の規格及び運転日数

	対 象 設 備	機種	規格	標準運転日数	摘要
小 形水 門	プ゚レートガーダ構造ローラ・スライ ド ゲート (三方・四方)	交流アーク溶接 機又は同エンジ ン付	2 0 0 A	D=4	D=運転日数 x=扉体面積 なお、x の定
中・大形	プレートガーダ構造ローラ・スライ ド ゲート (三方・四方)	交流アーク溶接 機又は同エンジ ン付	2 0 0 A	現場接合無し D=0.2x+3.2 現場接合有り D=0.55x-0.5	義及び範囲 は、表-2・7 標準製作工 数と同じで
水門、堰	シェル構造ローラゲー ト	交流アーク溶接 機又は同エンジ ン付	2 0 0 A	D=1.56x	ある
起伏堰	起伏ゲート	現場条件により 決定するものと する		現場条件により決定するものとする	

- (注) 1. Dは、設備1門当りの運転日数である。
 - 2. xは、1門当りの扉体面積(純径間m×有効高m)である。
 - 3. 溶接機の運転日当りの標準運転時間は、5時間とする。

(4) 組立架台

1) 組立架台の経費は、次式による。

組立架台経費 = 基礎価格(円)×損料率(%)

2) 組立架台の基礎価格及び損料率は、表-2・20を標準とする。

表-2・20 組立架台基礎価格及び損料率

区分	製作工数					
	直接製作費		間接製作費		一般管理費率	損料率
	材料費	労務費	間接労務費率	工場管理費率	等	
組立架台	所要量 を 積上げ	「第 18 章 鋼製 付属設備」による 製作工数に賃金を 乗じて算出する。	75%	30%	14%	30%

(注) 1. 組立架台は、分割搬入した扉体等を地組する際に使用する埋設されない架台であり、複数契約で転用使用することを標準とし、1契約あたり基礎価格の30%を減価償却費及び転用補修費として損料計上するものとする。

なお、同一契約で同時期、同現場において組立架台を再利用しながら複数門を順次据付ける場合であっても、1契約で30%を計上するものとする。

- 2. 基礎価格には、組立架台の製造設計に係る経費として間接労務費及び工場管理費を計上するが、設計技術費は、計上しない。
- 3. コンクリート等に埋設される据付架台は、別途計上するものとする。

3-4 試運転費

試運転工数は、据付工数に含まれているので計上しないものとする。

現行 改正

3-5 直接経費

(1) 二次コンクリート及び型枠費

二次コンクリート及び型枠費の積算は、次式による。

二次コンクリート及び型枠費(円/式)

= 据付労務費(円/式)×二次コンクリート及び型枠費率(%)

据付労務費 = 職種別据付工数(人/式)×職種別賃金(円/人)

据付労務費:表-2・14標準据付工数で算出される職種別労務費の合計である。

なお、二次コンクリート及び型枠費率は、表-2・21による。

表-2・21 二次コンクリート及び型枠費

	区 分	二次コンクリート及び型枠費率
小形水門	プレートガータ゛構造ローラ・スライト゛ケ゛ート (三方・四方)	7 %

- (注) 1. 二次コンクリート及び型枠費に含む内容は、生コンクリート打設、型枠、養生である。 コンクリートはつり、仮設足場等が必要な場合は、別途積上げるものとする。
 - 2. 化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。

(基準の解説に記載)

[解]2 直接工事費

2-1 取替工数

(1) ワイヤーロープ取替工数

1) 取替工数

取替工数は次式による。

 $Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times 門数(門)$

Y:設備 n 門当りの取替工数(人/式)

y:設備1門当りの標準取替工数(人/門)

2) 標準取替工数

ワイヤーロープウィンチ式開閉装置のワイヤー取替工数は表-2のとおりとする。

表-2 ワイヤーロープ標準取替工数

3 1 7 1 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7							
区 分	標準取替工数区分y:取替工数摘要		職種別構成割合				
<u></u>	(人/門)	16 安	据付工	普通作業員			
ワイヤーロープ ウィンチ式開閉装置	y = 4.00x + 3.66	x=ロープ径(m)×全長(m) ロープ径は最大 φ 55(0.055m)又は全長最大 600mまでとする。	95%	5%			

- (注) 1. ロープ径は直径、全長は取替長さとする。
 - 2. 本工数の適用範囲はロープの準備・撤去・取付けまでとする。ただし、ワイヤーの現場搬入及び試運転、 仮設設置撤去は含まない。
 - 3. ワイヤリングを目視で確認出来る環境であること。
 - (2) 水密ゴム取替工数
 - 1) 取替工数

取替工数は次式による。

 $Y(\Lambda/式) = y(\Lambda/P) \times P(M/P)$

Y:設備 n 門当りの取替工数(人/式)

y:設備1門当りの標準取替工数(人/門)

2) 標準取替工数

河川用水門の水密ゴム取替工数は表-3のとおりとする。

現行のとおり

(注) 1. 二次コンクリート及び型枠費に含む内容は、コンクリート打設、型枠、養生である。 コンクリートはつり、仮設足場等が必要な場合は、別途積上げるものとする。 備考

2. 化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。

3-6 取替工数

(1) ワイヤーロープ取替工数

1) 取替工数

取替工数は次式による。

 $Y(\Lambda/式) = y(\Lambda/P) \times P(M)$

Y:設備 n 門当りの取替工数(人/式)

y:設備1門当りの標準取替工数(人/門)

2) 標準取替工数

ワイヤーロープウィンチ式開閉装置のワイヤー取替工数は表2-22のとおりとする。

表2-22 ワイヤーロープ標準取替工数

区分	標準取替工数 y:取替工数	摘要	職種別構成割合
	(人/門)	1向 女	据付工
ワイヤーロープ ウィンチ式開閉装置	y = 0.105x + 2.88	x=ロープ全長(m) 全長最大1100mまで、ロープ径は 最大 ϕ 60 (0.06m)までとする。	100%

- (注) 1. ロープ全長は取替長さとする。
 - 2. 本工数の適用範囲はロープの準備、取外し、現場搬出、積込み、荷下し、現場搬入、取付、調整、試運転までとし、仮設設置撤去は含まない。
 - 3. ワイヤリングを目視で確認出来る環境であること。
 - (2) 水密ゴム取替工数
 - 1) 取替工数

取替工数は次式による。

 $Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times 門数(門)$

Y:設備n門当りの取替工数(人/式)

y:設備1門当りの標準取替工数(人/門)

2) 標準取替工数

河川用水門の水密ゴム取替工数は表2-23のとおりとする。

	表一3	水密ゴム標準取替工数		
- n	標準取替工数	lde	職種別構	
区分	y:取替工数 (人/門)	摘要	据付工	普通作業員
ローラゲート スライドゲート	y=0.103x+4.18	x=扉体面積(㎡) =純径間(m)×有効高(m) 扉体面積は最大 300 ㎡まで とする。	95%	5%

現 行

- (注) 1. 現地での取替工数で、河川用水門のみ対象とする。
 - 2. ゴムの形式は、P、L、Y、平ゴムとする。
 - 3. 本工数の適用範囲は、水密ゴムの準備(穴あけ加工、溶着を含む)、撤去、取付けまでとし、試運転、仮設設置撤去は含まない。

改正表 2 - 2 3水密ゴム標準取替工数

区分	標準取替工数 y:取替工数	摘要	職種別構成割合
	(人/門)	III 安	据付工
ローラゲート スライドゲート	y=0.127x+3.85	x=扉体面積(㎡) =純径間(m)×有効高(m) 扉体面積は最大300㎡までとする。	100%

- (注) 1. 現地での取替工数で、河川用水門のみ対象とする。
 - 2. ゴムの形式は、P、L、Y、平ゴムとする。
 - 3. 本工数の適用範囲は、水密ゴムの準備(穴あけ加工、溶着を含む)、取外し、現場搬出、積込み、荷下し、現場搬入、取付、調整、試運転までとし、仮設設置撤去は含まない。

備考

(3) 電動機取替工数

1) 取替工数

取替工数は、次式による。

 $Y(A/式) = y(A/台) \times 数量(台)$

Y:電動機n台当りの取替工数(人/式)

y:電動機1台当りの標準取替工数(人/台)

2)標準取替工数

標準的な河川用水門の電動機取替工数は、表2-24のとおりとする。

表 2 - 2 4 電動機標準取替工数

区分	y:標準取替工数	摘要	職種別構成	成割合
L %	(人/台)	1164 💸	据付工	電工
ワイヤーロープウィンチ 式開閉装置の電動機	y = 0.244x + 1.99	x=モータ容量(kW) 最大37kWまでとする。	90%	10%

- (注) 1. ワイヤーロープウィンチ式開閉装置の電動機取替に適用する。
 - 2. 適用範囲は、電動機の準備、取外し、現場搬出、積込み、荷下し、現場搬入、取付、調整、試運転までとし、仮設設置撤去は含まない。
 - (4) ローラ取替工数
 - 1) 取替工数

取替工数は、次式による。

 $Y(A/式) = y(A/個) \times 数量(個)$

Y:ローラn個当りの取替工数(人/式)

y:ローラ1個当りの標準取替工数(人/個)

2)標準取替工数

標準的な河川用水門のローラ取替工数は、表2-25のとおりとする。

表2-25 ローラ標準取替工数

取付形式	y:標準取替工数 (人/個)	摘要	職種別構成割合 据付工
片持式 サドル式	y = 0.0073x	x=ローラ直径(mm) ローラ直径は90mmから 最大1500mmまでとする。	100%

- (注) 1. プレートガーダ構造ローラゲート又はシェル構造ローラゲートのローラ取替に適用する。
 - 2. 本工数の適用範囲は、現場における準備、取外し、現場搬出、積込み、荷下し、現場搬入、取付、調整、試運転までとし、ローラの整備、仮設設置撤去及び工場における整備のための分解組立は含まない。
 - 3. ローラの取付形式は、片持式又はサドル式を対象とする。また片持式の場合は、ローラ軸の取り外し、取付は含まない。
 - 4. ローラの取付形式が、両持式及びロッカービーム式のローラ取替については、別途積上げるものとする。

平成24年度 機械設備積算基準	半1.河川用小门改哺1.对比农	1
現 行	改正	備考
甘 淮		
基準の解説		

現 行 改 正 備 考

[解]1 直接製作費

1-1 塗装費

(1) 標準的な構造の水門設備についての塗装面積は、表-1を標準とする。

表-1 標準塗装面積

		10	1 保平空表面傾	
区	分	構成	扉体塗装面積	開閉装置塗装面積
小形水門	プレートガーダ構造ローラ ゲート	・スライド	y=5.4x	-
中	プレートガーダ構造ローラ	ゲート	y = 6.8x - 12	y = 0.1x + 56.7
大	シェル構造 ローラゲート	外 面 内 面	y=2.9x+109 y=9.6x-173	y=0.1x+56.7
形水即	プレートガーダ構造 ヒンジ式ゲート			
門・	プレートガーダ構造横引き	ゲート	プレートガーダ構造	iローラゲートによる
堰	プレートガーダ構造角落し	ゲート		Γ
起伏	ゲート		y=4.1x-0.8	y = 0.002x + 2
	摘 要		y=標準塗装面積(m²) x=扉体面積(m²) (純径間(m)×有効高(m))	y=標準塗装面積(㎡) x=開閉荷重(kN) ただし、起伏ゲートのxは 開閉トルク(kNm)とする

- (注) 1. 戸当りの塗装面積は別途積上げるものとする。
 - 2. 開閉装置の塗装面積は、1M1D、1M2D、2M2Dの場合に適用するものとする。
 - 3. 管理橋、防護柵等の塗装面積は別途積上げるものとする。
 - 4. ステンレス材の酸洗いが必要な場合は、その面積を別途積上げるものとする。

[解]2 直接工事費

2-1 取替工数

- (1) ワイヤーロープ取替工数
 - 1) 取替工数

取替工数は次式による。

 $Y(\text{人/式}) = y(\text{人/門}) \times 門数(門)$

Y:設備 n 門当りの取替工数(人/式)

y:設備1門当りの標準取替工数(人/門)

2) 標準取替工数

ワイヤーロープウィンチ式開閉装置のワイヤー取替工数は表-2のとおりとする。

[解]1 直接製作費

1-1 塗装費

(1) 標準的な構造の水門設備についての塗装面積は、表-1を標準とする。

表-1 標準途装而積

		10	1 保华坚表即惧	
区	分	構成	扉体塗装面積	開閉装置塗装面積
小形水門	プレートガーダ構造ローラ ゲート	・スライド	y=5.4x	_
中	プレートガーダ構造ローラ	ゲート	y = 6.8x - 12	y = 0.1x + 56.7
· 大	シェル構造 ローラゲート	外 面 内 面	y=2.9x+109 y=9.6x-173	y=0.1x+56.7
形水門・堰	プレートガーダ構造 ヒンジ式ゲート プレートガーダ構造横引き プレートガーダ構造角落し	ゲート		ローラゲートによる
起伏	ゲート		y=4.1x-0.8	y = 0.002x + 2
	摘 要		y=標準塗装面積(㎡) x=扉体面積(㎡) (純径間(m)×有効高(m))	y=標準塗装面積(㎡) x=開閉荷重(kN) ただし、起伏ゲートのxは 開閉トルク(kNm)とする

- (注) 1. 戸当りの塗装面積は別途積上げるものとする。
 - 2. 開閉装置の塗装面積は、1M1D、1M2D、2M2Dの場合に適用するものとする。
 - 3. 管理橋、防護柵等の塗装面積は別途積上げるものとする。
 - 4. ステンレス材の酸洗いが必要な場合は、その面積を別途積上げるものとする。

以降、記載無し

	表-2	フイヤーロープ標準取替工数		
区分	標準取替工数 y:取替工数	摘要	職種別構	 構成割合
E D	(人/門)	1向 女	据付工	普通作業員
ワイヤーロープ ウィンチ式開閉装置	y = 4.00x + 3.66	x=ロープ径(m)×全長(m) ロープ径は最大 φ 55(0.055m)又は全長最大 600mまでとする。	95%	5%

現 行

- (注) 1. ロープ径は直径、全長は取替長さとする。
 - 2. 本工数の適用範囲はロープの準備・撤去・取付けまでとする。ただし、ワイヤーの現場搬入及び試運転、 仮設設置撤去は含まない。
 - 3. ワイヤリングを目視で確認出来る環境であること。
 - (2) 水密ゴム取替工数
 - 1) 取替工数

取替工数は次式による。

 $Y(\Lambda/式) = y(\Lambda/P) \times P(P)$

Y:設備 n 門当りの取替工数(人/式)

y:設備1門当りの標準取替工数(人/門)

2) 標準取替工数

河川用水門の水密ゴム取替工数は表ー3のとおりとする。

表-3 水密ゴム標準取替工数

区分	標準取替工数 y:取替工数	摘要	職種別標	構成割合
	(人/門)	1個 女	据付工	普通作業員
ローラゲートスライドゲート	y=0.103x+4.18	x=扉体面積(㎡) =純径間(m)×有効高(m) 扉体面積は最大 300 ㎡まで とする。	95%	5%

- (注) 1. 現地での取替工数で、河川用水門のみ対象とする。
 - 2. ゴムの形式は、P、L、Y、平ゴムとする。
 - 3. 本工数の適用範囲は、水密ゴムの準備(穴あけ加工、溶着を含む)、撤去、取付けまでとし、試運転、仮設設置撤去は含まない。

	改正	備 考
、記載無し		

第6章 トンネル換気設備第1 ジェットファン設備第2 送 風 機 設 備

	現	行	改正	備考
	第6章 トン	ネル換気設備		
1 ジェットファン設備				
適用範囲		現	行のとおり	
	備(ジェットファン及7	** *ブースターファン、以下ジェットファン)に適用する。		
この金中は、「ひ」が一次人は	m (v =) I >) v / C			
- 1. 区分及び構成				
- 「ハラュ焼ケシはあって八んだ	掛出は まー 6 . 1 の 1	1 t 1 1 1 t 2		
トンネル換気設備の区分及び	構成は、表一6・1のる	さおりとする。		
トンネル換気設備の区分及び	構成は、表一6・1のる	さおりとする。		
トンネル換気設備の区分及び		とおりとする。		
	表一6・1	区分及び構成		
トンネル換気設備の区分及び <u>区</u> ジェットファン	表-6·1 分	区分及び構成 構 成		
区	表-6·1 分 本体	区分及び構成 構 成 ケーシング、動翼、電動機		
区	表-6・1 分 本体 吊り金具類	区分及び構成 構 成		
区	表 - 6・1 分 本体 吊り金具類 手元開閉器箱	区分及び構成 構 成 ケーシング、動翼、電動機 吊り金具、ターンバックル		
区	表 - 6・1 分 本体 吊り金具類 手元開閉器箱 FB	区分及び構成 構 成 ケーシング、動翼、電動機 吊り金具、ターンバックル フィードバック換気制御盤		
ジェットファン	表 - 6・1 分 本体 吊り金具類 手元開閉器箱	区分及び構成 構 成 ケーシング、動翼、電動機 吊り金具、ターンバックル		

2 直接製作費

2-1 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

受光部

CO計本体

検出器 変換器

投光部電源ボックス 受光部電源ボックス 光ファイバーケーブルボックス

VI計

CO計

AV計

計測盤(VI、CO、AV計)

ジェットファン (本体、吊り金具類、手元開閉器箱)、換気制御盤、VI計 (煙霧透過率測定装置)、CO計 (一酸化炭素濃度計測装置)、AV計 (風向風速測定装置)、計測盤、その他これらに類するもので積上げ積算しないもの。

3 直接工事費

3-1 材料費

据付直接材料費

据付けに使用するアンカーボルト等の部品をいい、積上げによるものとする。

3-2 据付工数

(1)標準据付工数

1) ジェットファン本体部

ジェットファン本体の据付工数は、表一6・2を標準とする。

表一6・2 ジェットファン本体部標準据付工数

				総合試運転	職種別構	構成割合
口径	本体据付	アンカーボ・ルト	手元開閉器箱	調整	(%	(₀)
(mm)	(人/基)	(人/本)	(人/台)	(人/基)	機械設備	普 通
					据付工	作業員
630	1.88					
1030	2.63	0. 22	0.5	0.75	80	20
1250	3.50					
1530	4. 13					

- (注) 1. 本体据付の範囲は、ジェットファン本体の据付け、単独試運転調整及びそれに伴う準備、後片付けまでとし、電気配線配管の据付けは含まない。
 - 2. アンカーボルトの範囲は、本体据付けに係るアンカーボルトの打込み、吊り金具取付、引抜試験及びそれに伴う準備・後片付けとする。
 - 3. 手元開閉器箱の範囲は、手元開閉器の据付け、アンカーボルト打込及びそれに伴う準備・後片付けまでとし、電気配線・配管の据付けは含まない。
 - 4. 総合試運転調整の範囲は、単独試運転調整後、一酸化炭素検出装置及び煙霧透過率測定装置、風 向風速測定装置等を連動させ全装置の総合試運転を行い、運転状況を記録するものである。な お、総合試運転は自動運転及び手動運転の両方を実施するものとする。

2) 換気制御盤・計測機器類

換気制御盤・計測機器類の据付工数は、表一6・3を標準とする。

表一6・3 換気制御盤・計測機器類標準据付工数

制御盤		V: (人)	I 計 /台)	C O計 (人/台)	AV計 (人/台)	計測盤 (人/面)	職種別構 (%	構成割合 6)
()	(面)	投光部	受光部				機械設備 据 付 工	普 通 作業員
FΒ	2.0							
FF	4.0	1.5	1.5	3. 0	3. 0	2. 0	80	20
ΑI	8.0							

(注) 1. 標準工数の範囲は、各装置の据付け、アンカーボルト打込、単独試運転調整及びそれに伴う準備、後片付けまでとし、電気配線・配管の据付け及びトンネル本体のはつりは含まない。なお、VI計のうち、光ファイバーケーブルボックス、電源ボックスは含まない。

3) 風量・騒音測定

風量・騒音測定にかかる標準工数は、表一6・4を標準とする。

表一6・4 風量・騒音測定標準工数

準備・後片付け	測定	職種別構成割合(%)			
(人/式)	(人/風量)	機械設備据付工	普通作業員		
7. 0	1.25	80	20		

(注) 1. 測定はジェットファンの運転組み合わせ毎に風量測定を行うものとする。

現行のとおり

2) 換気制御盤・計測機器類

換気制御盤・計測機器類の据付工数は、表一6・3を標準とする。

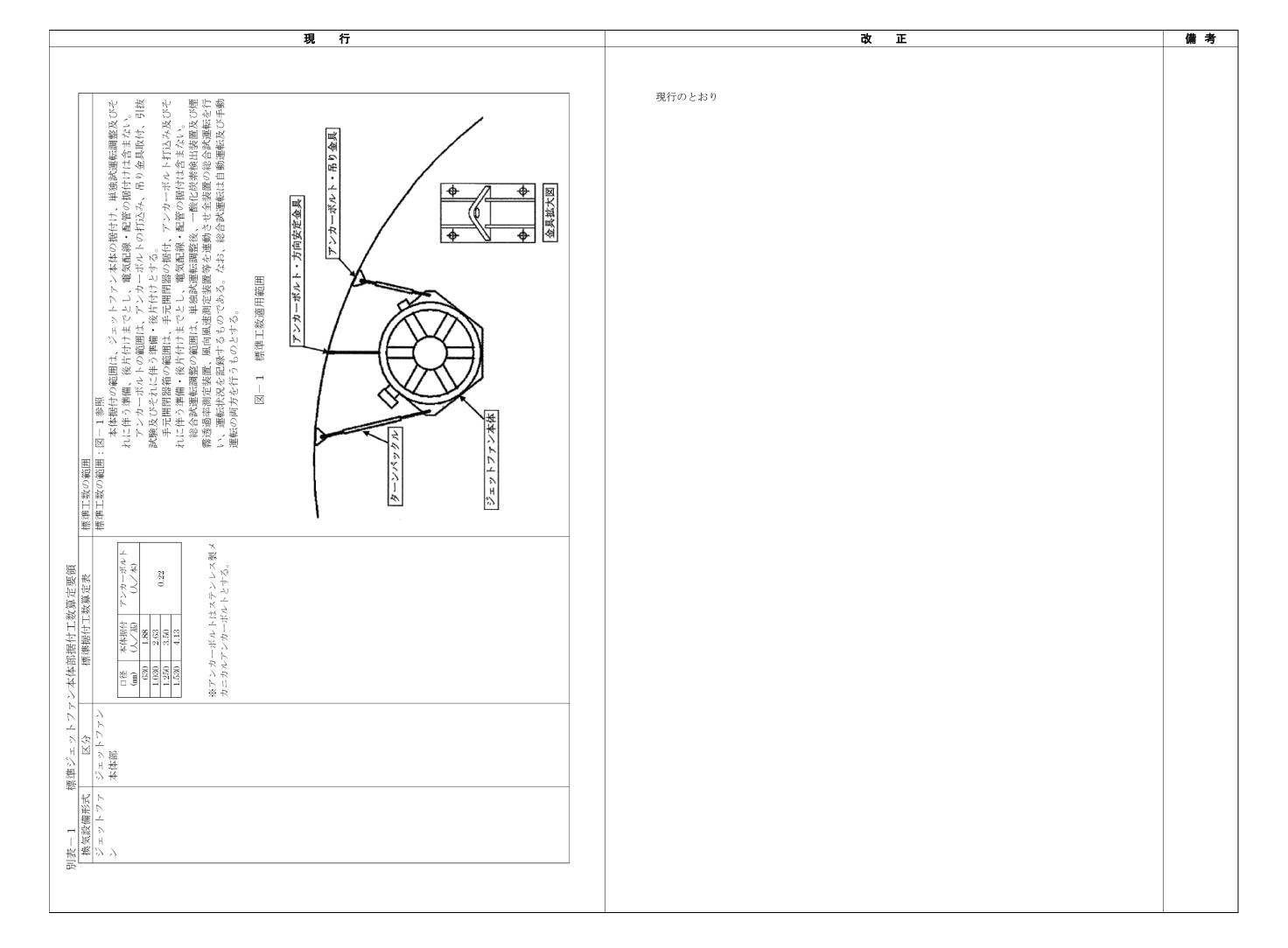
表一6·3 換気制御盤·計測機器類標準据付工数

制御盤		V: (人)	I 計 /台)	CO計 (人/台)	AV計 (人/台)	計測盤 (人/面)		構成割合 6)
(人)	(面)	投光部	受光部				機械設備 据 付 工	普 通 作業員
FΒ	2. 0							
FF	4. 0	1. 5	1.5	3. 0	3. 0	2. 0	80	20
ΑI	8. 0							

(注) 1. 標準据付工数の範囲は、各装置の据付け、アンカーボルト打込、単独試運転調整及びそれに伴う準備、後片付けまでとし、電気配線・配管の据付け及びトンネル本体のはつりは含まない。なお、VI計のうち、光ファイバーケーブルボックス、電源ボックスは含まない。

現 行 改正 備考 3 - 3. 直接経費 (機械経費) (1) 機械経費 現行のとおり ジェットファン据付けに係る機械経費は、表一6・5、表一6・6を標準とする。 表 - 6 · 5 ジェットファン小口径 (630、1,030mm) 基当り 機械器具名 規格 標準運転時間 摘 高 所 作 業 車 荷重 1.7t 3.5時間 芯出し、アンカー打設 、ジェットファン据付用 クレーン付トラック 2t吊4t積 0.5時間 その他必要器具 雑 器 具 損 料 機械器具×2% 表 - 6・6 ジェットファン大口径(1,250、1,530mm) 基当り 機械器具名 規格 標準運転時間 摘 高 所 作 業 車 荷重3.2t 3.5時間 芯出し、アンカー打設 、ジェットファン据付用 クレーン付トラック 2.9t吊 0.5時間 4t積 その他必要器具 雜 器 具 損 料 機械器具×2% (注) 1. 高所作業車は、ボディ昇降型リフトトラックである。 2. 雑器具損料は、打設機器、投光器、引抜試験器、発動発電機等の据付雑器具の損料である。 (2) 試運転費 試運転調整、風量・騒音測定に関する電気料金は別途計上するものとする。

現 行	改正	備考
第6章 トンネル換気設備		
〔解〕1 直接製作費	現行のとおり	
1-1 製作工数		
付属設備の製作工数は「鋼製付属設備」による。		



第2 送風機設備

## 1		現	行		改正	備考
1 適用範囲 この基準は、トンネル換気設備(送風機設備)に適用する。 1 - 1 区分及び構成 トンネル換気設備の区分及び構成は、表 - 6 · 7 のとおりとする。 表 - 6 · 7 区 分 及 び 構 成 区 分 横 成 区 分 「 横 成 区 分 「 「 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「 」 「						
この基準は、トンネル換気設備(送風機設備)に適用する。 1 - 1 区分及び構成 トンネル換気設備の区分及び構成は、表 - 6 ・ 7 のとおりとする。 妻 - 6 ・ 7 区 分 及 び 構 成 区 分 構 成 区 分 構 成 区 分 構 成 区 分 機 成 区 分 機 成 区 分 機 成 区 分 機 成 区 分 機 成 区 分 場 成 区 投 機	第2 送風機設備			現行のとおり		
トンネル換気設備の区分及び構成は、表-6・7のとおりとする。	この基準は、トンネル換気記	没備(送風機設備)に適用	する。			
表 - 6 · 7 区 分 及 び 構 成 反		の区分及び構成は、表-6	・7のとおりとする。			
送風機						
送風機 ケーシング、ファンロータ、動力伝達装置(軸、軸受、軸継手)、減速機、電動機等 付属装置 ベルマウス、接続管、異形管、ダンパ等 補助機器設備 コーナーベーン、スロット調整板、仕切板、天井クレーン装置、フィルター、電気集塵装置、計測装置等 操作制御設備 操作・制御盤、発電装置、動力・制御用電気配管、配電等換気制御盤、VI計・CO計・AV計・計測盤につ	区					
付属装置 ベルマウス、接続管、異形管、ダンパ等 補助機器設備 コーナーベーン、スロット調整板、仕切板、天井クレーン装置、フィルター、電気集塵装置、計測装置等 操作制御設備 操作・制御盤、発電装置、動力・制御用電気配管、配電等換気制御盤、V I 計・C O計・A V計・計測盤につ			ケーシング、ファンロータ、動力伝達装置(軸、軸			
送風機設備 レーン装置、フィルター、電気集塵装置、計測装置等 操作制御設備 操作・制御盤、発電装置、動力・制御用電気配管、配電等 換気制御盤、VI計・CO計・AV計・計測盤につ		付 属 装 置				
(支) 機能 等 操作制御設備 操作・制御盤、発電装置、動力・制御用電気配管、配電等 換気制御盤、VI計・CO計・AV計・計測盤につ		補助機器設備	コーナーベーン、スロット調整板、仕切板、天井ク			
配電等 換気制御盤、V I 計・C O計・A V計・計測盤につ	送風機設備					
換気制御盤、VI計・CO計・AV計・計測盤につ		操作制御設備	操作・制御盤、発電装置、動力・制御用電気配管、			
			V.Cは、フェクトノナン欧洲の衣 ひ・1を平用。			

		;	現行				改 正	(前
	様 (目) (記)	3,690	3,940 4,070 4,210 4,370 4,540 4,710	5,110 5,340 5,570	(動力伝達動力伝達) 動力伝達	現行のとおり		
重 動力伝達	海 響 (STPG)	140	155 165 175 200 210		無			
	ケーシング 郵 板 (SS400)							
※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※ ※	☆ □	4,740	7,360 685 8,790 760 10,210 835 11,880 920 13,670 1,015 15,450 1,105		、 その す			
動 機	11111	460	770 940 1,100 1,300 1,510 1,720	2,210 2,490 2,770	がいの式 場合は補 5ものと			
	ロータ 丸 鋼 (S20C)	(S55C) 106 138	177 216 253 299 347 395	508 573 337	まれてい が異なる 途加算す			
	カテンロ 翻 板 (SS400)				の露出部分)が含 であり、その寸法: れていないので別!			
標準	7 7 1 1 1 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	87 114	146 179 209 247 287 327	420 473 526	画 も名 部 のま			
風機	11111111	470	600 670 750 830 920 1,010	1,130 1,220 1,340 1,460	≺ 2π ℓ½/			
禁		(S55C) 30 60	994 68 68 07 51	98 57 15	P問輯部 			
8 . 9 -	動力伝達装置 編 管 (S) (STPG)	61	78 87 97 108 119 131	147 158 174 190	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
*	ə (SS400)	179	5,990 228 78 2 7,180 255 87 3 8,360 285 97 3 9,750 315 108 4 11,240 350 119 4 12,720 384 131 4	429 464 509 555	 助力伝達装置の標準質量には、中間軸部(吸込装置)により加算する。 ケーシング質量は、標準ケーシング寸法に相当3.標準質量には、ボルト・ナット、軸継手、軸等装置に含まれる。 鋼板は3.2 mm以上、25 mm以下を標準とする。 鋼管は150A以上500A以下を標準とする。 			
表 6・8	ケーシング 鋼 板 (SS400)	3,810	5,990 7,180 8,360 9,750 11,240	14,700 16,190 18,170 20,150	1. 11 2 2 2 3 2 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3			
部林名		- 1 1	2,120 2,240 2,360 2,500 2,650 2,800		(選)			

株g / m 角形接続管 電板(SS400)	現行のとおり	
kg/m 角形接続管 鋼板(SS400) 2393 117 163 547 163 631 189 770 部 212 809 241 1,016 304 1,155 345 1,154 419 1,540 460 5.°		
画 画		
本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本		
上		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
(STPC (STPC (STPC 121 121 121 121 121 121 121 121 121 12		
Kg/ Kg		
横 類 板		
(SS4 (SS4 (SS4 (SS4 (SS4 (SS4 (SS4 (SS4		
前村名 (mm) 1,900 2,000 2,120 2,360 2,560 2,560 3,000 3,350 3,550 (注) (注)		

現 行	改正	備る
2) 材料費の構成		
材料費の構成は、次のとおりとする。	THAT OF LINE	
材料費 = 直接材料費 + 部品費 + 補助材料費	現行のとおり	
3) 直接材料費		
1) エキストラ		
寸法エキストラは、厚みエキストラのみとする。		
1) 部品費		
部品として計上する品目は、次のとおりとする。		
各種軸受(メタル、ベアリング)、軸継手、気密ゴム、各種スイッチ、各種リレーワイヤーロープ等		
5) 補助材料費		
補助材料費の積算は次式による。		
補助材料費 = 直接材料費 × 補助材料費率(%)		
なお、補助材料費率は、表 - 6 ・ 1 0 によるものとする。		
表-6・10 補助材料費率(%)		
区分補助材料費率		
送風機 7.0		
2 機器単体費		
機器単体費として計上する品目は次のとおりである。		
電動機、減速機、ダンパ駆動装置、各種ポンプ、タンク類、天井クレーン装置、操作・制御盤、製作原		
価で計上する弁及び管継手、その他これらに類するもので積上げ積算しないもの。		
a Hall II and MI	2-3 製作工数	
- 3 製作工数		
製作工数は、「 (1)標準工数」により求めた値を「 (2)工数補正」により補正して算出するもの	製作工数は、「(1)標準製作工数」により求めた値を「(2)工数補正」により補正して算出するも	
とする。	のとする。	
) 標準工数	(1) 標準 <mark>製作</mark> 工数	
1) 送風機及び付属装置	1) 送風機及び付属装置	
送風機及び付属装置の製作工数は、表一6・11を標準とする。	送風機及び付属装置の製作工数は、表一6・11を標準とする。	

現行

表-6・11 送風機及び付属装置標準工数

区分	送	風	機		付 属 装 置						
		(人/台)		ベルマウス	異 形 管	ダンパ	接級	管			
口径				(人/台)	(人/台)	(人/台)	丸 形	角形			
(mm)							(人/t)	(人/ t)			
1, 900		2 1 4		1 2	1 2	5 3					
2, 000		2 5 8		1 5	1 7	5 7					
2, 120		3 1 0		1 8	2 2	6 1					
2, 240		3 6 3 4 1 4 4 7 5 5 4 0		2 2	2 8	6 6					
2, 360				2 5	3 3	7 1					
2, 500				2 9	3 9	7 7	44.	6			
2, 650				3 3	4 5	8 3	$y = \frac{44.6}{x+5} + 15.9$				
2, 800		6 0 5		3 8	5 0	8 9					
3, 000		693		4 4	5 8	9 7					
3, 150		7 5 8		4 8	6 4	1 0 3					
3, 350		8 4 5		5 4	7 1	1 1 1					
3, 550		9 3 1		6 0	7 8	1 1 9					

- (注) 1. yは、標準工数 (人/t)、xは、1基当りの製作質量(t)である。 製作質量とは、直接材料の仕上質量であり、部品の質量は含まない。
 - 2. 送風機の標準工数の範囲は、ケーシング(ベルマウスと接続管又は異形管との間にある円筒部分で静翼及び内筒のステー部分を含んだもの。

ケーシング、軸受台、静翼、ステー、脚等)、ファンロータ(羽根及びハブの部分)及び動力伝達装置(電動機、減速機より軸継手、中間軸及び主軸までの動力伝達機構の部分。主軸、中間軸、軸カバー、軸受箱等)である。

- 3. 付属装置の標準工数の範囲は、ベルマウス(ケーシングの空気吸入口の部分)接続管・異形管(ケーシングとダンパ及びベルマウスの間で伸縮管、後部取付管を含む静翼又はステーのない部分)及びダンパ(角形多翼式で送風又は排風を遮断する部分)である。
- 2) コーナーベーン

コーナーベーンの製作工数は、表-6・12を標準とする。

表-6・12 コーナーベーン標準工数

(人/t)

区	分	標準工数
補助機器設備	コーナーベーン	y = -0.066 x + 14.3

- (注) 1. yは標準工数(人/t)、xは1基当りの製作質量(t)である。 製作質量とは、直接材料の仕上質量であり、部品の質量は含まない。
 - 2. コーナーベーンの標準工数の範囲は、風道の屈曲部における多翼整流装置で支持部を含むものである。
 - 3) 補助機器設備のスロット調整板・仕切板 補助機器設備のスロット調整板・仕切板は別途積算するものとする。
 - 4) 付属設備

付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

表 $-6\cdot11$ 送風機及び付属装置標準製作工数

改正

区分	送	風	機		付	属装置	<u> </u>	
		(人/台)		ベルマウス	異 形 管	異形管ダンパ		· 管
口径				(人/台)	(人/台)	(人/台)	丸 形	角形
(mm)							(人/t)	(人/t)
1, 900		2 1 4		1 2	1 2	5 3		
2, 000		2 5 8		1 5	1 7	5 7		
2, 120		3 1 0		1 8	2 2	6 1		
2, 240	3 6 3 4 1 4 4 7 5 5 4 0		2 2	2 8	6 6			
2, 360			4 1 4		3 3	7 1		
2, 500				2 9	3 9	7 7	$y = \frac{44.0}{x + 1}$	6
2, 650				3 3	4 5	8 3	$y - \frac{1}{x+1}$	$\frac{-}{5}$ + 15.9
2, 800		6 0 5		3 8	5 0	8 9		
3, 000		693		4 4	5 8	9 7		
3, 150		7 5 8		4 8	6 4	103		
3, 350		8 4 5		5 4	7 1	1 1 1		
3, 550		931		6 0	7 8	1 1 9		

(注) 1. yは、標準製作工数(人/t)、xは、1基当りの製作質量(t)である。

製作質量とは、直接材料の仕上質量であり、部品の質量は含まない。

2. 送風機の標準<mark>製作</mark>工数の範囲は、ケーシング(ベルマウスと接続管又は異形管との間にある円筒部分で静翼及び内筒のステー部分を含んだもの。

ケーシング、軸受台、静翼、ステー、脚等)、ファンロータ(羽根及びハブの部分)及び動力伝達 装置(電動機、減速機より軸継手、中間軸及び主軸までの動力伝達機構の部分。主軸、中間軸、軸カ バー、軸受箱等)である。

- 3. 付属装置の標準製作工数の範囲は、ベルマウス(ケーシングの空気吸入口の部分)接続管・異形管(ケーシングとダンパ及びベルマウスの間で伸縮管、後部取付管を含む静翼又はステーのない部分)及びダンパ(角形多翼式で送風又は排風を遮断する部分)である。
- 2) コーナーベーン

コーナーベーンの製作工数は、表-6・12を標準とする。

表 $-6 \cdot 12$ コーナーベーン標準製作工数

(人/t)

備考

区	分	標準製作工数
補助機器設備	コーナーベーン	y = -0.066 x + 14.3

- (注) 1. yは標準製作工数 (人/t)、xは1基当りの製作質量(t)である。 製作質量とは、直接材料の仕上質量であり、部品の質量は含まない。
 - 2. コーナーベーンの標準製作工数の範囲は、風道の屈曲部における多翼整流装置で支持部を含むものである。
 - 3)補助機器設備のスロット調整板・仕切板 補助機器設備のスロット調整板・仕切板は別途積算するものとする。
 - 4) 付属設備

付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

(2) 工数補正

1) 使用材料による補正

表 $-6 \cdot 11$ に示す標準製作工数は、主要部分に表 $-6 \cdot 8$ 、表 $-6 \cdot 9$ に示す材料を使用した場合の工数である。また、表 $-6 \cdot 12$ に示す標準製作工数は、主要部分にSS材を使用した場合の工数である。なお、他の材料を使用する場合は、加工の難易により必要に応じて工数の補正を行うものとする。

2) 構造による補正

送風機製作工数は、形式により、表-6・13に示す補正係数を乗じて補正するものとする。

表-6・13 送風機形式による補正係数

	形	式	補 正 係 数	摘要	
横	形	電動機外装	1. 07		
1世	715	電動機内装	1. 00		
-1-	形	電動機外装	1. 02		
<u>M.</u>	π⁄2	電 動 機 内 装	0.96		

- (注) 1. 補正係数は、いずれも1段、固定翼のものである。
 - 2. 補正係数は、付属装置、補助機器設備には適用しないものとする。
- 3) 製作数による補正

同形状、同規格で複数(台)同時発注する場合は、次式により工数の補正を行うものとする。 製作工数=標準工数×製作数による補正率

なお、製作数による補正率は、表-6・14のとおりとする。

表-6・14 製作数による補正率

製作数(台)	2	3	4	5	6以上
補 正 率 (1台・基当り)	0.97	0.96	0.96	0.95	0.94

2-4 直接経費

(1) 木型費

鋳放し単価に含めるものとし、積算の対象としない。

(2) 試運転費

送風機設備の工場試運転及び調整工数は、表-6・15を標準とする。

表 $-6 \cdot 15$ 工 場 試 運 転 及 び 調 整 工 数 ((人/台)

口径(㎜)	1900	2000	2120	2240	2360	2500	2650	2800	3000	3150	3350	3550
標準工数	5 8	6 1	6 3	6 6	6 8	7 1	7 4	7 7	8 1	8 4	8 9	93

- (注) 1. 工場試運転及び調整の機器の組合せは、送風機(ケーシング、ファンロータ、動力伝達装置、減速機、電動機)と付属装置(ベルマウス、接続管、異形管、ダンパ)とする。
 - 2. 標準工数は、機器の組立て取外し、社内試験、立会試験及び必要な各部の調整の一切を含むものとする。
 - 3. 標準工数は、横形及び立形の標準値を示したもので送風機の種類、構造等により必要に応じて補正を行うものとする。

現行のとおり

3) 製作数による補正

同形状、同規格で複数(台)同時発注する場合は、次式により工数の補正を行うものとする。 製作工数=標準<mark>製作</mark>工数×製作数による補正率

なお、製作数による補正率は、表-6・14のとおりとする。

表-6・14 製作数による補正率

製作数(台)	2	3	4	5	6以上
補 正 率 (1台・基当り)	0.97	0.96	0.96	0.95	0.94

2-4 直接経費

(1) 木型費

鋳放し単価に含めるものとし、積算の対象としない。

(2) 試運転費

送風機設備の工場試運転及び調整工数は、表-6・15を標準とする。

表-6・15 工場試運転及び調整工数 (人/台)

口径(mm)	1,900	2,000	2,120	2,240	2,360	2,500	2,650	2,800	3,000	3,150	3,350	3,550
標準工数	5 8	6 1	6 3	6 6	6 8	7 1	7 4	7 7	8 1	8 4	8 9	9 3

- (注) 1. 工場試運転及び調整の機器の組合せは、送風機(ケーシング、ファンロータ、動力伝達装置、減速機、電動機)と付属装置(ベルマウス、接続管、異形管、ダンパ)とする。
 - 2. 標準工数は、機器の組立て取外し、社内試験、立会試験及び必要な各部の調整の一切を含むものとする。
 - 3. 標準工数は、横形及び立形の標準値を示したもので送風機の種類、構造等により必要に応じて補正を行うものとする。

4. 同口径、同規格の送風機を複数台同時発注する場合は、(2-3(2)3) 製作数による補正」に準じて工数の補正を行うものとする。

3 直接工事費

3-1 据付工数

据付工数は、「(1) 標準工数」により求めた値を「(2) 工数補正」により補正して算出するものとする

(1) 標準工数

1) 送風機設備

送風機設備の据付工数は、表-6・16を標準とする。

表-6・16 送風機設備標準工数

	武 0		工 纵	
区分		標準工数	職種別構成	割合 (%)
	分	(人/t)	据付工	普通作業員
送風機設備		$y = \frac{643}{x + 150} + 5$	9 0	1 0

- (注) 1. yは標準工数 (人/t)、xは据付質量(t)である。据付質量とは、製作質量に部品及び機器単体品を加えた総質量である。
 - 2. 標準工数の範囲は、送風機、付属装置、補助機器設備、電源・操作設備(動力・制御用電気配線配管を除く)の据付け、現場試運転調整及び準備、後片付けまでである。
 - 3. 標準工数には次のものは含まないので別途積算するものとする。
 - (1) 補助機器設備のスロット調整板、仕切板
 - (2) 動力・制御用電気配線配管工事
 - (3) 塗装工事
 - (4) 2次コンクリート、各機器の基礎コンクリート、シンダーコンクリート工事

2) 付属設備

別途単独で据付けを行う付属設備の据付費の積算については「第18章鋼製付属設備」によるものとする。

(2) 工数補正

1) 据付条件による補正

関連工事との関係もしくは供用開始後現道の交通制限等で特に工程等に影響がある場合については、必要に応じて工数の補正を行うものとする。

2) 据付数による補正

送風機設備の据付数による補正は、標準工数に含まれているので行わないものとする。

3) 換気制御盤・計測機器類

換気制御盤・計測機器類の据付費の積算については「第1 ジェットファン設備」によるものとする。

4) 風量・騒音測定

換気制御盤・計測機器類の据付費の積算については「第1 ジェットファン設備」によるものとする。

3-2 直接経費

(1) 機械器具にかかる経費は、必要に応じトラッククレーン、組立架台、ジャッキ、溶接機等

4. 同口径、同規格の送風機を複数台同時発注する場合は、(2-3(2)3) 製作数による補正」に準じて工数の補正を行うものとする。

3 直接工事費

3-1 据付工数

据付工数は、「(1)標準<mark>据付</mark>工数」により求めた値を「(2)工数補正」により補正して算出するものとする。

(1) 標準据付工数

1) 送風機設備

送風機設備の据付工数は、表-6・16を標準とする。

表 $-6 \cdot 16$ 送風機設備標準据付工数

区分	標準据付工数	職種別構成割合(%)		
区 分	(人/t)	据付工	普通作業員	
送風機設備	$y = \frac{643}{x + 150} + 5$	9 0	1 0	

- (注) 1. yは標準<mark>据付</mark>工数(人/t)、xは据付質量(t)である。据付質量とは、製作質量(全数)に部品及び機器単体品を加えた総質量である。
 - 2. 標準<mark>据付</mark>工数の範囲は、送風機、付属装置、補助機器設備、電源・操作設備(動力・制御用電気配線配管を除く)の据付け、現場試運転調整及び準備、後片付けまでである。
 - 3. 標準据付工数には次のものは含まないので別途積算するものとする。
 - (1) 補助機器設備のスロット調整板、仕切板
 - (2) 動力・制御用電気配線配管工事
 - (3) 塗装工事
 - (4) 2次コンクリート、各機器の基礎コンクリート、シンダーコンクリート工事

2) 付属設備

別途単独で据付けを行う付属設備の据付費の積算については「第18章鋼製付属設備」によるものとする。

(2) 工数補正

1)据付条件による補正

関連工事との関係もしくは供用開始後現道の交通制限等で特に工程等に影響がある場合については、必要に応じて工数の補正を行うものとする。

2) 据付数による補正

送風機設備の据付数による補正は、標準<mark>据付</mark>工数に含まれているので行わないものとする。

3) 換気制御盤・計測機器類

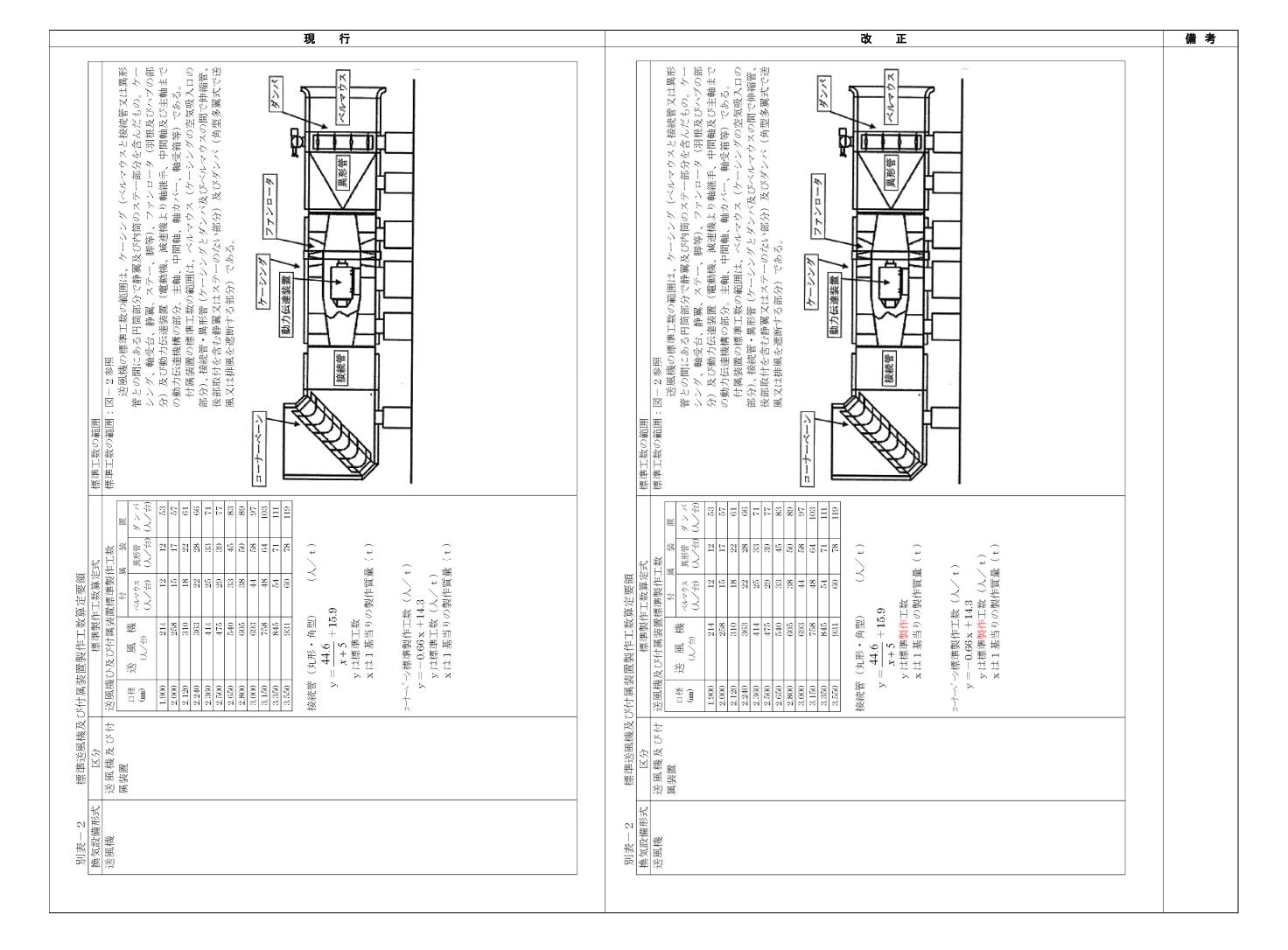
換気制御盤・計測機器類の据付費の積算については「第1 ジェットファン設備」によるものとする。

4) 風量・騒音測定

換気制御盤・計測機器類の据付費の積算については「第1 ジェットファン設備」によるものとする。

現 行	改正	備考
を計上するものとする。 (2) 試運転費 試運転費は据付工数に含まれているので計上しないものとするが必要な試運転用電力等は、別途積み上けるものとする。	現行のとおり	

		改正	備考
第6章 トンネル換気設備			
〔解〕1 直接製作費	現行のとおり		
1-1 標準質量			
送風機及び付属装置に使用するボルト、ナットの標準質量は、送風	 		





1 適用範囲

この基準は、水中ポンプ(口径400mm未満)で排水を行う、道路排水設備の製作、据付けに適用する。

1-1 区分及び構成

道路排水設備の区分及び構成は、表一9・1のとおりとする。

表-9・1 区分及び構成

区分		構成
	ポンプ設備	水中ポンプ(本体、水中ケーブル、ベンド、ガイドパイプ、ガイドフック、ポンプ吊上げ用チェン、ガイドコネクタ等)、水位測定装置(フロートスイッチ、電極式等)等
排水設備	操作制御設備	機側操作盤、遠方操作盤、手元開閉器、電気配線・配管等
	配管設備	主配管及び小配管、弁類(逆止弁、仕切弁等)、管継手類(伸縮管、エルボ、 チーズ、フランジ等)、配管架台等
補助機器設	#備	クレーン装置 (チェンブロック)、換気扇、換気装置、 燃料小出槽
電源設備		受電盤、配電盤、発電装置
付属設備		階段、手摺、扉、蓋、スクリーン、排風ダクト、排気管、その他の鋼構造物

2 直接製作費

2-1 材料費

(1) 直接材料費

鋼材のエキストラは、必要に応じ計上するものとする。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

・水中ポンプ、受電盤、配電盤、機側操作盤、クレーン装置(チェンブロック)、換気扇(壁取付型)、 換気装置(床据付型)、発電装置、水位測定装置等

2-3 製作工数

付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

3 直接工事費

3-1 材料費

(1) 直接材料費

据付けに使用する配管材等の材料及び各種弁類(逆止弁、仕切弁等)、管継手類(伸縮管、継手、フランジ、パッキン等)等の部品をいい、積上げによるものとする。

(2) 補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費 = 据付労務費×据付補助材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-9・2によるものとする。

現行のとおり

(2) 据付補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費 = 据付労務費×据付補助材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-9・2によるものとする。

現 行 改 正 表-9・2 据付補助材料費率

現行どおり

Z = JH1	4 1113/24 1 4 1 1 2 2 1
区 分	据付補助材料費率
道路排水設備	1 %

3-2 据付工数

- (1) 標準据付工数
 - 1) 排水設備

排水設備の据付工数は、表-9・3、表-9・4を標準とする。

表-9・3 ポンプ設備 操作制御設備標準据付工数

	-	表 - 9 ・ 3	か ノ ノ 政 焩、	、操作制御韵	加宗华加刊.	上奴		
モータ	準備、	ポンプ	操作盤	電気	総合	職種別構成	成割合(%)	
出 力 (kW)	後片付け (人/台)	据 付 (人/台)	据 付 (人/面)	配 線 (人/台)	試運転 (人/台)	機械設備据 付 工	普通作業員	
0.25	0.2	0.9	1.0	1.1	0.5			
0.4	0.2	0.9	1.0	1.1	0.5			
0.75	0.2	1.0	1.0	1.2	0.5			
1.5	0.3	1.1	1.1	1.3	0.5			
2.2	0.3	1.2	1.1	1.4	0.5			
3.7	0.3	1.4	1.2	1.5	0.6			
5.5	0.4	1.6	1.3	1.7	0.6			
7.5	0.5	1.8	1.4	2.0	0.7		5 0	5 0
11.0	0.6	2.3	1.6	2.4	0.8	5 0	3 0	
15.0	0.7	2.8	1.9	2.9	0.9			
18.5	0.8	3.2	2.1	3.3	1.0			
22.0	0.9	3.6	2.3	3.7	1.1			
30.0	1.2	4.6	2.8	4.6	1.4	_		
37.0	1.5	5.5	3.2	5.5	1.6			
45.0	1.7	6.5	3.7	6.4	1.8			
55.0	2.1	7.7	4.2	7.6	2.2			

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、次のとおりとする。
 - (1) 準備、後片付けは、ポンプ設置1台当りの現場整理、据付準備及び据付後の後片付け、清掃等の作業 をいう。
 - (2) ポンプ据付は、構成区分のポンプ設備の現場内小運搬、位置決め、据付け、調整等に要する一切の作
 - (3) 操作盤据付は、機側操作盤の据付けに要する一切の作業をいう。
 - (4) 電気配線は、機側操作盤以降の二次側電気配線に伴う配管、配線、簡易な器具の取付け等に要する一 切の作業をいう。
 - (5) 総合試運転は、現場総合試運転に要する一切の作業をいう。
 - 2. 一次側電気配管・配線の据付工数は、別途積上げるものとする。
 - 3. 本工数は、ポンプ台数が1ポンプピット当り3台以下の場合に適用し、4台以上の場合は別途積上げに よるものとする。

:		
	1-0-2	

備考

表-9·4 配管設備標準据付工数(人/10m)						
ロエンドムマ	+m %t++D /-1, -7 */-	職種別構成	割合 (%)			
呼び径 (A)	標準据付工数 (人/10m)	機械設備 据 付 工	普通作業員			
3 2	1. 8					
4 0	2. 0					
5 0	2. 4					
6 5	2. 9					
8 0	3. 5					
1 0 0	4. 2					
1 2 5	5. 1	5 0	5 0			
1 5 0	6. 0					
2 0 0	7. 8					
2 5 0	9. 6					
3 0 0	11.4					
4 0 0	15.0					
5 0 0	18.6					

現 行

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、ポンプ槽等コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管 設備(弁類、継手類、配管架台を含む)の布設作業一切をいう。
 - 2. 配管は SGP 又は FCD のネジ或いはフランジ接合とし、配管長(m)は管継手類、弁類等を除く配管の設計数量(m)とする。
- 2) 補助機器設備

補助機器設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。

3) 電源設備

電源設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。

4) 付属設備

付属設備の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

5) その他

次の工種については、別途積上げによるものとする。

配筋工、コンクリート工(二次コンクリート含む)、掘削、はつり等の土木工事

3-3 機械経費

据付けにかかる機械経費は、表-9・5を標準として、計上するものとする。

なお、各機械器具の規格、所要数量、及び標準運転日数(クレーンを除く)は、現場条件を勘案のうえ 決定する。

表-9・4 配管設備標準据付工数(人/10m)							
ルエイドクス	無 維尼 母工粉	職種別構成	割合 (%)				
呼び径 (A)	標準据付工数 (人/10m)	機械設備 据 付 工	普通作業員				
3 2	1. 8						
4 0	2. 0						
5 0	2. 4						
6 5	2. 9						
8 0	3. 5						
1 0 0	4. 2						
1 2 5	5. 1	5 0	5 0				
1 5 0	6. 0						
2 0 0	7. 8						
2 5 0	9. 6						
3 0 0	11.4						
4 0 0	15.0						

18.6

改正

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、ポンプ槽等コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管 設備(弁類、管継手類、配管架台を含む)の接合及び布設に要する一切の作業とする。
 - 2. 配管は SGP 又は FCD のネジ<mark>あるいは</mark>フランジ接合とし、配管長(m)は管継手類、弁 類等を除く配管の設計数量(m)とする。

備考

現行のとおり

500

		現 行 ・5 標準機械器具		現存のしむ り	改正	備る
機械器具名	規 格	標準運転日数	摘 要	現行のとおり		
/ レーン	795 114	$y = 0.23 \chi + 0.88$	y:標準運転日数(日) χ:ポンプ設置台数(台)			
	排出ガス対策型	積上げによる	商用電源がない場合			
この他必要なもの		積上げによる				
性器具損料 性器具損料	_	_	機械器具費×2%			

第10章 共同溝付帯設備

		現 行		改正	備考
		第10章 共同溝付帯設備			
	用範囲 の基準は、共同溝	付帯設備の製作、据付けに適用する。	現行のとおり		
L —	1 区分及び構成 共同溝付帯設	: #備の区分及び構成は、表-10・1のとおりとする。			
		表-10・1 区分及び構成			
	区 分	構成			
換	送風機	換気ファン、換気扇等			
換気	付属装置	伸縮継手、消音器、ダンパ等			
設備	補助機器設備	シャッタ、クレーン装置、計測装置等			
VĦ	操作制御設備	操作・制御盤、遠方操作盤、手元開閉器、電気配管・配線等			
排	ポンプ設備	水中ポンプ (本体+ベンド)、ガイドパイプ、ポンプ吊上げ用チェン、水位測定装置 (フロートスイッチ、電極式等)、据付架台等			
水設	配管設備	主配管及び小配管、弁類(逆止弁、仕切弁等)、配管取付金具、管継手類(伸縮管、 エルボ、チーズ、フランジ等)等			
備	補助機器設備	クレーン装置等			
	操作制御設備	操作・制御盤、遠方操作盤、手元開閉器、電気配管・配線等			
給 水	給水設備	給水栓、給水管			
設 備	補助機器設備	散水ホース、ホース収納箱等			

2 直接製作費

電源設備

付属設備

防災安全設備

2-1 材料費

(1) 直接材料費

鋼材のエキストラは、必要に応じ計上するものとする。

受電盤、配電盤、発電装置

表示設備、警報設備、通報設備、消火設備

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。

・換気ファン、換気扇、消音器、ダンパ、シャッタ、水中ポンプ、操作・制御盤、遠方操作盤、手元操作盤、手元開閉器、自家発電装置、表示盤類、接続端子盤、計装機器、水位測定装置、天井走行クレーン、ホイスト、チェンブロック、消火器等

出入口設備、仕切板、階段、手摺、扉、蓋、スクリーン、その他の鋼構造物

2-3 製作工数

付属設備の製作工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

- 3 直接工事費
- 3-1 材料費

現行改正(1) 直接材料費現行のとおり

据付けに使用する配管材、操作・制御盤以降の電気配線・配管材料及び各種弁類(逆止弁、仕切弁等)、 管継手類(伸縮管、継手、フランジ、パッキン等)等の部品をいい、積上げによるものとする。

(2) 補助材料費

据付補助材料費の積算は、次式による。

据付補助材料費 = 据付労務費×据付補助材料費率(%)

据付労務費は、据付対象設備の据付けに従事する機械設備据付工、普通作業員の労務費をいい、別途計上される土木工事費、電気工事費中の労務費は対象としない。

なお、据付補助材料費率は、表-10・2によるものとする。

表-10.2 据付補助材料費率

	351411137413117
区 分	据付補助材料費率
共同溝付帯設備	1 %

3-2 据付工数

- (1) 標準据付工数
- 1) 換気設備

換気設備の据付工数は、表-10・3を標準とする。

表-10・3 換気設備標準据付工数

モータ	準備、	ファン	操作盤	電気	総合	職種別構成	割合 (%)			
出 力 (kW)	後片付け (人/台)	据 付 (人/台)	据 付 (人/面)	配線(人/台)	試運転 (人/台)	機械設備 据 付 工	普通作業員			
0.15	0.4	2.1	1.2	1.1	0.2					
0.2	0.4	2.1	1.2	1.1	0.2					
0.3	0.4	2.1	1.2	1.1	0.2					
0.4	0.4	2.2	1.2	1.1	0.2					
0.45	0.4	2.2	1.2	1.1	0.2					
0.7	0.4	2.2	1.2	1.2	0.2					
0.75	0.4	2.2	1.2	1.2	0.3					
1.1	0.4	2.3	1.2	1.2	0.3					
1.5	0.5	2.4	1.3	1.3	0.3	5 0	5 0			
1.6	0.5	2.5	1.3	1.3	0.3					
2.2	0.5	2.6	1.3	1.4	0.3					
2.4	0.5	2.7	1.3	1.4	0.3					
3.7	0.5	3.0	1.5	1.5	0.4					
5.5	0.6	3.5	1.6	1.8	0.5					
7.5	0.7	4.0	1.8	2.0	0.6					
11.0	0.9	4.9	2.1	2.5	0.8					
15.0	1.0	6.0	2.4	3.0	1.0					

現代のとおり	l
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	l
	l
	ı

現 行 改正 備考 (注) 1. 標準据付工数の範囲は、次のとおりとする。 現行のとおり

- (1) 準備、後片付けは、ファン設置1台当りの現場整理、据付準備及び据付後の後片付け、清掃等の作業

 - (2) ファン据付は、構成区分の送風機、付属装置の現場内小運搬、位置決め、据付け、調整等に要する一 切の作業をいう。
 - (3) 操作盤据付は、操作・制御盤の据付けに要する一切の作業をいう。
 - (4) 電気配線は、操作・制御盤以降の二次側電気配線に伴う配管、配線、簡易な器具の取付け等に要する 一切の作業をいう。
 - (5) 総合試運転は、現場総合試運転に要する一切の作業をいう。
 - 2. 一次側電気配管・配線及び手元開閉器、補助機器設備の据付工数は、積上げによるものとする。
 - 3. 送風機の型式は、軸流式送風機の場合であり、換気扇等の据付工数は別途積上げによるものとする。
 - 4. 操作・制御盤は、送風機5台以下を制御するものに適用し、6台以上を制御するものについては、別途 積上げによるものとする。

なお、モータ出力が異なる複数の送風機を1面の盤で制御する場合は、最大の出力に対する工数を採用

- 5. 本工数は、送風機台数が1換気所当り2台以下の場合に適用し、3台以上の場合は、別途積上げによる ものとする。
- 6. 標準据付工数は、開削工法により構築した共同溝への据付けを標準とする。 なお、シールド工法により構築した共同溝や現場条件が特殊な場合など、標準据付工数により難い場合 は、必要な工数を別途積上げるものとする。

2) 排水設備

排水設備の据付工数は、表-10・4、表-10・5を標準とする。

表-10・4 ポンプ設備、操作制御設備標準据付工数

モータ	準備、	ポンプ	操作盤	総合	職種別構成	割合 (%)	
出 力 (kW)	後片付け (人/台)	据 付 (人/台)	据 付 (人/面)	試運転 (人/台)	機械設備 据 付 工	普通作業員	
0.25	0.3	1.3	1.7	0.5			
0.4	0.3	1.3	1.8	0.5			
0.75	0.3	1.4	1.8	0.5			
1.5	0.3	1.5	1.9	0.5		5 0	
2.2	0.3	1.7	2.0	0.5			
3.7	0.4	2.0	2.2	0.6			
5.5	0.5	2.3	2.4	0.6	5 0		
7.5	0.6	2.7	2.7	0.7			
11.0	0.7	3.4	3.1	0.8	-		
15.0	0.9	4.2	3.6	0.9			
18.5	1.0	4.9	4.1	1.1			
22.0	1.2	5.6	4.5	1.2			

(注) 1.標準据付工数の範囲は、次のとおりとする。

(1)	準備、	後片付けは、	ポンプ設置1台当りの現場整理	据付準備及び据付後の後片付け、	清掃等
(の作業	をいう。			

現 行

- (2) ポンプ据付は、構成区分のポンプ設備の現場内小運搬、位置決め、据付け、調整等に要する一切の作業をいう。
- (3) 操作盤据付は、機側操作盤の据付けに要する一切の作業をいう。
- (4) 総合試運転は、現場総合試運転に要する一切の作業をいう。
- 2. 電気配管・配線(一次側・二次側とも)及び補助機器設備の据付工数は、積上げによるものとする
- 3. 操作・制御盤は、ポンプ 5 台以下を制御するものに適用し、6 台以上を制御するものについては、 別途積上げによるものとする。

なお、モータ出力が異なる複数のポンプを1面の盤で制御する場合は、最大の出力に対する工数 を採用する。

- 4. 本工数は、ポンプ台数が1ポンプピット当り2台以下の場合に適用するものとし、3台以上の場合は別途積上げによるものとする。
- 5. 標準据付工数は、開削工法により構築した共同溝への据付けを標準とする。 なお、シールド工法により構築した共同溝や現場条件が特殊な場合など、標準据付工数により難 い場合は、必要な工数を別途積上げるものとする。

表-10・5 配管設備標準据付工数

	177 NH 177 1 1 W	職種別構成	職種別構成割合(%)		
呼び径 (A)	標準据付工数 (人/10m)	機械設備 据 付 工	普通作業員		
4 0	1. 4				
5 0	1. 7				
6 5	2. 1				
8 0	2. 5	5 0	5 0		
1 0 0	3. 1				
1 2 5	3. 8				
1 5 0	4. 5				

- (注) 1.標準据付工数の範囲は、コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管設備(弁 類、管継手類、配管架台含む)の布設作業一切をいう。
 - 2. 配管は、SGP又はSUS管のネジ或いはフランジ接合とし、配管長は管継手類及び弁類を除く管のみの設計数量(m)とする。

3) 給水設備

- (イ) SGP及びSUS管の据付工数は、表 $-10\cdot5$ 配管設備標準据付工数(人/10m)によるものとする。
- (ロ) HIVP管の据付工数は、表-10・6を標準とする。

現行のとおり

5. 標準据付工数は、開削工法により構築した共同溝への据付けを標準とする。 なお、シールド工法により構築した共同溝や現場条件が特殊な場合など、標準据付工数により難 い場合は、必要な工数を別途積上げるものとする。

表-10・5 配管設備標準据付工数

改 正

備考

10/77	1元78/27		割合 (%)
呼び径 (A)	標準据付工数 (人/10m)	機械設備 据 付 工	普通作業員
4 0	1. 4		
5 0	1. 7		
6 5	2. 1		
8 0	2. 5	5 0	5 0
1 0 0	3. 1		
1 2 5	3. 8		
1 5 0	4. 5		

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管設備(弁類、管継手類、配管架台含む)の接合及び布設に要する一切の作業とする。
 - 2. 配管は、SGP又はSUS管のネジあるいはフランジ接合とし、配管長は管継手類及び弁類を除く管のみの設計数量(m)とする。

現行のとおり

現 行 改正 表-10・6 HIVP管標準据付工数

表-10・6 HIVP管標準据付工数

3 10 0 III 1 I B M - M 11 - M					
呼び径	標準据付工数	職種別構成割合(%)			
(A)	保华拓竹工数 (人/10m)	機械設備 据 付 工	普通作業員		
2 0	0.39				
2 5	0.48	5 0	5 0		
3 0	0.56				
4 0	0.73				

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管設備(弁類、 管継手類、配管架台含む)の布設作業一切をいう。
 - 2. 本工数は、ソケット接合の場合とし、配管長は、管継手類及び弁類を除く管のみの設 計数量(m)とする。
- (ハ) 給水栓の据付工数は、表-10・7を標準とする。

表-10・7 給水栓標準据付工数

呼び径 (A)	単位	機械設備 据 付 工	普通作業員
20以下	(人/個)	0.07	0.07

4) 電源設備

電源設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。

- 5) 防災安全設備
 - 防災安全設備の据付工数は、別途積上げによるものとする。
- - 付属設備の据付工数は、「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。
- - 次の工種については、別途積上げによるものとする。
 - 配筋工、コンクリート工(二次コンクリート含む)、掘削、はつり等の土木工事

3-3 機械経費

据付けにかかる機械経費は、表-10・8を標準として計上するものとする。

なお、各機械器具の規格、所要数量、及び標準運転日数(クレーンを除く)は、現場条件を勘案のうえ 決定する。

表-10・8 標準機械器具

機械器具名	規格	標準運転日数	摘 要
クレーン		1 目	換気設備
<i></i>		1 目	排水設備
発動発電機	排出ガス対策型	積上げによる	商用電源がない場合
その他必要なもの		積上げによる	
雑器具損料	_	_	機械器具費×2%

雑器具損料とは、ジャッキ、チェンブロック類、溶接用雑器具、据付用雑器具等の損料である。

IKT	ナドク 又	一海担从工料	職種別構成割合(%)		
1	呼び径 標準据付工数 (A) (人/10m)		機械設備 据 付 工	普通作業員	
2	2 0	0.39			
2	2 5	0.48	5.0	5.0	

0.56

0.73

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、コンクリート構造物内の露出配管の場合で、配管設備(弁類、 管継手類、配管架台含む)の接合及び布設に要する一切の作業とする。
 - 2. 本工数は、ソケット接合の場合とし、配管長は、管継手類及び弁類を除く管のみの設 計数量(m)とする。

備考

現行のとおり

3 0

4 0

第12章 車両重量計設備

平成24年度 機械設備積算基準【車両重量計設備】対比表

改正

備考

現行

この基準は、車両重量計設備の製作、据付に適用する。ただし、計量検定は含まない。

1-1 区分及び構成

1 適用範囲

車両重量計設備の区分及び構成は、表一12・1のとおりとする。

表-12・1 区分及び構成

	区 分	構成			
車	本体部	積荷ブロック、ロードセル、横振れ防止装置、接続箱等			
重	指示記録部	測定部、設定部、記録部、表示部、電源部、時計部等			
計	表示部	表示装置等(外部表示)			
	検出部	載荷板、外箱、ロードセル、保温装置等			
軸	指示記録部	測定部、記録部、警報部、表示部、電源部、時計部筐体等			
重	モニター表示器	デジタルモニター表示器、ランプモニター表示器等			
計	警告表示部	表示器、警報器等			
	接続箱	接続箱等			
付属詞		ベースプレート、ストッパープレート等			

2 直接製作費

2-1 材料費

(1) エキストラ

鋼材のエキストラは必要に応じ形上するものとする。

2-2 機器単体費

機器単体費として計上する品目は、次のとおりとする。 車重計(本体、指示記録部、表示部)、軸重計(検出部、指示記録部、モニター表示器、表示器、警報器、接続箱)等で積上げ積算しないもの。

2-3 製作工数

付属設備の製作工数は「第18章 鋼製付属設備」によるものとする。

- 3 直接工事費
 - 3-1 材料費
 - (1) 据付材料費

据付けに使用する配線材及び樹脂モルタル等の材料をいい、積上げによるものとする。

現行のとおり

3-2 据付工数

(1) 車重計

車重計(ピットタイプ)の据付工数は、表一12・2を標準とする。

表一12・2 標準据付工数

	標準携	居付工数 (人	./台)	荷重試験	職種別構	成 (%)
秤 量	本体部	指示 記録部	表示部	工数 (人/台)	機械設備 据 付 工	普通作業員
6 0 t	11.5	2. 5	1. 5	4. 5		
7 0 t	13.0	2. 5	1. 5	5. 0	6 0	4 0
8 0 t	15.0	2. 5	1. 5	5. 0	0 0	4 0
1 0 0 t	18.5	2. 5	1. 5	5. 5		

- (注) 1. 標準据付工数の範囲は、準備・後片づけ、機器の据付け(ベースプレート の据付けを含む、本体(ロードセル)と指示記録部間の配線(配管は除 く)、及び試運転調整とする。
 - 2. 試運転調整とは、車重計の据付完了後に実施する外観寸法・据付状態の検査をいう。
 - 3. 荷重試験とは、車重計の据付完了後に実施する荷重試験・印字動作試験及び表示確認試験をいう。

(2) 軸重計

軸重計(秤量20t)の据付工数は、表─12・3を標準とする。

表一12·3 標準据付工数

_			
名称	単位	機械設備据付工	普通作業員
検出部	人/台	5. 7	3. 8
指示記録部	人/面	1. 2	0.8
モニター表示部	人/台	0.3	0. 2
表示部	人/面	0. 9	0.6
接続箱	人/個	0.6	0.4
試運転調整	人/台	3. 0	2. 0

- (注) 1. 検出部の標準据付工数には、準備・後片づけ、樹脂モルタルの 混練り等を含む。
 - 2. 指示器録部の据付工数は、測定部、警報部、記録部・表示部・電源部・時計部等を同一筐体に収納した1面当りの工数を示す
 - 3. 標示部の歩掛には、建柱を含まない。
 - 4. 各機器間の配線工数は、別途計上するものとする。
 - 5. 試運転調整とは、軸重計の据付完了後に実施する監視・制御・ 動作状態の確認及び、静荷重試験、走行試験をいう。

(2) 軸重計

軸重計(秤量20t)の据付工数は、表─12・3を標準とする。

表一12·3 標準据付工数

名称	単位	機械設備据付工	普通作業員
検出部	人/台	5. 7	3. 8
指示記録部	人/面	1. 2	0.8
モニター表示 <mark>器</mark>	人/台	0.3	0. 2
警告表示部	人/面	0. 9	0.6
接続箱	人/個	0.6	0.4
試運転調整	人/台	3. 0	2. 0

- (注) 1. 検出部の標準据付工数には、準備・後片づけ、樹脂モルタルの混練り等を含む。
 - 2. 指示記録部の据付工数は、測定部、警報部、記録部・表示部・電源部・時計部等を同一筐体に収納した1面当りの工数を示す
 - 3. 警告表示部の歩掛には、建柱を含まない。
 - 4. 各機器間の配線工数は、別途計上するものとする。
 - 5. 試運転調整とは、軸重計の据付完了後に実施する監視・制御・動作状態の確認及び、静荷重試験、走行試験をいう。

現 行 備 考

3-3 機械経費

(1) 車重計

車重計(ピットタイプ)の据付け及び現地試験に伴う機械器具は、表 $-12 \cdot 4$ を標準とする。

表一12·4 標準機械器具

秤 量	機械器具名	規格	所要日数	摘 要	
60t • 70t		油圧式	1. 5		
001 - 701	トラックレーン	20 t 吊	1. 5	車重計1台当り (本体部据付)	
80t • 100t		油圧式	2. 0		
301 - 1001		3 5 t 吊	2. 0		
	トラックレーン	油圧式	1. 0	11 1 1	
60t~100t		20 t 吊	1. 0	車重計1台当り (荷重試験)	
	試験用分銅	_	1. 0	(14 = 1 + 4)()	

- (注) 1. 試験用分銅の数量(質量)は、試験に必要な数量を計上する。
 - 2. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。
 - 3. 溶接機が必要な場合は、別途計上するものとする。

(2) 軸重計

軸重計(秤量20t)の据付け及び現地試験に伴う機械器具は表—12・5を標準とする。

表—12·5 標準機械器具

機械器具名	規格	機器名	所用日数	摘 要
トラック	8 t 車 (クレーン	検出部	1. 5	検出部1台当り
F / 9 /	(グレーン 装置付2.9 t 吊)	標示部	0.5	標示部1面当り
発動発電機	2 k V A	_	2. 5	
試験用トラック	8 t 車		0. 5	検出部1台当り
試験用分銅	8 t		0. 5	(荷重試験)

- (注) 1. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。
 - 2. 発動発電機は、商用電源がない場合に計上する
 - 3. 荷重試験を実施しない場合、又は別途専用の試験車両を計上する場合は、試験用トラック及び試験用分銅を計上しない。

(2) 軸重計

軸重計(秤量20t)の据付け及び現地試験に伴う機械器具は表-12・5を標準とする。

表一12・5 標準機械器具

機械器具名	規格	機器名	所要日数	摘 要
トラック	8 t 車 (クレーン	検出部	1. 5	検出部1台当り
	(グレーン 装置付2.9 t 吊)	警告表示部	0.5	警告表示部1面当り
発動発電機	2 k V A	_	2. 5	
試験用トラック	8 t 車	_	0.5	検出部1台当り
試験用分銅	8 t		0.5	(荷重試験)

- (注) 1. 試験用分銅は、最寄りの検定所より運搬費を計上する。
 - 2. 発動発電機は、商用電源がない場合に計上する
 - 3. 荷重試験を実施しない場合、又は別途専用の試験車両を計上する場合は、試験用トラック及び試験用分銅を計上しない。

第Ⅱ編 機械設備点検・整備積算基準 第1章 一般共通

平成24年度 機械設備積算基準【点検・一般共通】対比表

現 行 備考 改正 第1章 一般共通 1 適用範囲 現行のとおり この基準は、各地方整備局及び北海道開発局所管の直轄工事の治水事業、道路事業等における機械設備のうち

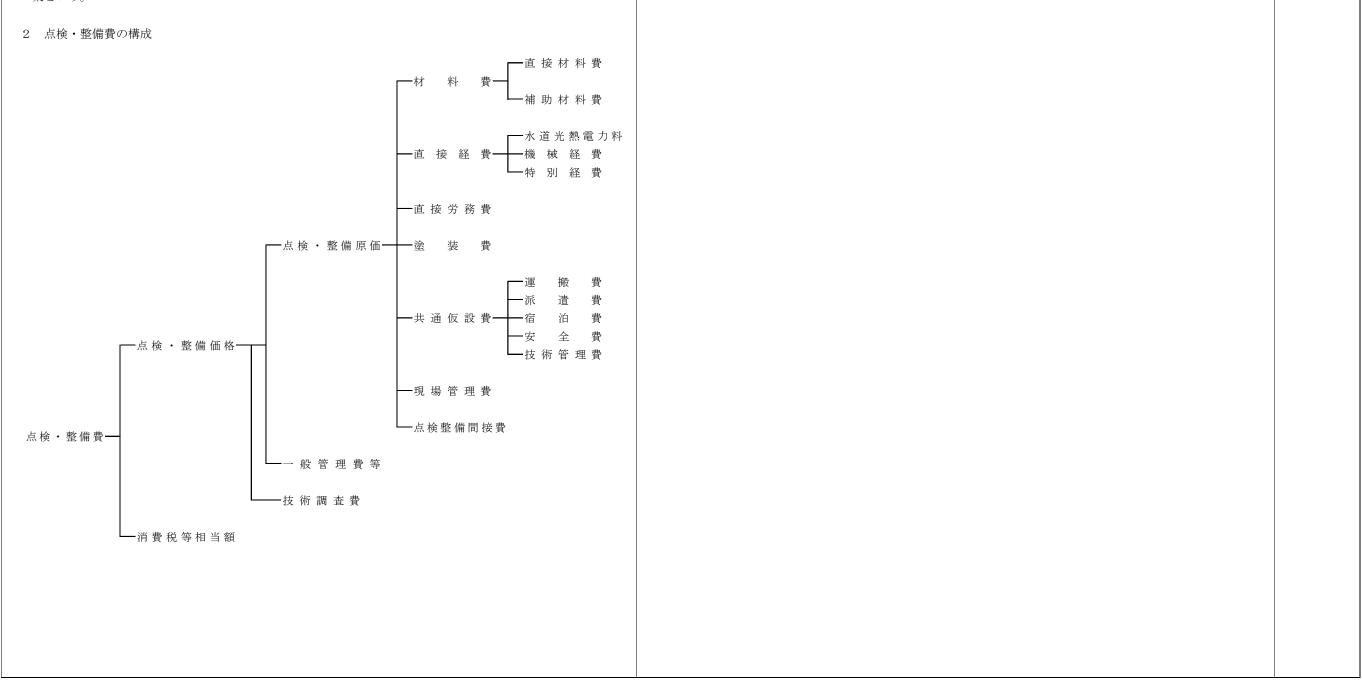
水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備・非常用施設、散水融雪設備、道路排水設備等の点検・整備費 積算に適用する。

ここでいう点検・整備とは、点検要領等に基づいて、機械設備の装置・機器の回転数、寸法、温度、異音等を 目視、聴視、触診、計測・測定、管理運転等により異常、損傷の有無、点検要領等で定められている管理値との 比較、分析※を行い、点検表(記録)にとりまとめ、さらに今後の維持管理に資するための考察を行うものであ る。

(*:オイル等の簡易的な分析等)

また、上記設備の点検と同時に行う小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備は、この基準によるも のとし、それ以外の修理や整備(OH等)及び改造に伴う部材、部品、機器単体品等の取替は第I編機械設備工 事積算基準によるものとする。

なお、小規模な修理や整備及び機能保持のための定期整備とは、設備(又は施設)の機能保持のために定期的 に、又は点検結果にもとづき実施する調整、給油脂、部品交換などの作業及びその整備記録作成までの一連の作 業をいう。



平成24年度 機械設備積算基準【点検・一般共通】対比表

現 行	改正	備え
点検・整備費の費目		
点検・整備にかかる積算の各費目は次のとおりとする。		
3-1 点検・整備原価	現行のとおり	
(1) 材料費		
1) 直接材料費		
設備の点検・整備に際して直接消費され、原則として設備の基本的実体となって再現する材料及び部		
品の費用である。		
(部品の例)		
潤滑油、作動油、各種軸受(ベアリング、ピローユニット等)、水密ゴム、オイルシール、各種スト		
レーナ、各種スイッチ、各種リレー、軸継手、チェーン、スプロケット、ボルト・ナット、弁及び管継		
手等		
2) 補助材料費		
設備の点検・整備に際して補助的に消費され、作業過程において多くは消滅し、原則として設備の基		
本的実体となって再現されない材料の費用である。		
(補材材料の例)		
接着材料、ハンダ、油脂類(洗浄油、雑油等で潤滑油及び作動油を除く。		
ただし、軸受給油等の少量の油脂類は含む。)、くぎ、ウェス、サンドペーパ、筆塗程度の塗料等。		
(2) 直接経費		
点検・整備を実施するために必要な水道光熱電力料、機械経費、特別経費に要する費用である。		
1) 水道光熱電力料		
点検・整備を実施するために必要とする電力料等である。		
2) 機械経費		
設備の点検・整備を実施するために必要とする機械器具の経費で、機械損料、運転経費及び仮設材の		
政備の点標・笹庸を天地するために必安とする被機協兵の任實で、機械損料、建料任真及の仮政権の 損料の合計額である。		
3) 特別経費		
点検・整備にかかる材料分析等に必要とする特別費用である。		
に使・金剛にかかる材料力が時に必要とする特別負用しめる。 (3) 直接労務費		
点検・整備に直接従事する作業者に対して支払われる賃金である。 (直接工の例) 点検整備工、普通作業員等		
(直接工の例)		
宗侠登備工…直接宗侠登備に使事する工具 普通作業員等…設備周辺の除草、排泥、清掃等を行う現地採用の作業員		
(4) 塗装費		
点検・整備に伴う部分的な補修塗装に要する費用である。		
(5) 共通仮設費		
1) 運搬費		
点検・整備に使用する機械器具、仮設材(足場等)の運搬及び現場内における器材の運搬に要する費		
用である。		
2)派遣費		
点検整備工を派遣する会社の所在地から現場までの派遣に要する費用で、旅費及び日当、宿泊費、賃		
金、間接費である。		
3) 宿泊費		
点検整備工の現地での作業期間における宿泊に要する費用である。		
4) 安全費		
当該業務の安全施工に必要な交通管理、安全管理及び安全施設等に要する費用である。		
5) 技術管理費		
点検・整備記録、報告書等の技術管理上必要な資料の作成及び打合せ等に要する費用である。		
(6) 現場管理費		
点検・整備にあたって、現場を管理するために必要な経費である。		
「現場管理費」の項目は、現地採用の作業員の労務管理費、法定福利費、作業員の安全訓		

平成24年度 機械設備積算基準【点検・一般共通】対比表 現 行 改 正 備考 練費、工場・発注者・本支店への電話料、郵便料等、点検・整備に直接使用しない光熱水道料、保険料、 現場での交際費、雑費等である。 (7) 点検整備間接費 現行のとおり 点検整備工を派遣する会社の点検整備部門を管理運営するために要する費用である。 「点検整備間接費」の項目は、間接工・管理業務者(管理技術者を含む)の給料、賞与及び諸手当、法 定福利費、退職金、旅費交通費、会議費、交際費、福利厚生費、動力用水光熱費、印刷製本費、教育訓練 費、図書費、不動産賃借料、保険料、租税公課、事務用品費、雑費等である。 3-2 一般管理費等 「一般管理費(企業全体の管理運営及び財務処理等のために要する費用)」及び「付加利益」である。 「一般管理費」の項目は役員給与、従業員の給料、賞与及び諸手当、法定福利費、福利厚生費、退職金、 修繕維持費、事務用品費、通信交通費、交際費、不動産賃借料、保険料、減価償却費、動力用水光熱費、 調査研究費、寄附金、租税公課、広告宣伝費、契約保証費、雑費等である。 「付加利益」の項目は法人税、都道府県民税、市町村民税、株主配当金、役員賞与、内部留保金、支払 利息割引料、支払保証料、その他営業外費用等である。 3-3 技術調査費 点検・整備に関して高度な技術的調査、対策の立案等に要する特別な費用であり、旅費、日当、宿泊費、 賃金、間接費、一般管理費等である。 3-4 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。 4 点検・整備費の積算 点検・整備にかかる各費目の積算は次のとおりとする。 4-1 点検・整備原価 (1) 材料費 1) 直接材料費 (イ) 直接材料費の積算は(所要量)×(単価)とする。 (ロ) 所要量の算定は積上げによるものとする。 (ハ) 単価は「建設物価」「積算資料」、見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。 なお、統一単価を定めているものについては、それを適用するものとする。 2) 補助材料費 (イ) 補助材料費の積算は(点検整備工費)×(補助材料費率)とする。 (ロ) 点検整備工費とは、直接労務費中の現地採用の普通作業員等を除く点検整備工に対する労務費とす (ハ) 補助材料費率は、表-1・1のとおりとする。

平成24年度 機械設備積算基準【点検・一般共通】対比表

	表-	- 1 · 1 補助材料費率	
	機械設備	着名	補助材料費率(%)
	河川用	鋼製ゲート	4
河川用 水門設備	水門・堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	4
77.1 315-0111	樋門樋管ゲート		3
ダム用水門設	. 備		4
揚排水ポンプ	設備		3
トンネル	送(排)風機		2
換気設備	ジェットファン		2
非常用施設			2
道路排水設備			2

現 行

(2) 直接経費

- 1) 直接経費の積算は〔(点検整備工費)×(直接経費率)+(積上げ積算による直接経費)〕とする。
- 2) 直接経費率による直接経費は、次のとおりとする。
- (イ) 基地又は宿泊地から現場間の移動等に要する連絡車等
- (ロ) 点検・整備に必要な各種計測機器
- 3) 直接経費率は、表-1・2によるものとする。
- 4) 積上げによる直接経費は、次のとおりとし必要額を適正に積上げるものとする。
- (イ) 高所作業車、発動発電機(排出ガス対策型)、洗浄機等の損料、及び仮設材(足場等)の損料とする。
- (ロ) 水道光熱電力料及び特別経費
- (ハ) 個々の費目別に見積書、実績価格、標準料金等の資料により決定するものとする。 なお、機械経費は「請負工事機械経費積算要領」又は「建設機械等賃料積算基準」等によるものと する。

表-1・2 直接経費率

	機械設備名		直接経費率(%)
	河川用	鋼製ゲート	8
河川用 水門設備	水門・堰設備 ゴム引布製起伏ゲート 8	8	
	樋門樋管ゲート		1 0
ダム用水門設備	備		8
揚排水ポンプ	設備		7
トンネル	トンネル 送(排)風機		6
換気設備	ジェットファン		6
非常用施設			6
道路排水設備			1 0

現行のとおり

改正

備考

平成24年度 機械設備積算基準【点検・一般共通】対比表

- (3) 直接労務費
- 1) 直接労務費の積算は(工数)×(賃金)とする。
- 2) 工数は各機械設備ごとの各章によるものとする。
- 3) 点検整備工の賃金は、建設施工企画課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、各地整統一単価を適用する。
- 4) 各賃金は次の各項の補正を行うものとする。
- (イ) 積雪寒冷地(豪雪地帯対策特別措置法「昭和37年法律第73号」第2条第1項に定められた地域) における冬期屋外作業の場合は、必要に応じて労務単価又は歩掛の補正をするものとする。

(4) 塗装費

- 1) 塗装費の積算は(塗装面積)×(1 m³当りの単価)とする。
- 2) 塗装面積の算定は積上げによるものとする。ただし、実績等により塗装面積の明らかなものはそれによってもよいものとする。
- 3) 塗装面積1㎡当りの単価は、積上げ又は見積価格、実績価格等の資料により決定するものとする。

(5) 共通仮設費

- 1) 共通仮設費の積算は、率計算による額と積上げ積算による額とを加算して算定するものとする。
- 2) 率計算による積算は、次に示す対象額に率を乗じて得た額とする。

対象額 = 直接点検・整備費+ (無償貸付機械等評価額+支給品費)

共通仮設費(率分) = 対象額×共通仮設費率

ただし、共通仮設費率は表-1・3によるものとする。

直接点検・整備費とは、「材料費」、「直接経費」、「直接労務費」、「塗装費」とし、無償貸付機械等評価額及び支給品費は、「直接点検・整備費」に含まれるものを対象とする。

3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の共通仮設費率は、設備毎の共通仮設費率を採用し、設備毎の共通仮設費(率分)を単純合算するものとする。

表-1・3 共通仮設費率

	機械設備名		共通仮設費率(%)
	河川用	鋼製ゲート	1 9
河川用 水門設備	水門・堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	1 9
	樋門樋管ゲート		2 0
ダム用水門設備	備		1 9
揚排水ポンプ	設備		1 3
トンネル	トンネル 送 (排) 風機 1 6		1 6
換気設備	ジェットファン		3 9
非常用施設			2 7
道路排水設備			3 5

現行のとおり

3) 点検整備工の賃金は、公共事業企画調整課長が別に定める機械設備据付工の日当り賃金とする。 普通作業員の賃金は、各地整統一単価を適用する。

現行のとおり

表-1・3 共通仮設費率

	衣-	-1・3 共地似故質学	
機械設備名		名	共通仮設費率(%)
	河川用	鋼製ゲート	1 9
河川用 水門設備	水門・堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	1 9
	樋門樋管ゲート		2 0
ダム用水門設	備		1 9
揚排水ポンプ	設備		2 1
トンネル 送(排)風機		1 6	
換気設備	ジェットファン		3 9
非常用施設			2 7
道路排水設備			3 5

平成24年度 機械設備積算基準【点檢・一般共通】対比表

	_, _	
現 行	改正	備考
4) 運搬費		
運搬費については共通仮設費率に含まれていないので、必要に応じて積上げ等により積算するものと		
する。	現行のとおり	
5) 派遣費		
(イ) 派遣費については共通仮設費率に含まれていないので、点検整備工の旅行日における旅費、日当、		
宿泊費、賃金、点検整備間接費を積上げるものとする。		
(ロ) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額を		
標準とする。		
(ハ) 賃金は(3)によるものとする。		
(二) 点検整備間接費は(賃金)×(点検整備間接費率)とし、点検整備間接費率は、		
表-1・5のとおりとする。		
6) 宿泊費		
宿泊費については共通仮設費率に含まれないので、現地での作業開始日から終了日までの作業期間に		
おける宿泊費を必要に応じて積上げるものとする。この場合の費用算定は、「国土交通省職員日額旅費		
支給規則」の旅館に宿泊する場合によるものとし、点検整備工は2級相当額を標準とする。		
ただし、宿泊費は直接労務中の点検整備工にのみ計上し、公共工事設計労務単価を適用する普通作業		
員等は、現地採用とし、計上しないものとする。		
なお、宿泊費は現場管理費及び一般管理費等の算定の対象とする。		
7) 安全費		
(イ) 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。		
a 現場内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用		
b 保安帽、命綱、救命胴衣、耳栓等の安全用品の費用		
c 安全委員会等に要する費用		
d 交通規制を伴わない標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤		
去、補修に要する費用及び使用期間中の損料		
(ロ) 積上げによる安全費は次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとす	(ロ) 積上げによる安全費は次のとおりとし、現場状況を適確に把握し必要額を適正に積上げるものとす	
వే.	3.	
なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。	なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。	
a 交通整理員等の交通管理に要する費用	a <mark>交通誘導員</mark> 等の交通管理に要する費用	
b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用	b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用	
c 酸素欠乏症の予防に要する費用	c 酸素欠乏症の予防に要する費用	
d 粉じん作業の予防に要する費用	d 粉じん作業の予防に要する費用	
e 高圧作業の予防に要する費用	e 高圧作業の予防に要する費用	
f 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用	f 交通規制に伴い必要となる安全施設類の設置・撤去・補修に要する費用	
g バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用	g バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用	
h その他現場条件等により積上げを要する費用	h その他現場条件等により積上げを要する費用	
8) 技術管理費		
(イ) 共通仮設費率に含まれる技術管理費は次のとおりとする。	現行のとおり	
a 点検・整備における工程管理に要する費用	2011 02 C 40 0	
b 点検・整備における出来形管理に要する費用		
c 点検・整備における点検結果報告の確認等に必要な写真管理に要する費用		
d 点検・整備における報告書作成及び打合せに要する費用		
e その他点検・整備の実施に際し、必要な資料の作成に要する費用		
(ロ) 積上げ積算による技術管理費は、必要額を適正に積上げるものとする。なお、積上げ計上した場合		
は、特記仕様書に明示するものとする。		
(6) 現場管理費		
1) 現場管理費の積算は(純点検・整備費)×(現場管理費率)とする。		
2) 純点検・整備費とは〔材料費+直接経費+直接労務費+塗装費+共通仮設費(派遣費を除く)〕とす		
వ 。		
3) 現場管理費率は、表-1・4によるものとする。		

平成24年度 機械設備積算基準【点検・一般共通】対比表

表-1・	4 現場管理費率
純点検・整備費	現場管理費率
300万円以下	20.21%
	$J=51.89N^{-0.06322}$ ただし、 $J:現場管理費率(%)$ N:純点検・整備費(単位円)

現 行

(注) 」は小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

(7) 点検整備間接費

- 1) 点検整備間接費の積算は、(点検整備工費)×(点検整備間接費率)とする。
- 2) 点検整備間接費率は表-1・5のとおりとする。
- 3) 複数種の設備を1件の点検整備業務で発注する場合の点検整備間接費率は、設備毎の点検整備間接費率を採用し、設備毎の点検整備間接費を単純合算するものとする。

表-1・5 点検整備間接費率

_		1 0 灬灰正师时及其一	
	機械設備	5名	点検整備間接費率(%)
	河川用	鋼製ゲート	1 1 0
河川用 水門設備	水門•堰設備	ゴム引布製起伏ゲート	1 1 0
73 TEX VIII	樋門樋管ゲート		1 0 0
ダム用水門設備		1 1 0	
揚排水ポンプ設備		1 6 0	
トンネル換気設備・非常用施設		1 6 0	
道路排水設備			1 0 0

4-2 一般管理費等

- (1) 一般管理費等の積算は(点検・整備原価)×(一般管理費等率)とする。
 - (注) 一般管理費等率の値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。
- 標準一般管理費等率は、表-1・6によるものとする。

表-1・6 標準一般管理費等率(前払金のない場合)

公 1 0 保中 版目在其中中的四型》(第1)			
点検・整備原価	一般管理費率等		
50万円以下	18.35%		
	G=-1.593log C+27.43 ただし、G:標準一般管理費等率(%) C:点検・整備原価(単位円)		

(注) Gの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

4-3 技術調査費

技術調査に従事する技術員の旅費、日当、宿泊費、賃金、間接費、一般管理費等の積算は下記により積上げるものとする。

- (1) 旅費、日当、宿泊費は「国土交通省職員日額旅費支給規則」の旅館に宿泊する場合の2級相当額によるものとする。
- (2) 技術員の賃金は、点検整備工の賃金に準ずるものとする。
- (3) 間接費は「(7) 点検整備間接費」に準ずるものとする。

現行のとおり

改正

備考

平成24年度 機械設備積算基準【点檢・一般共通】対比表

# 報告相当領は、点検・整備価格に消費税及び地方消費債の税率を兼して得た領とする。	当費税等相当額 当費税等相当額は、点検・整位 で給品の取扱い を給品とは設備の点検・整備は を給品の現場間接費に対する 直接材料は全額を現場間接	帯価格に消費税及び地2		乗じて得た額とする。	現行のとおり	
	当費税等相当額は、点検・整位 医給品の取扱い 医給品とは設備の点検・整備に 医給品の現場間接費に対する 直接材料は全額を現場間接		方消費税の税率を	乗じて得た額とする。	現行のとおり	
	至給品の取扱い 至給品とは設備の点検・整備は 至給品の現場間接費に対するB 直接材料は全額を現場間接		川伊頂枕ツ枕半を	木して付に観とりる。	2017 15 C 40 5	
総品の現権制後費に対う な取扱いは次による。 直接材料と金融の関係での対象としない。 関接要等の項目別対象表 表 - 1 ・ 7 ・ 名間接費等の項目別対象表 現 日	区給品とは設備の点検・整備の 区給品の現場間接費に対するI 直接材料は全額を現場間接	ァ [版文] ・ 一一口 [八〇本五 (4.4.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.1.2.		.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
総品の理権問接費に対する取扱いは次による。 直接材料は全額を理論可接要等の算定の対象としない。 問接費等の項目別対象表	反給品の現場間接費に対する 直接材料は全額を現場間接		か 野祖) よ 社が な	ナキムボルナのよっよのより	2	
 結晶は一般管理費等の項目別対象表 表-1・7 各間接費等の項目別対象表 項 日			り取侍しに材料寺	を請負者に文紹するものをい	7。	
接換等の項目別対象表	と給品は一般管埋費等の算定(
表 - 1 · 7 各間接費等の項目別対象表 項目 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 持費 〇 〇 接接費 〇 〇 装費 〇 〇 装費 〇 〇 減費 一 × 減費 一 × 心機管理費 一 × 給品費 直接材料 〇 × 貸貸付機械等評価額 〇 × ご:対象とする		の対象としない。				
項 目 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 「特費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	ト間接費等の項目別対象表					
項 目 共通仮設費 現場管理費 一般管理費等 「特費 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	表一	1 ・ 7 各間接費等のエ	項目別対象表			
接経費				一般管理費等		
接 労務費	料費	0	0	0		
装費 ○ ○ : 通 派遣費 - × 設費 派遣費以外 - ○ 場管理費 - - ○ (檢整備間接費 - × ○ 総合費 直接材料 ○ × (貸貸付機械等評価額 ○ × ○: 対象とする	接経費	0	0	0		
: 通 派遣費 - × 「設費 - ○ 場管理費 - - 検整備間接費 - × 給品費 直接材料 ○ × 賃貸付機械等評価額 ○ × ○: 対象とする ×	接労務費	0	0	0		
設費 派遣費以外 -	装費	0	0	0		
記費 派遣費以外 - ○ 場管理費 - - (検整備間接費 - × 総品費 直接材料 ○ × (賃貸付機械等評価額 ○ × ○: 対象とする ×	派遣費	_	×	0		
A 大	設費派遣費以外	_	0	0		
給品費 直接材料 ○ × 貸貸付機械等評価額 ○ × ○: 対象とする ×	見場管理費	_	_	0		
賃貸付機械等評価額○ ○ ×○:対象とする		_	×	0		
○:対象とする	 定給品費 直接材料	0	0	×		
	無償貸付機械等評価額	0	0	×		

第3章 揚排水ポンプ設備 第1 揚排水ポンプ設備

現 行改 正第3章 揚排水ポンプ設備

第1 揚排水ポンプ設備

1 適用範囲

この基準は、揚排水ポンプ設備の点検・整備に適用する。ただし、水中ポンプの点検・整備には適用できない。

1-1 区分及び構成

揚排水ポンプ設備の区分及び構成は、表-3・1を標準とする。

表一3・1 区分及が構成

区分	構成
主ポンプ設備	主ポンプ設備、主配管用弁、吸吐出管、主配管継手等、可動翼装置
主ポンプ駆動設備	主駆動原動機、流体継手、クラッチ、歯車減速機、複合減速機、減速機架台等
系統機器設備	燃料系統設備(燃料小出槽含む)、冷却水・潤滑水系統設備(軸封等込み)、始動系統設備、満水系統設備、管内クーラー等
監視操作制御設備	中央操作・制御設備、各種機側操作・制御設備、水位計設備、運転支援・監視装置、 CCTV設備、遠方操作・監視設備等
電源設備	自家発電設備、受変電・配電設備、直流電源設備等
除塵設備	スクリーン、除塵機、搬送設備、貯留設備等
付属設備	天井クレーン装置、換気設備、貯油槽(地下・屋外)、屋内排水設備、角落し設備等
付帯施設	吐出樋門等

1-2 適用規格

この基準を適用するポンプの規格は、表-3・2、3を標準とする。

表-3・2 適用規格(年点検・目視月点検)

区 分	適 用 規 格		
立軸ポンプ	ポンプ1台当りの計画吐出量が0.2m³/sから50m³/sまでを標準とする		
横軸ポンプ	ポンプ1台当りの計画吐出量が0.2m³/sから10m³/sまでを標準とする		

表-3・3 適用規格(管理運転点検)

区分	適 用 規 格
立軸・横軸ポンプ	1機場当りの計画吐出量が 5 m³/sから 1 0 0 m³/sまでを標準とする

2 点検原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(1)標準点検工数」により求めた値を「(3)工数補正」及び「(4)加算工数」により補正して算出するものとする。

(1) 標準点検工数

1) 年点検・目視月点検

揚排水ポンプ設備の年点検、及び目視月点検の点検工数は表-3・4を標準とする。

現行のとおり

1-2 適用規格

この基準を適用するポンプの規格は、表-3・2、3を標準とする。

表-3 · 2 適用規格(<mark>年点検</mark>)

区 分	適 用 規 格	
立軸ポンプ	ポンプ1台当りの計画吐出量が0.2m³/sから50m³/sまでを標準とする	
横軸ポンプ	ポンプ1台当りの計画吐出量が0.2m³/sから10m³/sまでを標準とする	

表-3・3 適用規格(管理運転点検・目視点検)

区 分	適 用 規 格	
立軸・横軸ポンプ	1 機場当りの計画吐出量が 5 m³/sから 1 0 0 m³/sまでを標準とする	

2 点検原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(1) 標準点検工数」により求めた値を「(3) 工数補正」及び「(4) 加算工数」により補正して算出するものとする。

(1) 標準点検工数

1) 年点検

揚排水ポンプ設備の<mark>年点検</mark>の点検工数は表-3・4を標準とする。

表一3・4 標準点横上数(牛点横・目視月点横)			
区	分	標準点検工数 (H/2台分)	
)J	目視月点検	年 点 検
立軸ポンプ	オープンピット	Y=16.21 x ^{0.4781} +40	$Y = 56.39 \times 0.4781 + 116$
立軸 ハ ノ ノ	クローズピット	Y-16.21 X 6.4161+40	$Y=52.16 \times {}^{0.4781}+148$
横軸ポンプ		$Y = 15.51 \times 0.4781 + 34$	$Y = 57.09 \times 0.4781 + 98$

現 行

- (注) 1. 目視月点検の内容は、主として分解を伴わず、外部から目視等による点検を行い、管理運転を行わないことを標準とする。
 - 2. 年点検の内容は、設備を外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等)で点検し簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。
 - 3. Yは標準工数、xはポンプ1台当りの計画吐出量(m³/s)である。
 - 4. 標準工数は主ポンプ設備が2台の場合とする。
 - 5. 標準工数は主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。
 - 6. 標準工数は、点検整備工による点検とする。
 - 7. 標準工数の点検範囲は、施設全般の目視点検、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、 監視操作制御設備、電源設備、除塵設備、付属設備の点検、管理運転、準備、後片付けまでとし、 以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。
 - (1) 不具合原因の調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成
 - (2) 油脂類の交換は「2-2.整備工数」により別途積上げるものとする。 ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。
 - (3) 管理運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに貯水準備作業が必要な場合の工数や仮設物が必要な場合の設置・撤去工数
 - (4) クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り離し及び接続作業
 - (5) 定格出力が 2,0 0 0 kw 以上のガスタービンの点検
 - (6) ボアスコープを用いたガスタービンの点検
 - 8. オープンピットとは吸込部で自由水面をもつ構造のものをいい、クローズピットとは吸込部で自由水面をもたない構造で吸水部の形状が傘形、ベンド形等のコンクリートまたは鋼製ケーシングのものをいう。
 - 9. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は中央操作・制御設備、各種機側操作・制御設備、補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は含まない。なお、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。
 - 10. 除塵設備は、スクリーン、除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留設備は含まない。
 - 11. 付属設備のうち標準工数に含まれるのは、燃料貯油槽、天井クレーン装置、換気設備、照明設備、 消火設備、屋内排水設備とし、角落し設備は除くものとする。
 - 12. 作業区分別工数比率は、表-3・7、8のとおりとする。

2) 管理運転点検

揚排水ポンプ設備の管理運転点検の点検工数は、次式による。

なお、標準点検日数は表-3・5、標準点検構成人員は表-3・6を標準とする。

管理運転点検標準点検工数 = 標準点検日数×(標準点検構成人員×補正係数)

改 正 表-3・4 標準点検工数(年点検)

備考

区.	分	標準点検工数 (H/2台分)	
	<i>)</i>]	年 点 検	
古典 はいつ	オープンピット	$Y = 56.39 \times 0.4781 + 116$	
立軸ポンプ	クローズピット	$Y = 52.16 \times {}^{0.4781} + 148$	
横軸ポンプ		$Y = 57.09 \times 0.4781 + 98$	

- (注) 1. 年点検の内容は、設備を外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具(テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等)で点検し簡易な給油脂を行った後、機器の単独運転、総合操作の機能確認及び調整を行うことを標準とする。
 - 2. Yは標準工数、xはポンプ1台当りの計画吐出量(m³/s)である。
 - 3. 標準工数は主ポンプ設備が2台の場合とする。
 - 4. 標準工数は主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。
 - 5. 標準工数は、点検整備工による点検とする。
 - 6. 標準工数の点検範囲は、施設全般の目視点検、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、 監視操作制御設備、電源設備、除塵設備、付属設備の点検、管理運転、準備、後片付けまでとし、 以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。
 - (1) 不具合原因の調査・検討、設備の劣化診断、並びに修繕等の計画案の作成
 - (2) 油脂類の交換は「2-2.整備工数」により別途積上げるものとする。 ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。
 - (3) 管理運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに貯水準備作業が必要な場合の工数や仮 設物が必要な場合の設置・撤去工数
 - (4) クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り離し及び接続作業
 - (5) 定格出力が 2,0 0 0 kw 以上のガスタービンの点検
 - (6) ボアスコープを用いたガスタービンの点検
 - 7. オープンピットとは吸込部で自由水面をもつ構造のものをいい、クローズピットとは吸込部で自由水面をもたない構造で吸水部の形状が傘形、ベンド形等のコンクリートまたは鋼製ケーシングのものをいう。
 - 8. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は中央操作・制御設備、各種機側操作・制御設備、補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は含まない。なお、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。
 - 9. 除塵設備は、スクリーン、除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留設備は含まない。
 - 10. 付属設備のうち標準工数に含まれるのは、燃料貯油槽、天井クレーン装置、換気設備、照明設備、 消火設備、屋内排水設備とし、角落し設備は除くものとする。
 - 11. 作業区分別工数比率は、表-3・7のとおりとする。

2) 月点検(管理運転点検・目視点検)

揚排水ポンプ設備の月点検(管理運転点検・目視点検)の点検工数は、次式による。 なお、標準点検日数は表-3・5、標準点検構成人員は表-3・6を標準とする。

管理運転点檢·目視点檢標準点檢工数 = 標準点檢日数×(標準点檢構成人員×補正係数)

表-3・5 標準点検日数(管理運転点検)		
区分	標準点検日数 (日)	
立軸・横軸ポンプ	$x < 3 \ 0 \ (m^3/s)$	$x \ge 3 \ 0 \ (m^3/s)$
(主ポンプ設備:2台)	1	2
立軸・横軸ポンプ	$x < 2 \ 0 \ (m^3/s)$	$x \ge 2 \ 0 \ (m^3/s)$
(主ポンプ設備:3~4台)	1	2
立軸・横軸ポンプ	$x \le 5 \ 0 \ (m^3/s)$	左記以外
(主ポンプ設備:5台以上)	2	積上げ

現 行

表-3・6 標準点検構成人員(管理運転点検)

区 分	点検構成人員(人/2台分・日)
立軸・横軸ポンプ	8

- (注) 1. 管理運転点検の内容は、主として管理運転による点検を行い、設備の運転機能の確認、運転 を通じたシステム全体の故障発見、機能維持を目的に行う点検をいう。
 - なお、管理運転点検は、主ポンプを負荷状態で運転し、設備全体の機能や状態の把握を行う のに十分な運転時間が確保出来る場合を標準とする。
 - 2. 標準日数及び構成人員は、主ポンプ設備が2台の場合とする。 なお、台数による補正係数は表-3・10のとおりとし、ポンプ台数が1台の場合は別途積 上げとする。
 - 3. x は1機場当りの計画吐出量 (m³/s) である。
 - 4. 標準日数及び構成人員は、主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。 なお、原動機形式による補正係数は表-3・12のとおりとし、異なる原動機形式が混在している機場は別途積上げとする。
 - 5. 標準日数及び構成人員は、点検整備工による点検とする。
 - 6. 点検内容等により、標準点検日数及び標準点検構成人員と実態に大きな乖離が見られる場合 は、実態に応じて積上げるものとする。
 - 7. 管理運転点検には、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。
 - (1) 施設全般、付属設備の目視点検。なお、管理運転点検による一連の作業で点検される設備は、標準点検工数に含まれるものとする。
 - (2) 管理運転点検以外に行う不具合箇所や老朽箇所の目視点検。
 - (3) 不具合原因の検討、調査、設備診断、並びに改造案・補修案等の計画書作成
 - (4) 油脂類の交換は「2-2 整備工数」により別途積上げるものとする。 ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。
 - (5) 管理運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに行う貯水準備作業や、仮設の設置・ 撤去

	改正	
表-3・5	標準点検日数	(管理運転点検)

備考

区 分	標準点検日数 (日)	
立軸・横軸ポンプ	$x < 1 \ 0 \ (m^3/s)$	$x \ge 1 \ 0 \ (m^3/s)$
(主ポンプ設備:2台)	0.8	1. 3
立軸・横軸ポンプ	$x < 2 \ 0 \ (m^3/s)$	$x \ge 2 \ 0 \ (m^3/s)$
(主ポンプ設備:3~4台)	1	2
立軸・横軸ポンプ	$x \le 5 \ 0 \ (m^3/s)$	左記以外
(主ポンプ設備:5台以上)	2	積上げ

表一3・6 標準点検日数(目視点検)

区 分	標準点検日数 (日)		
立軸・横軸ポンプ (主ポンプ設備: 2台)	$x \le 1 \ 0 \ (m^3/s)$	$x \ge 1 \ 0 \ (m^3/s)$	
	0.5	0.9	
立軸・横軸ポンプ (主ポンプ設備:3~4台)	$x < 2 \ 0 \ (m^3/s)$	$x \ge 2 \ 0 \ (m^3/s)$	
	0. 7	1. 3	
立軸・横軸ポンプ	$x \le 5 \ 0 \ (m^3/s)$	左記以外	
(主ポンプ設備:5台以上)	1. 3	積上げ	

表-3・7 標準点検構成人員(管理運転点検・目視点検)

□ /\	点検構成人員(人/2台分・日)		
区 ガ	管理運転点検	目視点検	
立軸・横軸ポンプ	8	6	

- (注) 1. 月点検は原則として管理運転点検とする。
 - なお、管理運転点検が実施できない場合は、目視による月点検を実施する。
 - 2. 管理運転点検の点検範囲は、可能な限り実負荷状態による管理運転を行いながら施設全般の 目視点検、設備の運転機能の確認、運転を通じたシステム全体の故障発見、機能維持を目的に 行う点検で、準備、後片付けまでとする。
 - 3. 目視点検の点検範囲は、主として分解を伴わず、外部から目視等により、施設全般、主ポンプ設備、主ポンプ駆動設備、系統機器設備、監視操作制御設備、電源設備、除塵設備、付属設備の点検とし、管理運転は行わない。
 - 4. 標準日数及び構成人員は、主ポンプ設備が2台の場合とする。 なお、台数による補正係数は表-3・9のとおりとし、ポンプ台数が1台の場合は別途積上 げとする。
 - 5. x は1機場当りの計画吐出量 (m³/s) である。
 - 6. 標準日数及び構成人員は、主原動機がディーゼルエンジン駆動とする。 なお、原動機形式による補正係数は表-3・11のとおりとし、異なる原動機形式が混在している機場は別途積上げとする。
 - 7. 標準日数及び構成人員は、点検整備工による点検とする。
 - 8. 点検内容等により、標準点検日数及び標準点検構成人員と実態に大きな乖離が見られる場合は、実態に応じて積上げるものとする。
 - 9. 管理運転点検には、以下の作業は含まないので、必要な場合は別途積上げるものとする。
 - (1) 施設全般、付属設備の目視点検。なお、管理運転点検による一連の作業で点検される設備は、標準点検工数に含まれるものとする。
 - (2) 管理運転点検以外に行う不具合箇所や老朽箇所の目視点検。

平成24年度 機械設備積算基準【点検・揚排水ポンプ設備】対比表						
現 行	改正	備考				
(6) 設備全体の機能や状態の把握を行うのに十分な運転時間が確保できない場合に行う、管	(3) 不具合原因の検討、調査、設備診断、並びに改造案・補修案等の計画書作成					
理運転点検以外の目視点検	(4) 油脂類の交換は「2-2 整備工数」により別途積上げるものとする。					
(7) クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り離し及	ただし、点検時に行う軸受給油等の少量の油脂類の補給は、標準工数に含まれる。					
び接続作業	(5) 管理運転に必要な水位確保のため、点検着手前までに行う貯水準備作業や、仮設の設置・					
8. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は、管理運転により点検を行う中央操作・制御設備、	撤去					
各種機側操作・制御設備、補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、CCT	(6) 設備全体の機能や状態の把握を行うのに十分な運転時間が確保できない場合に行う、管					
V設備、遠方操作・監視設備は含まない。	理運転点検以外の目視点検					
なお、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。	(7) クラッチ機能を具備しておらず、主原動機単独運転のために必要な継手類の切り離し及					
	び接続作業					
	10. 標準工数に含まれる監視操作制御設備は、管理運転により点検を行う中央操作・制御設備、					
	各種機側操作・制御設備、補助継電器設備、水位計等の計装設備とし、運転支援装置、CCT					
	V設備、遠方操作・監視設備は含まない。					
	なお、運転支援装置、CCTV設備、遠方操作・監視設備は別途積上げるものとする。					
	なわ、連転又抜装直、CCIV設備、逐力保作・監挽設備は別述損工けるものとする。					

(2) 作業区分別工数比率

1) 工数比率(年点検)

揚排水ポンプ設備の作業区分別工数比率は、表-3・7を標準とする。

表-3 · 7 作業区分別工数比率(年点検)(%)

		3 · 7 下来		率 (年点検) ((/0)	
	作 業 区 分		立軸に	ポンプ	横軸	
档	楼 械 名	数量	オープン ピット	クローズ ピット	ポンプ	摘要
全般		1 式	3	3	4	
	主ポンプ	2 台	7	6	9	
主 ポ ン プ 設備	主配管・弁類	2 台分	4	4	5	吐出弁がない場合 は工数を0.9倍する。
取利机类	主原動機	2 台分	1 4	1 5	1 3	
駆動設備	動力伝達装置	2 台分	6	5	5	
系統機器設	備	1 式	1 2	1 5	1 4	
	中央	1 式	5	3	5	
監視操作制御設備	機側	1 式	5	4	5	
	計装設備	1 式	2	3	4	
	受配電設備	1 式	3	4	3	
電源設備	自家発電設備	1 式	1 1	1 1	1 0	
	直流電源設備	1 式	2	2	2	
除塵設備		2 台分	7	5	5	
	燃料貯油槽	1 式	2	1	2	
付属設備	天井クレーン	1 式	3	4	2	
17周辺11	換気・照明設備	1 式	2	3	1	
	消火·屋内排水設備	1 式	1	1	2	
確認運転		2 台分	1 1	1 1	9	
計		2 台分	100	100	1 0 0	

(注) 1. 主配管・弁類で逆止弁、吐出弁のうち、吐出ゲートは除くものとし、区分別工数を訂正した後に別途加 算するものとする。

ただし、クローズピットの場合は吐出ゲートを標準とする。

なお、加算工数は「第2章水門設備」参照のこと。

- 2. 系統機器設備は、燃料系統、冷却水系統、潤滑水系統、始動系統、満水系統、潤滑油系統等とする。
- 3. 燃料系統は燃料貯油槽を除くものとする。
- 4. 除塵設備の標準工数は除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパは含まない。なお、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパがある場合は「(3) 工数補正」の表 $-3\cdot 14$ により補正する。

(2) 作業区分別工数比率

1) 工数比率(年点検)

揚排水ポンプ設備の作業区分別工数比率は、表-3・8を標準とする。

表-3・8 作業区分別工数比率(年点検)(%)

	作 業 区 分		立軸ス	ポンプ	横軸	
Ħ	機械名		オープンピット	クローズ ピット	ポンプ	摘 要
全般		1 式	3	3	4	
	主ポンプ	2 台	7	6	9	
主 ポンプ 設備	主配管・弁類	2 台分	4	4	5	吐出弁がない場合 は工数を0.9倍する
町毛-元/生	主原動機	2 台分	1 4	1 5	1 3	
駆動設備	動力伝達装置	2 台分	6	5	5	
系統機器設	備	1 式	1 2	1 5	1 4	
	中央	1 式	5	3	5	
監視操作制御設備	機側	1 式	5	4	5	
	計装設備	1 式	2	3	4	
	受配電設備	1 式	3	4	3	
電源設備	自家発電設備	1 式	1 1	1 1	1 0	
	直流電源設備	1 式	2	2	2	
除塵設備		2 台分	7	5	5	
	燃料貯油槽	1 式	2	1	2	
付属設備	天井クレーン	1 式	3	4	2	
门馬叹佣	換気・照明設備	1 式	2	3	1	
	消火·屋内排水設備	1 式	1	1	2	
確認運転		2 台分	1 1	1 1	9	
計		2 台分	100	1 0 0	1 0 0	

(注) 1. 主配管・弁類で逆止弁、吐出弁のうち、吐出ゲートは除くものとし、区分別工数を訂正した後に別途加 算するものとする。

ただし、クローズピットの場合は吐出ゲートを標準とする。

なお、加算工数は「第2章水門設備」参照のこと。

- 2. 系統機器設備は、燃料系統、冷却水系統、潤滑水系統、始動系統、満水系統、潤滑油系統等とする。
- 3. 燃料系統は燃料貯油槽を除くものとする。
- 4. 除塵設備の標準工数は除塵機までとし、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパは含まない。なお、水平ベルトコンベヤ、傾斜ベルトコンベヤ、貯留ホッパがある場合は「(3) 工数補正」の表 $-3\cdot 14$ により補正する。

5. 付属設備は、燃料貯油槽、天井クレーン設備、換気設備、照明設備、消火設備、屋内排水設備とし、角 落し設備は含まない。

現 行

- 6. 確認運転とは、実負荷運転もしくはそれに近い状態での設備全体の総合操作の機能確認をいう。 なお、クラッチを切っての原動機単体運転や短時間のポンプ空転運転は、機器の単独運転に含まれる。
- 2) 工数比率(目視月点検) 揚排水ポンプ設備の年点検の作業区分別工数比率は、表-3・8を標準とする。

表-3・8 作業区分別工数比率(目視月点檢)(%)

	表一3	・8 作業区	☑分別工数比率 □	(目倪月点筷)	(%)	1
	作 業 区 分		立軸ス	ポンプ	横軸	
₹	幾 械 名	数量	オープン ピット	クローズ ピット	ポンプ	摘 要
全般		1 式	3	3	4	
	主ポンプ	2 台	8	7	1 0	
主ポンプ設備	主配管・弁類	2 台分	5	5	6	吐出弁がない場合 は工数を0.9倍する。
町利二八世	主原動機	2 台分	1 6	1 7	1 5	
駆動設備	動力伝達装置	2 台分	7	6	6	
系統機器設	常備	1 式	1 4	1 7	1 6	
	中央	1 式	6	4	5	
監視操作制御設備	機側	1 式	6	5	5	
	計装設備	1 式	2	3	4	
	受配電設備	1 式	3	4	3	
電源設備	自家発電設備	1 式	1 2	1 2	1 1	
	直流電源設備	1 式	2	2	2	
除塵設備		2 台分	8	6	6	
	燃料貯油槽	1 式	2	1	2	
计尾 乳供	天井クレーン	1 式	3	4	2	
付属設備	換気・照明設備	1 式	2	3	1	
	消火·屋内排水設備	1 式	1	1	2	
計		2 台分	1 0 0	1 0 0	1 0 0	

(3) 工数補正

点検工数は、設備の規模、設備の内容を検討し作業区分別工数比率等を参考に補正するものとする。

- 1) 各補正係数は、「(2)作業区分別工数比率」の作業区分の該当部分のみ補正を行うものとする。
- 2) 作業区分別工数の補正方法は次による。

現行のとおり

削除

改 正

備考

現行のとおり

現 行 改 正

補正工数 = 標準工数×作業区分別工数比率×補正係数

- 3) 各工数補正は次を標準とする。
- (イ) 主ポンプ台数補正

主ポンプ台数による工数補正は、年点検及び目視月点検は表-3・9「主ポンプ台数補正係数(年点検・目視月点検)」により、管理運転点検は表-3・10「主ポンプ台数補正係数(管理運転点検)」による補正を行う。

表-3・9 主ポンプ台数補正係数(年点検・目視月点検)

表-3・9 主ボンブ台数補正係数(年点検・目視月点検)							
作業区分	主 ポンプ 台数						
機械名	数量	1 台	2 台	3 台	4 台		
全般	1 式	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0		
主ポンプ設備 主ポンプ及び 主配管・弁類	2 台分	0. 5	1. 0	1. 5	2. 0		
動力伝達装置及び主原動機	2 台分	0. 5	1. 0	1. 5	2. 0		
系統機器設備	1 式	0.8	1. 0	1. 1	1. 2		
監視操作設備	1 式	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0		
電源設備	1 式	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0		
除塵設備	2 台分	0.6	1. 0	1. 4	1. 9		
付属設備	1 式	1. 0	1. 0	1. 0	1. 0		
確認運転	2 台分	0.6	1. 0	1. 2	1. 6		

表-3・10 主ポンプ台数補正係数(管理運転点検)

佰 日	主ポンプ台数					
項目	1台	2 台	3 台	4 台	5 台以上	
点検構成人員	_	1. 0	1. 0	1. 0	1. 25	

(口) 原動機形式補正

原動機の形式による工数補正は、年点検及び目視月点検は表-3・11「主原動機形式補正係数(年点検・目視月点検)」により、管理運転点検は表-3・12「主原動機形式補正係数(管理運転点検)」による補正を行う。

補正工数 = 標準工数×作業区分別工数比率×補正係数

- 3) 各工数補正は次を標準とする。
- (イ) 主ポンプ台数補正

主ポンプ台数による工数補正は、 $\frac{\mathsf{e}_{\mathsf{n}}\mathsf{k}}{\mathsf{k}}$ は表 $-3\cdot 9$ 「主ポンプ台数補正係数($\frac{\mathsf{e}_{\mathsf{n}}\mathsf{k}}{\mathsf{k}}$)」により、管理運転点 $\frac{\mathsf{e}_{\mathsf{n}}\mathsf{k}}{\mathsf{k}}$ は表 $-3\cdot 1$ 0 「主ポンプ台数補正係数(管理運転点 $\frac{\mathsf{e}_{\mathsf{n}}\mathsf{k}}{\mathsf{k}}$)」による補正を行う。

備考

表-3・9 主ポンプ台数補正係数(年点検)

作 業 区 分			主ポンプ台数			
機械名	数	量 1 台	2 台	3 台	4 台	
全般	1	式 1. (1. 0	1. 0	1. 0	
主ポンプ設備 主配管・ <i>ź</i>	1 2 台	分 0.5	5 1.0	1. 5	2. 0	
駆動設備 動力伝達数 主原動機	と置及び 2台	分 0. 5	5 1.0	1. 5	2. 0	
系統機器設備	1	式 0.8	3 1.0	1. 1	1. 2	
監視操作設備	1	式 1. (1. 0	1. 0	1. 0	
電源設備	1	式 1. (1. 0	1. 0	1. 0	
除塵設備	2台	分 0.6	5 1.0	1. 4	1. 9	
付属設備	1	式 1. (1. 0	1. 0	1. 0	
確認運転	2 台	分 0.6	3 1.0	1. 2	1. 6	

表-3・10 主ポンプ台数補正係数(管理運転点検・目視点検)

百日	主ポンプ台数					
項目	1台	2 台	3 台	4台	5 台以上	
点検構成人員	_	1. 0	1. 0	1. 0	1. 25	

(口) 原動機形式補正

原動機の形式による工数補正は、年点検は表 $-3\cdot11$ 「主原動機形式補正係数(年点検)」により、管理運転点検・目視点検は表 $-3\cdot12$ 「主原動機形式補正係数(管理運転点検・目視点検)」による補正を行う。

現行 改一の一次の表現のはいのでは、一般の表現のでは、一般の

表-3・11 主原動機形式補正係数(年点検・目視月点検)

2 0 11 ±//3/3/3/// (1.m.K. 1.00/1.m.K.)						
作	業 区 分		原	動 機 区	分	
機械	名	数量	DE駆動 (標準工数)	ガスタービン	電動機	
主ポンプ駆動設備	動力伝達装置	2 台分	1. 0	0. 9	0.6	
	主原動機	2 台分	1. 0	1. 2	0.3	
系統機器設備	立軸ポンプ	1 式	1. 0	0. 5	0.4	
→下 小儿 17 攻 右 占 凡又 7/旧	横軸ポンプ	1 式	1. 0	1. 1	0.4	
確認運転		2 台分	1. 0	0.8	0.6	

(注) 系統機器は、機場の機器構成に応じて適宜補正を行うこと。

表-3・12 主原動機形式補正係数(管理運転点検)

	主原動機の形式			
項 目	DE駆動 (標準工数)	ガスタービン	電動機	
点検構成人員	1. 0	1. 0	0.75	

(ハ) 減速機形式補正(年点検・目視月点検) 減速機の形式による工数補正は表-3・13「減速機形式補正係数」による補正を行う。

表-3・13 減速機形式補正係数(年点検・目視月点検)

作業区分		ポンプ	
機械名	減速機のみ	油圧クラッチ付	流体継手付
動力伝達装置	1. 0	1. 1	1. 2

(ニ) 除塵設備構造補正(年点検・目視月点検) 除塵設備の構造による工数補正は表-3・14「除塵設備構造補正係数」による補正を行う。

表-3・14 除塵設備構造補正(年点検・目視月点検)

作 業 区	分		除塵機	除塵機		
機械名	数量	除塵機のみ	+搬送設備	+搬送設備		
除塵設備	2 台分	1. 0	1. 2	1. 4		
確認運転	2 台分	1. 0	1. 1	1. 2		

(ホ) 天井クレーン形式補正(年点検・目視月点検) 天井クレーン形式による工数補正は表-3・15「天井クレーン形式補正係数」による補正を行う。 表-3・11 主原動機形式補正係数(年点検)

備考

作	業 区 分		原	動 機 区	分
機械	名	数量	DE駆動 (標準工数)	ガスタービン	電動機
主ポンプ駆動設備	動力伝達装置	2 台分	1. 0	0.9	0.6
土ハンノ船野政領	主原動機	2 台分	1. 0	1. 2	0.3
系統機器設備	立軸ポンプ	1 式	1. 0	0. 5	0.4
横軸ポンプ		1 式	1. 0	1. 1	0.4
確認運転		2 台分	1. 0	0.8	0.6

(注) 系統機器は、機場の機器構成に応じて適宜補正を行うこと。

表-3·12 主原動機形式補正係数(管理運転点検·目視点検)

	主原動機の形式		
項目	DE駆動 (標準工数)	ガスタービン	電動機
点検構成人員	1. 0	1. 0	0.75

(ハ) 減速機形式補正(年点検)

減速機の形式による工数補正は表-3・13「減速機形式補正係数」による補正を行う。

表-3・13 減速機形式補正係数(年点検)

作業区分		ポ ン プ	
機械名	減速機のみ	油圧クラッチ付	流体継手付
動力伝達装置	1. 0	1. 1	1. 2

(二) 除塵設備構造補正(年点検)

除塵設備の構造による工数補正は表-3・14「除塵設備構造補正係数」による補正を行う。

表-3・14 除塵設備構造補正(年点検)

作 業 区	分		除塵機	除塵機	
機械名	数量	除塵機のみ	+搬送設備	+搬送設備 +貯留設備	
除塵設備	2 台分	1. 0	1. 2	1. 4	
確認運転	2 台分	1. 0	1. 1	1. 2	

(ホ) 天井クレーン形式補正(年点検)

天井クレーン形式による工数補正は表-3・15「天井クレーン形式補正係数」による補正を行う。

現 行 改正

表-3・15	天井クレーン形式補正係数
--------	--------------

る。 1.6 人分 / / / / / / / / / / / / / / / / / /					
作業区	分	電動クレーン	手動クレーン		
機械名	数量	电助クレーン	子動グレーン		
天井クレーン	1 式	1. 0	0.3		

(4) 加算工数

標準工数に含まれていない機器等の工数は、表-3・16を標準とする。

表-3・16 加算工数 (時間)

作 業 区	分	加算工数
機械名	数量	
角落し設備	1 式	0. 7

2-2 整備工数

(1) 潤滑油交換工数

潤滑油交換工数は表-3・17を標準とする。

表-3・17 潤滑油交換工数 (時間/台)

区分	標準工数	摘要	構成割	合 (%)
	惊 毕 工 剱	如	点検整備工	普通作業員
ディーゼル エンジン	y=0.0165 x +3.6 (時間/台)	x : 1台当り潤滑油量 (L/台)	0.0	1.0
歯車減速機	y=0.0084 x +2.3 (時間/台)	x : 1台当り潤滑油量 (L/台)	9 0	1 0

ングは含まない。

表-3・15 天井クレーン形式補正係数

備考

	作 業 区	分	電動クレーン	手動クレーン	
機	械名	数量	电動グレーン	子切グレージ	
天	キ クレーン	1 式	1. 0	0.3	

(4) 加算工数

標準工数に含まれていない機器等の工数は、表-3・16を標準とする。

表-3・16 加算工数(時間)

作 業 区	分	加算工数
機械名	数量	
角落し設備	1 式	0. 7

2-2 整備工数

(1) 潤滑油交換工数

潤滑油交換工数は表-3・17を標準とする。

表-3・17 潤滑油交換工数 (時間/台)

区分	標準工数	 	構 成 割 合 (%)	
区 分	保 毕 工 剱	摘 要	点検整備工	普通作業員
ディーゼル エンジン	y=0.0165 x +3.6 (時間/台)	x : 1台当り潤滑油量 (L/台)	0.0	1.0
歯車減速機	y=0.0084 x +2.3 (時間/台)	x : 1台当り潤滑油量 (L/台)	9 0	1 0

(注) 1. 潤滑油交換工数の適用範囲は、潤滑油交換に伴う準備、交換作業、清掃、後片付けまでとし、フラッシ (注) 潤滑油交換工数の適用範囲は、潤滑油交換に伴う準備、交換作業、清掃、後片付けまでとし、フラッシング は含まない。

	【点検・揚排水ポンプ設備】対比表	
現 行第3章 揚排水ポンプ設備	改 正 第 2 至 4 世 世 4 2 2 2 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	備考
男 3 早 「物排水 ルンノ 設 伽	第3章 揚排水ポンプ設備	
[解] 1 適用範囲 月点検は原則として管理運転点検とし、管理運転ができない場合は、目視月点検として設備条件に適合し た内容で工数を算出するものとする。	[解] 1 適用範囲 月点検は原則として管理運転点検とし、管理運転ができない場合は、 <mark>目視点検</mark> として設備条件に適合した 内容で工数を算出するものとする。	
[解] 2 点検工数(年点検・目視月点検) 異なる吐出量のポンプの算出方法は、作業区分の数量が一式の項目については全ポンプの平均吐出量、台数の項目については各々の吐出量より求めた標準点検工数を各作業区分別工数比率により算出するものとする。		
ただし、各作業区分別工数比率は台数補正を行うものとする。	ただし、各作業区分別工数比率は台数補正を行うものとする。	

第2 コラム形水中ポンプ設備

		現行				改正	備考
	第	3章 揚排水ポン	プ設備			第3章 揚排水ポンプ設備	
; 2 コラム形水中ポン	ンプ設備				現行のとおり		
に適用する。 1-1 適用条件 この基準が	ラムパイプに水中モータ: が適用できるポンプ形式 表 - 3 ・ 1 8 ポンプ?	、ポンプロ径、計画	画吐出量及び揚程筆	6囲 は表-3・18			
	ポンプ形式	ポンプロ径	計画吐出量	揚程範囲			
	// // // // // // // // // // // // //	7 O O mm	1 m ³ /s				
水中モー	-タポンプ	7 0 0 11111	1 m ⁹ /s	6 ∼ 9 m			
1-2 区分及び村	構成 水中ポンプ設備の区分及	び構成は、表-3	・19による。	6 ~ 9 m			
L 1-2 区分及び [‡] コラム形 ₇	構成 水中ポンプ設備の区分及	 び構成は、表-3 -3・19 区分及	・19による。				
L 1-2 区分及び [†] コラム形7	構成 水中ポンプ設備の区分及	 び構成は、表-3 -3・19 区分及 構	・19による。				
L	構成 水中ポンプ設備の区分及 表-	び構成は、表-3 -3・19 区分及 構 品 交流発電機、内膚	・19による。 なび構成 成 滅燃料槽、始動用著	文 香電池、充電器、発	電機盤、操		
1-2 区分及び [†] コラム形 ⁷ 区 分 ポンプユニット 電源・操作設備 コラムパイプ	構成 水中ポンプ設備の区分及 表- ポンプ本体、付属品 発電装置(原動機、	び構成は、表-3 -3·19 区分及 構 こ - 交流発電機、内庫、ケーブル、ケー	・19による。 び構成 成 蔵燃料槽、始動用著 ブルリール、保護	文 香電池、充電器、発	電機盤、操		
L	構成 水中ポンプ設備の区分及 表- ポンプ本体、付属品 発電装置(原動機、 作盤)、接地端子箱、	び構成は、表-3 -3·19 区分及 構 こ - 交流発電機、内庫、ケーブル、ケー	・19による。 び構成 成 蔵燃料槽、始動用著 ブルリール、保護	文 香電池、充電器、発	電機盤、操		
L 1 — 2 区分及び [‡] コラム形7	構成 水中ポンプ設備の区分及 表- ポンプ本体、付属品 発電装置(原動機、 作盤)、接地端子箱、 コラムパイプ、吐出	び構成は、表-3 -3·19 区分及 構 こ - 交流発電機、内庫、ケーブル、ケー	・19による。 び構成 成 蔵燃料槽、始動用著 ブルリール、保護	文 香電池、充電器、発	電機盤、操		

- (注) 発電装置から独立して設置する操作盤は電源・操作設備に含むものとする。
- 2 点検・整備原価
- 2-1 補助材料費

補助材料費率は、「第3章第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。

2-2 直接経費

直接経費率は、「第3章第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。

2-3 点検工数

点検工数は、表-3・20を標準とする。

- 2 点検・整備原価
- 2-1 補助材料費

補助材料費は「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずるものとする。

2-2 直接経費

直接経費は「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずるものとする。

2-3 点検工数

点検工数は、表-3・20を標準とする。

平成24年度 機械設備積算基準【点検・コラム形水中ポンプ設備】対比表

現 行 備考 正 表一3・20 標準点給工数

表-3・20 標準点検工数

	1	6 2 0 保华总领工数		
区分及び設備名		単位	標準点検工数(H)	
		事 位	年点検	月点検
全般		1機場当り	2.3	1.3
サンプラー、し	格納庫点検	ポンプ1台当り	6.4	2.6
ポンプユニット	機場点検	ポンプ1台当り	7.0	2.9
電源・操作設備		発電装置1台当り	7. 1	2. 7
コラムパイプ、配管	・弁類	コラムパイプ1基当り	1. 9	0.9
水位計		水位計1台当り	1.4	0.4
除塵設備		除塵機1台当り	5.7	1.9
確認運転		ポンプ1台当り	5.1	1.9
取付・取外し		ポンプ1台当り	25.1	

- (注) 1. 全般には、付属設備の点検を含む。
 - 2. ポンプユニットは、点検を行う場所に応じ、格納庫点検・機場点検のいずれかを計上する。
 - 3. 取付・取外しは、可搬設備(ポンプ本体、電源・操作設備)を機場において確認運転する場合に適用
 - 4. 取付・取外しの職種構成比は、点検整備工80%、普通作業員20%とする。
 - 5. 確認運転は実排水運転を行い、設備全体の機能確認を行うものとする。
 - 6. 確認運転に伴うポンプ本体、電源・操作設備等の格納庫と機場間の運搬費は、共通仮設費(運搬費) として別途計上する。
 - 7. 取付・取外しに伴う機械経費(トラッククレーン等)は、直接経費として必要に応じ別途計上する。
- 2-4 共通仮設費

共通仮設費率は、「第3章 第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。

2-5 点検整備間接費

点検整備間接費率は、「第3章 第1 揚排水ポンプ設備」に準ずる。

	委	そー3・20 標準点検上数		
区分及び設備名		単位	標準点検工数(H)	
		事 1 ²	年点検	月点検
全般		1機場当り	2.3	1.3
ポンプユニット	格納庫点検	ポンプ1台当り	6.4	2.6
ベンノユーット	機場点検	ポンプ1台当り	7.0	2.9
電源・操作設備		発電装置1台当り	7.1	2.7
コラムパイプ、配管・	弁類	コラムパイプ1基当り	1.9	0.9
水位計		水位計1台当り	1.4	0.4
除塵設備		除塵機1台当り	5.7	1.9
確認運転		ポンプ1台当り	5.1	1.9
取付・取外し		ポンプ1台当り	2	5.1

- (注) 1. 全般には、付属設備の点検を含む。
 - 2. 標準点検工数は取付・取外しを除き点検整備工による点検とする。
 - 3. ポンプユニットは、点検を行う場所に応じ、格納庫点検・機場点検のいずれかを計上する。
 - 4. 取付・取外しは、可搬設備(ポンプ本体、電源・操作設備)を機場において確認運転する場合に適用 する。
 - 5. 取付・取外しの職種構成比は、点検整備工80%、普通作業員20%とする。
 - 6. 確認運転には実排水運転、設備全体の機能確認が含まれる。
 - 7. 確認運転に伴うポンプ本体、電源・操作設備等の格納庫と機場間の運搬費は、共通仮設費(運搬費)
 - 8. 取付・取外しに伴う機械経費(トラッククレーン等)は、直接経費として必要に応じ別途計上する。
- 2-4 共通仮設費

共通仮設費は「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずるものとする。

2-5 点検整備間接費

点検整備間接費は「第1章 一般共通(揚排水ポンプ設備)」に準ずるものとする。



現行のとおり

1 適用範囲

この基準は、道路排水設備の点検・整備に適用する。

1-1 区分及び構成

道路排水設備の区分及び構成は、表-5・1のとおりとする。

表-5・1 区分及び構成

区	分	構成
排水設備	ポンプ゜設備	水中ポンプ (本体、水中ケーブル、ベンド、ガイドパイプ、ガイドフック、ポンプ吊上げ用チェン、ガイドコネクタ等)水位測定装置 (フロートスイッチ、電極式等)、ポンプ槽、沈砂池、スクリーン、流入路、排水路等
	配管設備	主配管及び小配管、弁類、(逆止弁、仕切弁等)、管継手類(伸縮管、エルボ、 チーズ、フランジ等)、配管架台等
操作制御設備		機側操作盤、遠方操作盤、手元開閉器
電源設備		受電盤、配電盤、発電装置、燃料槽
補助機器設備		クレーン装置(チェンブロック)、換気扇、換気装置、照明設備

1-2 適用規格

この基準を適用する機種の規格は、水中ポンプ(口径400m以下)を標準とする。

2 点検原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(1)標準点検工数」により求めた値を「(3)工数補正」により補正して算出するものとする。

(1) 標準点検工数

道路排水設備の点検工数は、表-5・2を標準とする。

表-5・2 標準点検工数

区	分	標準点検工数(H/1 台分)	自家発電設備標準点検工数 (H/1設備)
月点	京検	$Y = 0$. $0 \ 0 \ 3 \ X + 2$. 4	Y = 0. 002X + 3. 2
年点	京 検	Y = 0.03X + 3.3	Y = 0.03X + 5.7

- (注) 1. Yは標準工数 (H/1 台分)、xは1台当りのポンプロ径(mm)である。
 - 2. 標準工数は、点検整備工による点検を標準とする。
 - 3. 標準工数の点検範囲は、ポンプ設備、操作制御設備、配管設備、補助機器設備、電源設備(自家発電設備を除く)の点検、試運転、準備、後片付けまでとする。
 - 4. 自家発電設備の点検工数は、1設備当りの加算工数式による。
- (2) 作業区分別工数比率

区分別工数比率は、表-5・3を標準とする。

2 点検原価

2-1 点検工数

点検工数は、「(1)標準点検工数」により求めた値を「(3)工数補正」により補正して算出するものとする。

(1) 標準点検工数

道路排水設備の点検工数は、表-5・2を標準とする。

表-5・2 標準点検工数

区 分	標準点検工数 (<mark>時間</mark> /1台分)	自家発電設備標準点検工数 (<mark>時間</mark> /1 設備)
月点検	Y = 0. 003 x + 2. 4	Y = 0. 002 x + 3. 2
年 点 検	Y = 0.03 x + 3.3	Y = 0.03 x + 5.7

- (注) 1. Yは標準工数 (時間/1台分)、xは1台当りのポンプロ径(mm)である。
 - 2. 標準工数は、点検整備工による点検を標準とする。
 - 3. 標準工数の点検範囲は、ポンプ設備、操作制御設備、配管設備、補助機器設備、電源設備(自家発電設備を除く)の点検、試運転、準備、後片付けまでとする。
 - 4. 自家発電設備の点検工数は、1設備当りの加算工数式による。

現行のとおり

		行			改 訂	備
	表 - 5 · 3 作業区			現行のとおり		
	区分		女比率			
機械名	単位数		年点検			
排水設備	台 1	8 7	8 6			
操作制御設備	式 1	1 3	1 4			
計		1 0 0	1 0 0			
(注) ポンプ設備は1台	台当り、操作制御設備	情は1設備当りとする	Ď.			
らのとする。						